

事務連絡
平成 24 年 6 月 7 日

各府省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（案）」について（協議）

平素より地域主権改革の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

4 月 27 日に総理ご出席の地域主権戦略会議で、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度（基本構成）」が了承されたことを受けて、これまでの「アクション・プラン」推進委員会等におけるご議論やこれまでの経済産業省、国土交通省、環境省とのやりとりを踏まえ、別添：「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（閣議決定案）」を作成いたしましたので協議させていただきます。

つきましては、ご質問については、6 月 7 日（木）12 時まで、ご意見については、6 月 7 日（木）17 時までにご提出ください（いずれも様式任意。）。

なお、本件照会文書の取扱については、嚴重取扱注意をお願いいたします。

留意点 1）今後のスケジュールについては、6 月 8 日（金）夕刻に開催する「アクション・プラン」推進委員会で閣議決定案のご議論をいただき、与党審査等を経て、6 月 15 日に閣議決定することを想定しております。

留意点 2）大変恐縮ですが、上記のようなスケジュールを想定しておりますので、7 日（木）については、勤務時間終了後もやりとりをさせていただく可能性がある旨あらかじめご承知おきください。

留意点 3）事実誤認・記載ミス等のご指摘については、上記期限以降も対応させていただきますので、上記意見の提出にあたっては、その旨お含みおきください。

- 「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（閣議決定案）」の別紙２「備考」の記載について

これまで「当てはめ修正試案」で不都合が生じると回答があったものを中心に別紙２の備考において「特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。」と記載。

（「地方の考え方が反映されうる方策」について提案があったものは、さらに備考で詳細に記載。）

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について(案)

〔平成24年〇月〇日〕
閣議決定

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲については、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」に定めるほか、次のとおりとする。

- 1 個別の法律により規定された事務・権限であって経済産業局、地方整備局、地方環境事務所(以下「移譲対象出先機関」という。)が法令による委任を受け又は通達等に基づき移譲対象出先機関の長が実施しているもの(以下「移譲対象出先機関実施事務等」という。)のうち別紙1に掲げるものは、移譲の対象とする。また、当該事務等の移譲後の事務の区分、国の関与、大臣の並行権限等は、別紙1を基本とする。
- 2 移譲対象出先機関実施事務等のうち別紙2に掲げるものは、原則移譲の対象とする方向で引き続き検討を行い、平成24年中を目途に結論を得て、閣議で決定を行う。
- 3 移譲対象出先機関の事務等のうち法令で個別に規定されていないものであって移譲の対象となった事務等に関連するもの(以下「移譲関連事務等」という。)については、事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等が地域における事務として自ら実施することにより移譲対象出先機関と同様の役割を果たすこととする。このため、
 - ① 移譲関連事務等を特定広域連合等が実施することを認定前に確認する
 - ② 事務等移譲計画、実施計画の中で移譲関連事務等の実施について必要な記述を行うよう措置する。

I 經濟産業局

移譲対象出先機関実施事務等

―目次―

I. 経済産業局関係（64法律）

（1）公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）	…1
（2）自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）	…2
（3）中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	…4
（4）工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）	…6
（5）外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	…8
（6）小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）	…9
（7）伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）	…11
（8）商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	…12
（9）鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）	…13
（10）鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）	…17
（11）採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）	…18
（12）民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）	…20
（13）航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）	…21
（14）商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）	…22
（15）武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）	…23
（16）信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）	…24
（17）ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）	…26
（18）下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）	…34
（19）租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	…35
（20）中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）	…36
（21）工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）	…38
（22）関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）	…39
（23）割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）	…40
（24）電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）	…46
（25）家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百号）	…47
（26）河川法（昭和三十九年法律第六十七号）	…49
（27）電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）	…50
（28）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和四十二年法律第四十九号）	…53
（29）砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）	…55
（30）消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	…56
（31）伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）	…57
（32）特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）	…59
（33）揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）	…61
（34）エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	…65
（35）資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）	…67
（36）商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）	…68

(3 7) 計量法 (平成四年法律第五十一号)	…69
(3 8) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律 (平成四年法律第五十三号)	…70
(3 9) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成四年法律第七十五号)	…71
(4 0) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法 (平成四年法律第九十号)	…72
(4 1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成七年法律第百十二号)	…73
(4 2) 中心市街地の活性化に関する法律 (平成十年法律第九十二号)	…74
(4 3) 特定家庭用機器再商品化法 (平成十年法律第九十七号)	…75
(4 4) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成十年法律第百十七号)	…76
(4 5) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成十一年法律第十八号)	…78
(4 6) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成十一年法律第百三十一号)	…80
(4 7) アルコール事業法 (平成十二年法律第三十六号)	…83
(4 8) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成十二年法律第百十六号)	…87
(4 9) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (平成十四年法律第六十二号)	…89
(5 0) 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成十四年法律第八十七号)	…90
(5 1) 個人情報保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号)	…91
(5 2) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成十七年法律第五十一号)	…92
(5 3) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号)	…93
(5 4) 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (平成十八年法律第三十三号)	…95
(5 5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号)	…96
(5 6) 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二号)	…98
(5 7) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第三十九号)	…99
(5 8) 統計法 (平成十九年法律第五十三号)	…100
(5 9) 株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号)	…101
(6 0) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成二十年法律第三十三号)	…102
(6 1) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成二十年法律第三十八号)	…104
(6 2) 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 (平成二十一年法律第八十号)	…105
(6 3) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (平成二十三年法律第二十九号)	…106
(6 4) 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)	…107

I 一(1) 法律名：公益信託ニ関スル法律(T11法62)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
2①	公益信託の引受けの許可	通達・訓令等
3	公益信託の監督	通達・訓令等
4①	公益信託の検査、処分の命令	通達・訓令等
5①	公益信託の変更の命令	通達・訓令等
6	公益信託の変更、併合、分割の許可	通達・訓令等
7	受託者の任務を辞する許可	通達・訓令等
8	信託法に規定する裁判所の権限に関する事務	通達・訓令等
9	公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の継続	通達・訓令等

I 一(2) 法律名: 自転車競技法(S23法209)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2	競輪開催前の届出受理(大臣への経由)	法2	法定		

I 一(2) 法律名：自転車競技法(S23法209)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
2	競輪の開催届の受理	通達・訓令等
7②	競輪施行の調整に関する指示に係る事務 (年度開催計画の届出經由事務及び日取り調整会議の開催)	通達・訓令等
50	競輪施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令	通達・訓令等
51①、②	競輪施行者に対する競輪開催の制限に関する命令、競輪場等の設置者に対する業務の 制限に関する命令	通達・訓令等
53①	競輪施行者等に対する報告徴収又は立入検査 (競輪場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告及び調査)	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(3) 法律名: 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9の2⑦	特定共済組合の事業の承認	法111④ 令34①IV	自治		
9の2の3	事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外 の者の事業の利用の特例の認可	法111④ 令34①IV	自治		
<9の2の 3>	協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用 の特例の認可 ※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①IV	自治		
9の6の2 ①④	事業協同組合及び事業協同小組合の共済規程の 認可等	法111④ 令34①IV	自治		
<9の6の2 ①④>	協同組合連合会の共済規程の認可等 ※法9の9⑤において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業 法305>	共済代理店に対する立入検査等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業 法306>	共済代理店に対する業務改善命令 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業 法307① Ⅲ>	共済代理店に対する登録の取消し等 ※法9の7の5①において準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業 法305>	協同組合連合会に対する立入検査等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①におい て準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業 法306>	協同組合連合会に対する業務改善命令 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①におい て準用	法111④ 令34①IV	自治		
<保険業 法307① Ⅲ>	協同組合連合会に対する登録の取消し等 ※法9の9⑤において準用する法9の7の5①におい て準用	法111④ 令34①IV	自治		
9の9④	特定共済組合連合会の特例の承認	法111④ 令34①IV	自治		
27の2①	事業協同組合等の設立認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
31	火災共済協同組合等の成立の届出	法111④ 令34①IV	自治		
35の2	役員の変更の届出	法111④ 令34①IV	自治		
48	総会の招集請求があつた日から10日以内に理事 が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承 認	法111④ 令34①IV	自治		
51②	定款の変更の認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
57の3⑤	信用協同組合等の事業等の譲渡又は譲受けの認 可	法111④ 令34①IV	自治		
57の5	余裕金運用の制限の緩和の認可	法111④ 令34①IV	自治		
58の7② ③	共済計理人による意見書の提出	法111④ 令34①IV	自治		
58の8	共済計理人に対する解任命令	法111④ 令34①IV	自治		

I 一(3) 法律名： 中小企業等協同組合法 (S24法181)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
62②	事業協同組合等の解散の届出	法111④ 令34①IV	自治		
62④	責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
66①	事業協同組合等の合併の認可	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
96⑤	解散登記の嘱託	法111④ 令34①IV	自治		
104	不服の申出に対する措置等	法111④ 令34①IV	自治		
105	請求に基づく会計状況の検査等	法111④ 令34①IV	自治		
105の2① ②	決算関係書類の受理等	法111④ 令34①IV	自治		
105の3① ～④	報告の徴収	法111④ 令34①IV	自治		
105の4① ～④	検査等	法111④ 令34①IV	自治		
106①	法令等の違反に対する措置命令	法111④ 令34①IV	自治		事後報告
106②③	法令等の違反に対する解散命令等	法111④ 令34①IV	自治		
106の2① ②④⑤	共済事業に係る監督上の処分	法111④ 令34①IV	自治		
106の3	届出の受理	法111④ 令34①IV	自治		

I ー(4) 法律名： 工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
19①②、 20①、23 ①～③	認証機関の登録	法69の6 令3①	法定		事後報告
25②	認証機関の登録申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示	法69の6 令3①	法定		事後報告
<25②>	認証機関の登録更新申請に係る製品評価技術基盤機構に対する調査指示 ※法28②において準用	法69の6 令3①	法定		事後報告
28①	登録の更新	法69の6 令3①	法定		事後報告
29②	登録認証機関の地位を承継した者からの届出	法69の6 令3①	法定		事後報告
31③、 32、33 ①、34	国内登録認証機関からの届出等	法69の6 令3①	法定		事後報告
36	国内登録認証機関に対する適合命令	法69の6 令3①	法定	○	事後報告
37	国内登録認証機関に対する改善命令	法69の6 令3①	法定	○	事後報告
40①	国内登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査	法69の6 令3①	法定	○	事後報告
21①②	認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査	法69の6 令3②	法定	○	事後報告
22	認証製造業者等に対する表示の除去命令等	法69の6 令3②	法定	○	事後報告

I 一(4) 法律名：工業標準化法(S24法185)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
38	国内登録認証機関に対する登録の取り消し等	法69の6 令3①

I 一(5) 法律名：外国為替及び外国貿易法(S24法228)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
25①	役務取引の許可のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの	通達・訓令等
48①	輸出許可のうち貿易経済協力局長が別に定めるもの輸入証明書の発給	通達・訓令等
67①	輸出許可及び役務取引許可に条件を付すること 輸出承認に条件を付すること	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(6) 法律名： 小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4	競走開催前の届出	法4	法定		

I 一(6) 法律名：小型自動車競走法(S25法208)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4	小型自動車競走の開催に関する届出の受理に係る事務(経由)	通達・訓令等
10②	小型自動車競走施行の調整に関する指示に係る事務(日取り調整会議の開催)	通達・訓令等
54	小型自動車競走施行者等に対する法律の施行の確保のため必要な命令	通達・訓令等
55①②	小型自動車競走施行者に対する小型自動車競走の開催の制限に関する命令、小型自動車競走場等の設置者に対する業務の制限に関する命令	通達・訓令等
57①	小型自動車競走施行者等に対する報告徴収又は立入検査 (小型自動車競走場及び場外車券売場の施設改修計画の事前報告及び調査)	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(7) 法律名： 伊東国際観光温泉文化都市建設法(S25法222)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3②	事業執行者が観光温泉資源の保護のため、鉱業又は採石業に関する者について禁止又は制限行為をしようとする場合の事前同意	法3②	法定		

I 一(8) 法律名: 商品先物取引法(S25法239)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
157①②	商品取引所、その子会社若しくはその会員等に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①	法定	○	指示 事後報告
214の3③ ⑤	商品先物取引業者に係る事故の確認申請の受理	法354③ 令57①	法定	○	同意
231①～ ③	商品先物取引業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①～③	法定	○	指示 事後報告
232①②	商品先物取引業者に対する業務改善命令等	法354③ 令57①	法定	○	同意 指示
235①②	純資産額規制比率についての命令	法354③ 令57①	法定	○	同意 指示
<158②>	商品先物取引業者に対する措置命令における意見聴取等 ※法237において準用	法354③ 令57①	法定	○	指示 事後報告
<158②>	商品先物取引仲介業者に対する監督上の処分における意見聴取等 ※法240の25において準用	法354③ 令57①	法定	○	指示 事後報告
<214の3 ③⑤>	商品先物取引仲介業者に係る事故の確認申請の受理 ※法240の17において準用	法354③ 令57①	法定	○	同意
<214の3 ③⑤>	特定店頭商品デリバティブ取引業者に係る事故の確認申請の受理 ※法349③において準用	法354③ 令57①	法定	○	同意
240の22 ①②	商品先物取引仲介業者に対する報告徴収及び立入検査	法354③ 令57①④⑤	法定	○	指示 事後報告
349⑤⑦	特定店頭商品デリバティブ取引業者に対する立入検査及び改善措置命令	法354③ 令57①⑧～ ⑪	法定	○	同意 指示

I 一(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
19	試掘権の延長の許可	法145 規則61①
38①③⑦	特定区域の指定等	法145 規則61①
39①②	特定区域内の鉱業申請の許可	法145 規則61①
40①～⑤⑦	特定開発者の選定等	法145 規則61①
41①～③	特定開発者である試掘権者による採掘権の設定申請の許可	法145 規則61①
43①～③	共同鉱業権者の代表者の届出の受理等	法145 規則61①
45①②	特定区域内の鉱区の増減申請の許可	法145 規則61①
51の2①～③	鉱業権の移転の許可	法145 規則61①
51の3①②	鉱業権の相続及びその他の一般承継の届出の審査等	法145 規則61①
52	錯誤を訂正するための鉱業権の取消又は変更の処分	法145 規則61①
53	鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消	法145 規則61①
53の2③	鉱業権の取消等に係る補償金の決定等	法145 規則61①
54	鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消	法145 規則61①
55	鉱業権の取消	法145 規則61①
56①	聴聞の実施	法145 規則61①
57①	抵当権者に対する採掘権の取消又は放棄の通知	法145 規則61①
58	抵当権者に対する採掘権の取消又は放棄の通知	法145 規則61①
61	表示の変更登録および通知	法145 規則61①
62②～④	事業着手延期又は事業休止の認可等	法145 規則61①
63の2①②	施業案の認可	法145 規則61①
64の2①③	管理人の承諾を得ることができないときの決定等	法145 規則61①

I 一(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
66④	重複鉱区における鉱業権者の承諾を得ることができないとき等の決定	法145 規則61①
67	鉱種名の変更の届出の受理及び確認	法145 規則61①
68	鉱業事務所の所在地等の届出の受理	法145 規則61①
70の2①	定期報告の受理	法145 規則61①
88	鉱業権の交換又は売渡しの勧告	法145 規則61①
100①～④	施業案の変更の勧告等	法145 規則61①
100の2①～③	鉱物の探査の許可	法145 規則61①
100の3	探査に係る許可基準の適合審査	法145 規則61①
100の4①③	探査の変更の許可等	法145 規則61①
100の5	探査の許可の取消	法145 規則61①
100の6	違反行為に対する措置	法145 規則61①
100の8①	探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割の承認	法145 規則61①
100の9①	探査の許可を受けた者の相続の承認	法145 規則61①
100の10	探査を行う国の機関との協議	法145 規則61①
100の11	探査結果の報告の受理	法145 規則61①
101①②	他人の土地の立入等に係る許可等	法145 規則61①
102	他人の土地への立入りの許可	法145 規則61①
106①～③⑤⑥	他人の土地の使用等に係る許可等	法145 規則61①
106の2③	他人の土地の使用等の手続が保留される旨の公告等	法145 規則61①
107③	土地の使用等の許可に関する書類の写しの送付	法145 規則61①
117③	供託金額の決定等	法145 規則61①

I 一(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
119	供託金の取戻しの承認	法145 規則61①
120	事業停止命令	法145 規則61①
122	和解の仲介の申立ての受理	法145 規則61①
123①	和解仲介員の名簿の作成	法145 規則61①
124①	和解仲介員の指定	法145 規則61①
137	出願書等の修正又は補充命令	法145 規則61①
138	立会命令	法145 規則61①
139	出願又は申請の却下	法145 規則61①
140①	鉱区等の実地調査依頼の受理	法145 規則61①
141	処分の公示	法145 規則61①
142	相手方が知れないとき等の掲示等	法145 規則61①
143①～④	負担金の強制徴収等	法145 規則61①
144①②	報告及び検査	法145 規則61①
21①②	鉱業出願の許可	法145 規則61②
23①～③	共同鉱業出願人の代表者の届出の受理等	法145 規則61②
24	都道府県知事との協議	法145 規則61②
25①②	土地の所有者の意見書の提出機会の付与等	法145 規則61②
26	設備設計書の提出命令	法145 規則61②
27③	優先権者の決定	法145 規則61②
29①②	鉱業出願に係る許可基準の適合審査	法145 規則61②
31①③	採掘出願地の増減命令	法145 規則61②

I 一(9) 法律名：鉱業法(S25法289)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
32①②	転願命令	法145 規則61②
33①②	試掘出願命令	法145 規則61②
34①②	採掘出願地の増減命令及び転願命令に係る意見の聴取等	法145 規則61②
36③	鉱業出願人の地位を承継しないときの届出の受理	法145 規則61②
47①～③⑤	掘進増区の決定等	法145 規則61②
48①③④	鉱区の増減命令等	法145 規則61②
49①②	採掘出願命令等	法145 規則61②
63①～③	施業案の届出の受理又は認可	法145 規則61②
76④	租鉱権の存続期間の延長の認可	法145 規則61②
77①③	租鉱権の設定の認可	法145 規則61②
83①	租鉱権の取消	法145 規則61②
89①	鉱区の増減の出願に係る協議の勧告	法145 規則61②
90	鉱区増減の出願に係る協議をすることができないとき等の決定	法145 規則61②
91①②	鉱区の増減の出願に係る協議をすることができないとき等の決定の際の意見聴取	法145 規則61②
93	鉱区相互間の鉱区の増減の決定等	法145 規則61②
94②	鉱区相互間の鉱区の増減の決定等	法145 規則61②
96②	租鉱料の割合の決定	法145 規則61②
117②	供託金額の決定	法145 規則61②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(10) 法律名：鉱業法施行法 抄(S25法290)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
12②	鉱業権の鉱区が重複する場合における経産局長の決定の申請の受理	法12②
13④	補償金に関する経産局長の決定の申請の受理	法13④
26	錯誤を訂正するための鉱業権の取消し又は変更の処分	法26

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(11) 法律名： 採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	採石権の設定、譲受についての協議の許可	法9①	法定		
10①②	許可の基準等	法10①②	法定		
11	許可の通知	法11	法定		
12	採石権決定の申請の受理	法12	法定		
13①②	申請書の副本の交付等	法13①②	法定		
14①②	土地についての新たな権利設定の許可、採石権の変更、消滅の許可等	法14①②	法定		
15①～③	土地買取決定の申請の受理等	法15①～③	法定		
16①～④	採石権設定の決定基準等	法16①～④	法定		
17①②	意見の聴取	法17①②	法定		
18	公害等調整委員会の承認	法18	法定		
19①～③	採石権設定等の決定	法19①～③	法定		
20②	決定の方式	法20②	法定		
24②	担保の提供の決定	法24②	法定		
27	処分の制限の登記のまつ消	法27	法定		
28	採石権存続期間更新決定の申請の受理	法28	法定		
29①②	採石権の存続期間の決定等	法29①②	法定		
34②～④ ⑥	鉱業権者との協議	法34②～④ ⑥	法定		
34の6	採石業者に対する指導及び助言	法42の3 令4	法定	○	
34の7	資料の提出の要求等	法42の3 令4	法定	○	
36①～③ ⑤⑥	他人の土地使用に係る許可等	法36①～③ ⑤⑥	法定		
36の2③	他人の土地使用の手続の保留に係る公告等	法36の2③	法定		

I ー(11) 法律名: 採石法(S25法291)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
37③	土地の使用又は使用の許可に関する書類の送付	法37③	法定		
38	審査請求についての鉱業法の準用	法38	法定		
41	処分の公示	法41	法定		
42①	報告及び検査	法42①	法定	○	
42の2の2	経済産業大臣の指示	法42の3 令4	法定	○	

I 一(12) 法律名: 民事調停法(S26法222)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<27～30>	経済産業局長の意見陳述等 ※法33において準用	法33	法定		

I－(13) 法律名：航空機製造事業法(S27法237)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
2の9②	許可事業者の設備の検定	通達・訓令等
<2の9②>	届出事業者の設備の検定 ※3の2②において準用	通達・訓令等
6②	航空機の製造方法に関する設備及び作業者の技術の検定	通達・訓令等
8②	航空検査技術者の選任の届出の受理	通達・訓令等
8⑥	航空機の製造確認に関する届出の受理	通達・訓令等
<8②>	航空検査技術者の選任の届出の受理 ※10②において準用	通達・訓令等
<8⑥>	航空機の修理確認に関する届出の受理 ※10②において準用	通達・訓令等
<8②>	航空検査技術者の選任の届出の受理 ※12②において準用	通達・訓令等
<8⑥>	航空機用機器の製造証明に関する届出の受理 ※12②において準用	通達・訓令等
<6②>	航空機の修理方法に関する設備及び作業者の技術の検定 ※9②において準用	通達・訓令等
11①	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定	通達・訓令等
<6②>	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定 ※11②において準用	通達・訓令等
14①	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定	通達・訓令等
<6②>	航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定 ※14②において準用	通達・訓令等

I－(14) 法律名：商工会議所法(S28法143)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
27①	設立の認可	通達・訓令等
27③	設立の認可に当たっての都道府県への意見の聴取	通達・訓令等
28	設立の認可又は不認可の通知	通達・訓令等
46②	定款変更の認可(第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものに限る)	通達・訓令等
<27③>	商工会議所の定款変更の認可に当たっての都道府県への意見の聴取 ※46④において準用	通達・訓令等
<28>	定款変更の認可又は不認可の通知 ※46④において準用	通達・訓令等
58①	報告の徴収及び検査	通達・訓令等
59①	警告及び業務の一部の停止	通達・訓令等
59②	地区の変更又は解散の勧告	通達・訓令等
59④	業務の一部の停止、設立認可の取消し、地区の変更又は解散の勧告に当たっての都道府県への意見の聴取	通達・訓令等
60②	解散の認可	通達・訓令等
<28>	解散の認可又は不認可の通知 ※60④において準用	通達・訓令等
60の2②	合併の認可	通達・訓令等
<27③>	合併の認可に当たっての都道府県への意見の聴取 ※60の2⑤において準用	通達・訓令等
<28>	合併の認可又は不認可の通知 ※60の2⑤において準用	通達・訓令等
61	清算人の選任	通達・訓令等
62①②	財産処分の方法の認可	通達・訓令等
<28>	財産処分の方法の認可又は不認可の通知 ※62④において準用	通達・訓令等
62の3	清算終了の届出の受理	通達・訓令等

I 一(15) 法律名：武器等製造法(S28法145)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4	武器の製造の許可	通達・訓令等
11①	武器の保管について定めた保管規程の認可	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(16) 法律名: 信用保証協会法(S28法196)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
35	信用保証協会に対する報告徴収・検査	法50② 令5②	法定	○	事後報告

I 一(16) 法律名：信用保証協会法(S28法196)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
43	支援機関に対する報告徴収・検査	法50② 令5②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(17) 法律名： ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39の3② I	販売の制限免除の届出の受理	法52の2 令13表XX II	法定		事後報告
39の5	ガス用品の製造又は輸入の事業の届出の受理	法52の2 令13表XX III	法定		事後報告
39の6②	届出事業者の地位の承継の届出の受理	法52の2 令13表XX III	法定		事後報告
39の7か ら9及び 10① I	届出事業者の変更等の届出の受理等	法52の2 令13表XX III	法定		事後報告
39の13	届出事業者に対する改善命令	法52の2 令13表XX IV	法定	○	事後報告
39の14	届出事業者に対する表示の禁止命令	法52の2 令13表XX IV	法定	○	事後報告
46①	報告の徴収(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表XX IX	法定	○	指示 事後報告
47①	立入検査(ガス用品の製造・輸入事業者に関するものに限る。)	法52の2 令13表XX IX	法定	○	指示 事後報告
47の2①	ガス用品の提出命令	法52の2 令13表XXX	法定	○	指示 事後報告
49①	表示の禁止に係る聴聞 ※法39の14の規定に基づく権限の行使に係る場合 に限る(届出事業者の表示に関するもの)	法52の2 令13表XXX II	法定	○	事後報告

I 一(17) 法律名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
3	一般ガス事業の許可	法52の2 令13表 I
6①	一般ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表 I
7	一般ガス事業の開始の届出の受理等	法52の2 令13表 I
9①②④	一般ガス工作物等の変更の届出の受理	法52の2 令13表 I
9⑤	変更・中止命令(一般ガス工作物等の変更)	法52の2 令13表 I
11②	一般ガス事業者の地位の承継	法52の2 令13表 I
13①②	事業の休止及び廃止の許可、法人解散の認可	法52の2 令13表 I
15①②	一般ガス事業者に対する変更許可の取消し等	法52の2 令13表 I
<14③>	一般ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法15の③において準用	法52の2 令13表 I
17①④⑤⑦⑧	供給約款の認可等	法52の2 令13表 I
18	供給約款に関する命令及び処分	法52の2 令13表 I
20ただし書	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表 I
22①③ただし書	一般ガス事業者による託送供給の届出の受理等	法52の2 令13表 I
22④⑥	変更命令・託送供給命令(一般ガス事業者による託送供給)	法52の2 令13表 I
<22①>	一般ガス事業者による託送供給の変更の届出の受理 ※法22②において準用	法52の2 令13表 I

I－(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
22の2①	一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件についての届出の受理等	法52の2 令13表 I
22の2③④⑤	変更命令等(一般ガス事業者による託送供給に係る料金その他の供給条件)	法52の2 令13表 I
22の5①④⑥⑦	供給区域外への供給の届出の受理	法52の2 令13表 I
22の5⑤	変更・中止命令(供給区域外への供給)	法52の2 令13表 I
<22の5④⑥>	供給区域外への供給の変更の届出の受理 ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表 I
<22の5⑤>	変更・中止命令(供給区域外への供給の変更) ※法22の5⑧において準用	法52の2 令13表 I
23①③⑤	供給区域外への大口供給の届出の受理	法52の2 令13表 I
23④	変更・中止命令(供給区域外への大口供給)	法52の2 令13表 I
24	供給区域外へのガスの使用者に対して導管によりガスを供給する場合の届出の受理	法52の2 令13表 I
25①②	ガスの供給計画の届出の受理	法52の2 令13表 I
25④⑤	変更等の勧告(ガスの供給計画)	法52の2 令13表 I
25の2②	一般ガス事業者に対する大口供給に係る事業の運営の改善措置命令	法52の2 令13表 I
26②	財務計算に関する諸表の受理	法52の2 令13表 I
26の2②	業務区分ごとの収支状況を記載した書類の受理	法52の2 令13表 I
27	減価償却等に関する命令	法52の2 令13表 I

I－(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<7>	供給区域等の変更の許可 ※法8①③において準用	法52の2 令13表Ⅱ
10①	事業の譲渡及び譲受けの認可	法52の2 令13表Ⅲ
10②	法人の合併及び分割の認可	法52の2 令13表Ⅲ
15	供給区域等の変更の許可の取消し	法52の2 令13表Ⅳ
17①④⑤⑦⑧	供給約款の認可等	法52の2 令13表Ⅳ
17⑨	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生日までの待機期間の短縮	法52の2 令13表Ⅰ
17⑩	供給約款の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	法52の2 令13表Ⅰ
18	供給約款に関する命令及び処分	法52の2 令13表Ⅳ
20ただし書	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表Ⅳ
22の4②	一般ガス事業者に対する託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令	法52の2 令13表Ⅴ
25の2①	一般ガス事業者に対する改善命令	法52の2 令13表Ⅵ
25の3	供給区域の調整等の勧告	法52の2 令13表Ⅶ
37の2	簡易ガス事業の許可	法52の2 令13表ⅩⅢ
37の3①	簡易ガス事業の許可の申請の受理	法52の2 令13表ⅩⅢ
37の5①	簡易ガス事業の許可証の交付	法52の2 令13表ⅩⅢ

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<8①>	簡易ガス事業の供給区域等の変更 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<9①②④>	簡易ガス工作物等の変更の届出の受理 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<9⑤>	変更・中止命令(簡易ガス工作物等の変更) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<10①>	簡易ガス事業の譲渡及び譲受けの認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<10②>	法人の合併及び分割の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<11②>	簡易ガス事業者の地位の承継(届出受理) ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<13①>	簡易ガス事業の休止又は廃止の許可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<13②>	法人の解散決議又は総社員の同意の認可 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<14①②③>	簡易ガス事業の許可の取消し等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
<14③>	簡易ガス事業者に対し変更許可の取消し等をしたときの理由書の送付 ※法37の7①において準用、法15③において準用	法52の2 令13表XIII
<15①>	簡易ガス事業の変更許可の取消し ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIII
47の5①	消防庁長官に対する通報	法52の2 令13表XIII
37の6の2	供給約款等以外の供給条件の認可	法52の2 令13表XIV
<7>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用、法37の7①において準用する法8において準用	法52の2 令13表XIV
<8③>	簡易ガス事業の変更開始の届出の受理等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV

I-(17) 法律名: ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<15②>	簡易ガス事業者に対する供給区域等の減少措置 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<14③>	簡易ガス事業者の許可の取消をした時の理由書の送付 ※法15③において準用、法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<17①④⑤⑦⑧>	簡易ガス事業者に対する供給約款の認可等 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<18>	簡易ガス事業者の供給約款に関する命令及び処分 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<25の2②>	簡易ガス事業者に対する改善措置命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XIV
<25の2①>	簡易ガス事業者に対する改善命令 ※法37の7①において準用	法52の2 令13表XV
37の7の2①④⑥	ガス導管事業の届出の受理等	法52の2 令13表XVI
37の7の2⑤	変更・中止命令(ガス導管事業)	法52の2 令13表XVI
<37の7の2①④⑤⑥>	ガス導管事業の変更の届出の受理 ※同条⑧において準用	法52の2 令13表XVI
<37の7の2①④⑤⑥>	変更・中止命令(ガス導管事業の変更) ※同条⑧において準用	法52の2 令13表XVI
37の7の2⑦⑨	ガス導管事業の変更又は廃止の届出の受理	法52の2 令13表XVI
<11②>	ガス導管事業者の地位の承継の届出の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<22①③ただし書>	ガス導管事業者の託送供給の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<22④⑥>	承認ガス導管事業者に対する託送供給命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI

I-(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
<22の2①>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の届出の受理等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<22の2③～⑤>	承認ガス導管事業者による託送供給条件の変更命令等 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
<26②>	財務計算に関する諸表の受理 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVI
37の7の3①③⑤	ガス導管事業者による大口供給の届出の受理	法52の2 令13表XVII
37の7の3④	変更・中止命令(ガス導管事業者による大口供給)	法52の2 令13表XVII
<37の7の3①③⑤>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理 ※法37の9②において準用	法52の2 令13表XVII
<37の7の3④>	変更・中止命令(一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給) ※法37の9②において準用	法52の2 令13表XVII
37の7の4	ガス導管事業者による特定供給の届出の受理	法52の2 令13表XVII
<37の7の4>	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による特定供給の届出の受理 ※法38①において準用	法52の2 令13表XVII
37の9①	一般ガス事業者及びガス導管事業者以外の者による大口供給の届出の受理	法52の2 令13表XVII
<22の4②>	託送供給に伴う禁止行為の停止又は変更命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XVIII
<25の2①>	ガス導管事業者に対する改善命令 ※法37の8において準用	法52の2 令13表XIX
<25の2①>	大口ガス事業者に対する改善命令 ※法37の10において準用	法52の2 令13表XX
43①②	土地の立入許可	法52の2 令13表XXVI
44②	植物の伐採等	法52の2 令13表XXVII

I ー(17) 法律名：ガス事業法(S29法51)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
45の2	監査	法52の2 令13表XXVIII
46①	報告の徴収(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表XXIX
47①	立入検査(ガスを供給する事業に関するものに限る。)	法52の2 令13表XXIX
48	公聴会の開催	法52の2 令13表XXX I
49①	供給区域等の減少に係る聴聞	法52の2 令13表XXX I
51	苦情の申出の受理	法52の2 令13表XXX III

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(18) 法律名：下請代金支払遅延等防止法(S31法120)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9②	親事業者若しくは下請事業者に対する報告徴収又は立入検査の実施	通達・訓令等

I－(19) 法律名： 租税特別措置法(S32法26)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
70の7 ②⑤	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨 の税務署長への通知	法70の7②⑤	法定	○	事後報告
70の7 ②⑥	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への 通知(通知の受理)	法70の7 ②⑥	法定		事後報告
70の7の2 ②⑤	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨 の税務署長への通知	法70の7の2 ②⑤	法定	○	事後報告
70の7の2 ②⑥	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への 通知(通知の受理)	法70の7の2 ②⑥	法定		事後報告
70の7の4 ①⑤	納税猶予に係る期限の確定に係る事実が生じた旨 の税務署長への通知	法70の7の4 ①⑤	法定	○	事後報告
70の7の4 ①⑥	納税猶予の適用を受ける旨の経済産業大臣等への 通知(通知の受理)	法70の7の4 ①⑥	法定		事後報告

I—(20) 法律名： 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
5の7②	協業組合の事業転換の認可	法101の4 令12① I	自治		
5の17①	協業組合の設立の認可	法101の4 令12① II	自治		
5の22	公正取引委員会の請求	法101の4 令12① III	自治		
<中小企業等 協同組合法 35の2>	役員の変更の届出 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事 が総会招集の手続をしなかった場合等の総会招集 の承認 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 51②>	定款の変更の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 57の5>	余裕金運用の制限の緩和の認可 ※法5の23③において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 62②>	解散の届出 ※法5の23④において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 66①>	協業組合の合併の認可 ※法5の23④において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 96⑤>	組合等の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しな ければならないこと ※法5の23⑤において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 104>	不服の申出に対する措置 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 105の2①>	協業組合の決算関係書類の提出 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 105の4①>	会計状況の検査 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
<中小企業等 協同組合法 106①～③>	法令等の違反に対する処分 ※法5の23⑥において準用	法101の4 令12① IV	自治		
95④	協業組合への組織変更の認可	法101の4 令12① V	自治		
100の11	組織変更の届出	法101の4 令12① V	自治		
9ただし 書	商工組合の特別の地区の承認	法101の4 令12② I	自治		
17の2	商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例 の認可等 ※法33において準用する場合含む	法101の4 令12② II	自治		
42	商工組合及び商工組合連合会の設立の認可等	法101の4 令12② III	自治		
<中小企業等 協同組合法 35の2>	役員の変更の届出 ※法47②において準用	法101の4 令12② IV	自治		

I－(20) 法律名： 中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<中小企業等 協同組合法 48>	総会の招集請求があった日から10日以内に理事 が総会の招集の手続をしなかった場合等の総会招 集の承認※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業等 協同組合法 51②>	定款の変更の認可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業等 協同組合法 57の5>	余裕金運用の制限の緩和の許可 ※法47②において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業等 協同組合法 62②>	商工組合及び商工組合連合会の解散の届出 ※法47③において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業等 協同組合法 66①>	商工組合及び商工組合連合会の合併の認可 ※法47③において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業等 協同組合法 96⑤>	解散登記の嘱託 ※法54において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
69④	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業 等協同組合法 104>	不服の申出 ※法71において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業等 協同組合法 105>	請求に基づく会計状況の検査 ※法71において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
<中小企業等 協同組合法 105の2①>	商工組合及び商工組合連合会の決算関係書類の 提出 ※法71において準用	法101の4 令12②Ⅳ	自治		
67	主務大臣の命令	法101の4 令12②Ⅴ	自治		
69①～③	商工組合等に対する解散命令	法101の4 令12②Ⅴ	自治		
92	報告の徴収	法101の4 令12②	自治	○	事後報告
93①	立入検査	法101の4 令12②	自治	○	事後報告
96⑧	事業協同組合への組織変更の届出	法101の4 令12②Ⅵ	自治		
<96⑤>	商工組合への組織変更の届出 ※法97②において準用	法101の4 令12②Ⅵ	自治		

I 一(21) 法律名：工業用水道事業法(S33法84)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
7	氏名等の変更の届出の受理(地域公共団体以外の者による)	通達・訓令等
8②	地方公共団体以外の者による事業の承継の届出受理	通達・訓令等
9①	事業休止及び廃止の届出の受理	通達・訓令等
13	給水開始前の届出の受理	通達・訓令等
21①②	自家用工業用水道の布設・変更・廃止の届出の受理	通達・訓令等
23①②	工業用水道事業及び自家用工業用水道に関する報告の受理	通達・訓令等

I ー(22) 法律名：関税暫定措置法(S35法36)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
法8の5② 法8の6	関税割当申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び関税割当証明書の発給	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書分割申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び分割証明書の交付	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書有効期間延長申請書の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び有効期間延長の承認	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書の返納の受理(事前審査及び事後審査も含む)	通達・訓令等
法8の5② 法8の6	関税割当証明書の内容変更等の受理(事前審査及び事後審査も含む)及び承認	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(23) 法律名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
16②	営業保証金の供託に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(許可割賦販売業者) ※法18②において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(許可割賦販売業者) ※法22③において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
18の4①	前受金保全措置に係る届出受理 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<18の4①>	前受金保全措置に係る届出受理 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
18の5③ ⑤	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
<18の5③ ⑤>	前受業務保証金の取戻し並びに供託委託契約の解除に係る承認(前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
20の3① ～③、⑤	供託委託契約受託者への供託指示、供託書の写しの提出等(許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
<20の3① ～③、⑤>	供託書の写しの提出等 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
20の4②	供託した前受業務保証金の取戻し承認 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
<20の4②>	供託した前受業務保証金の取戻し承認 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定	○	同意
22②	不足額の前受金保全措置の届出 (許可割賦販売業者)	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
<22②>	不足額の前受金保全措置の届出 (前払式特定取引業者) ※法35の3の62において準用	法48① 令34①Ⅱ	法定		事後報告
30の5の3 ①	包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意 指示
33の5	登録包括信用購入あつせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意 指示
34①	登録包括信用購入あつせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意 指示

I—(23) 法律名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<20②>	登録包括信用購入あっせん業者に対するカード等の交付等の禁止命令の取消し ※法34②において準用	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	同意 指示
<24>	登録包括信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3において準用	法48① 令34①Ⅲ	法定	○	
32①	包括信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ	法定		事後報告
33	包括信用購入あっせん業者の登録	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
33の2①	包括信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
<32①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		事後報告
<33>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
<33の2①>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録の拒否 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定	○	同意
<15③>	包括信用購入あっせん業者の登録拒否の通知 ※法33の2②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		
<15③>	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請に対する不許可処分 ※法33の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		
33の4	包括信用購入あっせん業者の登録簿の閲覧	法48① 令34①Ⅳ	法定		
<34の2③>	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除前の事前協議 ※法34の3②において準用	法48① 令34①Ⅳ	法定		
35の3の21①	個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	法定	○	同意 指示
35の3の31	登録個別信用購入あっせん業者に対する改善命令	法48① 令34①Ⅴ	法定	○	同意 指示
35の3の32⑤	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令に係る通知	法48① 令34①Ⅴ	法定		
<24>	登録個別信用購入あっせん業者に対する処分に係る公示 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①Ⅴ	法定		
35の3の24①	個別信用購入あっせん業者の登録申請の受理	法48① 令34①Ⅵ	法定		事後報告
<35の3の24①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新申請の受理 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	法定		事後報告
35の3の25	個別信用購入あっせん業者登録及びその通知	法48① 令34①Ⅵ	法定	○	同意
<35の3の25>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新及びその通知 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①Ⅵ	法定	○	同意

I－(23) 法律名： 割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
35の3の 26①	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<35の3の 26①>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の 拒否※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<15③>	個別信用購入あっせん業者の登録の拒否の通知 ※法35の3の26②において準用	法48① 令34①VI	法定		
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の更新の 拒否の通知 ※法35の3の27②において準用	法48① 令34①VI	法定		
35の3の 28①	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の申 請受理	法48① 令34①VI	法定		事後報告
<15③>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録申請 に対する不許可処分通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	法定		
<35の3の 25>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録及びそ の通知 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<35の3の 26①>	登録個別信用購入あっせん業者の変更登録の拒 否 ※法35の3の28②において準用	法48① 令34①VI	法定	○	同意
35の3の 29	登録個別信用購入あっせん業者登録簿の閲覧	法48① 令34①VI	法定		
35の3の 33①	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①VI	法定	○	同意
<35の3の 32③>	登録個別信用購入あっせん業者の登録の消除前 の事前協議 ※法35の3の33②において準用	法48① 令34①VI	法定		
<26①>	登録個別信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3の35において準用	法48① 令34①VI	法定		事後報告
35の17	クレジットカード等購入あっせん業者等に対する改 善命令	法48① 令34①VII	法定	○	同意
40①	割賦販売を業とする者に対する報告徴収	法48① 令34①VIII	法定	○	指示 事後報告
40③⑤⑦ ～⑨⑪	包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせ ん業者及び前払式特定取引業者等に対する報告 徴収等	法48① 令34①IX	法定	○	指示 事後報告
41①③～ ⑥	立入検査	法48① 令34①x	法定	○	指示 事後報告
43①	聴聞	法48① 令34①XI	法定	○	指示 事後報告

I－(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
10①	割賦販売業者に対する勧告	法48① 令34①Ⅰ
<16②>	新たに営業所等を設置した場合の営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入 あっせん業者) ※法35の3Iにおいて準用	法48① 令34①Ⅱ
<16②>	営業保証金の不足額を供託する場合の前受金保全措置の届出受理(包括信用購入あ っせん業者) ※法35の3Iにおいて準用	法48① 令34①Ⅱ
<16②>	営業保証金の供託に係る届出受理(包括信用購入あっせん業者) ※法35の3Iにおいて準用	法48① 令34①Ⅱ
34の2①②⑤	登録包括信用購入あっせん業者に対する登録の取消し	法48① 令34①Ⅲ
33の3①	登録包括信用購入あっせん業者の変更登録申請の受理	法48① 令34①Ⅳ
34の3①	登録包括信用購入あっせん業者の登録の消除	法48① 令34①Ⅳ
<26①>	登録包括信用購入あっせん業廃止の届出受理 ※法35の3Iにおいて準用	法48① 令34①Ⅳ
35の3の32①②	登録個別信用購入あっせん業者に対する登録の取消、業務停止命令	法48① 令34①Ⅴ
11	前払式割賦販売業に係る許可	通達・訓令等
15③	前払式割賦販売業に係る不許可通知	通達・訓令等
18の6②	前払式割賦販売業に係る地位の承継に関する届出	通達・訓令等
19①	前払式割賦販売業に係る許可申請書記載事項の変更届出	通達・訓令等
19②	前払式割賦販売業に係る約款変更の届出	通達・訓令等
19③	前払式割賦販売業に係る約款変更命令	通達・訓令等
20①	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)	通達・訓令等

I－(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
20②	前払式割賦販売業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)の取消	通達・訓令等
20の2①	前払式割賦販売業に係る改善命令	通達・訓令等
23①	前払式割賦販売業に係る許可取消	通達・訓令等
23②	前払式割賦販売業に係る契約締結の禁止及び許可取消	通達・訓令等
23⑤	前払式割賦販売業に係る許可取消の通知	通達・訓令等
24	前払式割賦販売業に係る処分の公示(許可取消)	通達・訓令等
26①	前払式割賦販売業に係る営業廃止届	通達・訓令等
<24>	前払式割賦販売業に係る営業廃止の公示 ※26②において準用	通達・訓令等
35の3の61	前払式特定取引業に係る許可	通達・訓令等
<15③>	前払式特定取引業に係る不許可通知 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<18の6②>	前払式特定取引業に係る地位の承継に関する届出 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<19①>	前払式特定取引業に係る許可申請書記載事項の変更届出 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<19②>	前払式特定取引業に係る約款変更の届出 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<19③>	前払式特定取引業に係る約款変更命令 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<20①>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反) ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<20②>	前払式特定取引業に係る契約締結禁止命令(純資産比率違反)の取消 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<20の2①>	前払式特定取引業に係る改善命令 ※法35の3の62において準用	通達・訓令等
<23①>	前払式特定取引業に係る許可取消 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<23②>	前払式特定取引業に係る契約締結の禁止及び許可取消 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<23⑤>	前払式特定取引業に係る許可取消の通知 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<24>	前払式特定取引業に係る処分の公示(許可取消) ※35の3の62において準用	通達・訓令等

I 一(23) 法律名：割賦販売法(S36法159)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
<26①>	前払式特定取引業に係る営業廃止届 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
<26②>	前払式特定取引業に係る営業廃止の公示 ※35の3の62において準用	通達・訓令等
39の2	信用購入あっせん業に係る登録等に関する意見聴取	通達・訓令等
39の3	信用購入あっせん業に係る経済産業大臣への意見の処理	通達・訓令等
39の4	信用購入あっせん業に係る関係行政機関への照会等	通達・訓令等

I 一(24) 法律名: 電気用品安全法(S36法234)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3	事業の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
4②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
5	変更の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
6	廃止の届出の受理	法56 令6①②	法定		事後報告
7	届出事項に係る情報の提供	法56 令6①②	法定		事後報告
11	改善命令	法56 令6③	法定	○	事後報告
12	表示の禁止	法56 令6③	法定	○	事後報告
45①	報告の徴収	法56 令6④	法定	○	指示 事後報告
46①	立入検査等	法56 令6④	法定	○	指示 事後報告
46の2①	電気用品の提出命令	法56 令6④	法定	○	指示 事後報告

I 一(25) 法律名: 家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①	違反業者に対する指示	法23② 省令1①	法定	○	事後報告
10①	申出の受理	法23② 省令1①	法定	○	事後報告
10②	申出による調査	法23② 省令1①	法定	○	事後報告
19①⑤	報告徴収及び通知	法23② 省令1①	法定	○	指示 事後報告
19①⑤	立入検査及び通知	法23② 省令1②	法定	○	指示 事後報告

I 一(25) 法律名：家庭用品品質表示法(S37法104)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4②	関係大臣に対する通知	法23② 省令1①

I 一(26) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
35①	国土交通大臣が、水利使用に関し河川法の許可申請を受ける場合に、その申請の処分について国土交通大臣の協議を受けるもの。	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(27) 法律名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
3①	電気事業の許可	法114 令9表 I
6①	許可証の交付	法114 令9表 I
7	事業開始の開始期間の指定	法114 令9表 I
8①	供給区域等の変更許可/(1)供給区域/(2)供給の相手方たる一般電気事業者/(3)供給地点	法114 令9表 I
9①	電気工作物の重要な変更の届出	法114 令9表 I
9②	電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出	法114 令9表 I
9④	電気工作物等の変更届出後の着手期間の短縮	法114 令9表 I
<9④>	設備の譲渡し等の変更届出後の着手期間の短縮 ※法13②において準用	法114 令9表 I
9⑤	電気工作物等の変更届出後の変更又は中止命令	法114 令9表 I
<9⑤>	設備の譲渡し等の変更届出後の変更又は中止命令 ※法13②において準用	法114 令9表 I
10①	事業の譲渡し及び譲受けの認可	法114 令9表 I
10②	法人の合併又は分割の認可	法114 令9表 I
11②	相続による事業の承継の届出	法114 令9表 I
13①	設備の譲渡し等の届出	法114 令9表 I
14①②	事業の休止又は廃止の許可等	法114 令9表 I
15①②③	事業の許可の取消し等	法114 令9表 I
15⑤	事業の許可の取消し後の理由書の送付	法114 令9表 I
16①	事業を開始しない場合の許可の取消し等	法114 令9表 I
22①③④⑦	卸供給の供給条件の届出、特例承認等	法114 令9表 I
22⑨	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出の受理	法114 令9表 I
22⑪	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の効力発生の待機期間の短縮	法114 令9表 I

I 一(27) 法律名: 電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22⑫	卸供給条件の変更(他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応するためのものに限る。)届出内容の変更命令	法114 令9表 I
23②③	供給約款等に関する命令及び処分	法114 令9表 I
34②	財務計算に関する諸表の提出	法114 令9表 I
35	償却等	法114 令9表 I
36②	渇水準備引当金取りくずしの特例許可	法114 令9表 I
9②	電気事業の用に供する電気工作物に関する事項の変更(重要な変更を除く)	法114 令9表 II
17①	特定供給の許可	法114 令9表 III
17④	特定供給の変更の届出	法114 令9表 III
17⑤	特定供給の廃止の届出	法114 令9表 III
26②	電圧に関する措置命令	法114 令9表 IV
30	業務の方法の改善命令	法114 令9表 V
58②③	土地等を一時使用するときの許可	法114 令9表 XIVの II
<58③>	他人の土地に立入るとき許可等 ※法59②、61④において準用	法114 令9表 XIVの III
61①	電気事業者に対する植物の伐採又は移植の許可	法114 令9表 XIVの IV
61③	電気事業者からの植物の伐採又は移植の事後の届出受理	法114 令9表 XIVの IV
<61①>	自家用電気工作物を設置する者に対する植物の伐採又は移植の許可 ※法66において準用	法114 令9表 XIVの IV
<61③>	自家用電気工作物を設置する者からの植物の伐採又は移植する場合の事後の届出受理 ※法66において準用	法114 令9表 XIVの IV
105	一般電気事業者及び卸電気事業者の業務及び経理の監査	法114 令9表 XV
106③、107②	電気事業者に対する報告の徴収、立入検査	法114 令9表 XVI
106④	自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関に対する報告の徴収	法114 令9表 XVII
107③	自家用電気工作物を設置する者又はボイラー等若しくは格納容器等の溶接をする者に対する立入検査	法114 令9表 XIX

I 一(27) 法律名：電気事業法(S39法170)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
111①②	和解の仲介の申立ての受理	法114 令9表XXIII
103①	都道府県知事又は指定都市の長が河川法に基づき発電水力の利用に関する申請を受けた場合に、その報告を受け、意見を述べるもの。	通達・訓令等
103②	103条1項により意見を求められた場合は、国土交通大臣に協議を行う。	通達・訓令等
103③	都道府県知事又は指定都市の長が河川法に基づき発電水力の利用に関する申請を受けた場合(103条1項の場合を除く)に、必要に応じて、都道府県知事又は指定都市の長に対して勧告を行う。	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(28) 法律名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3①	液化石油ガス販売事業の登録	法95 令14①	自治		指示
6	登録行政庁の変更の場合における届出等の受理	法95 令14①	自治		指示
8	販売所等の変更の届出の受理	法95 令14①	自治		指示
10③	液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出の受理	法95 令14①	自治		指示
14②	書面の再交付命令	法95 令14①	自治		指示
23	液化石油ガス販売事業の廃止の届出の受理	法95 令14①	自治		指示
25	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し	法95 令14①	自治		指示
26	液化石油ガス販売事業者の登録取り消し又は事業の全部若しくは一部の停止命令	法95 令14①	自治		指示
26の2	液化石油ガス販売事業者登録の消除	法95 令14①	自治		指示
87①	関係行政機関への通報	法95 令14①	自治		指示
90①	聴聞の特例	法95 令14①	自治		指示
16③	液化石油ガスの基準に従った販売命令	法95 令14③	自治		指示
39② I	輸出用液化石油ガス器具等の販売の届出受理	法95 令14⑤⑥	法定		事後報告
41	事業の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
42②	届出事業者の地位承継の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
43	事業変更の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
44	事業廃止の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
45	届出事項に係る情報の提供	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
46① I	輸出用液化石油ガス器具等製造・輸入の届出の受理	法95 令14⑦⑧	法定		事後報告
49	届出事業者に対する改善命令	法95 令14⑨	法定	○	事後報告
50	届出事業者に対する表示の禁止	法95 令14⑨	法定	○	事後報告

I－(28) 法律名： 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（S42法149）

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
90①	聴聞 ※法第50の規程に基づく権限の行使に係る場合に 限る(届出事業者に対する表示の禁止に関するもの)	法95 令14⑨	法定	○	事後報告
82①	報告の徴収(液化石油ガス販売事業者の販売所に 関するもの)	法95 令14⑩	自治		指示 事後報告
83①	立入検査等(液化石油ガス販売事業者の販売所に 関するもの)	法95 令14⑩	自治		指示 事後報告
82①	報告の徴収(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	法定		指示 事後報告
83①	立入検査等(液化石油ガス器具等に関するもの)	法95 令14⑭	法定		指示 事後報告
83の2①	液化石油ガス器具等の提出命令	法95 令14⑭	法定		指示 事後報告

I ー(29) 法律名： 砂利採取法(S43法74)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
30②	砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定 ※採石法34②～⑦において準用	法30②	法定		
30③	審査請求についての鉱業法の準用	法30③	法定		
33	報告の徴収	法44 令5①	自治	○	指示 事後報告
34①	立入検査等	法44 令5①	自治	○	指示 事後報告
41の2	経産大臣の指示 (都道府県知事に対する災害防止の指示)	法44 令5①	法定	○	

I－(30) 法律名： 消費生活用製品安全法(S48法31)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にある者に関するもの)	法56② 令17①	法定		事後報告
4② I	輸出用特定製品の販売等の届出受理(特定製品の輸入・販売事業に係る事務所等が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するもの)	法56② 令17②	法定		事後報告
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品製造事業に係る工場等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17③	法定		事後報告
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	法56② 令17③	法定		事後報告
6	特定製品の製造・輸入事業の届出受理(一の届出区分に属する特定製品輸入事業に係る事業所等が一の経済産業局の管轄区域内にのみある届出事業者に関するもの)	法56② 令17④	法定		事後報告
7②	届出事業者の地位の承継の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
8	届出事業者の届出事項の変更の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
9	届出事業者の事業廃止の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
10	届出事項に係る情報提供の請求(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
11① I	輸出用特定製品の製造・輸入の届出受理(同上)	法56② 令17④	法定		事後報告
14	届出事業者に対する改善命令	法56② 令17⑤	法定	○	
15	届出事業者に対する技術基準に対する適合性についての表示の禁止命令	法56② 令17⑤	法定	○	
32の2	特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)の事業の届出受理	法56② 令17⑥	法定		事後報告
32の16	特定製造事業者等に対する改善命令	法56② 令17⑦	法定	○	事後報告
32の20	特定製造事業者等に対する勧告・措置命令	法56② 令17⑦	法定	○	事後報告
40①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する報告徴収	法56② 令17⑧	法定	○	指示 事後報告
41①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する立入検査	法56② 令17⑧	法定	○	指示 事後報告
42①	消費生活用製品の製造・輸入事業者に対する消費生活用製品の提出命令	法56② 令17⑧	法定	○	指示 事後報告

I ー(31) 法律名： 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①	二次以降の振興計画の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経 済産業局の管轄区域内)	法28 令6	法定		事後報告

I ー(31) 法律名：伝統的工芸品産業の振興に関する法律(S49法57)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5①	二次以降の振興計画の変更の認定 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6
5③	二次以降の振興計画の認定取消及び変更の認定取消 (地域が二以上の都道府県にわたり、かつ一の経済産業局の管轄区域内)	法28 令6

I－(32) 法律名：特定商取引に関する法律(S51法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6の2	販売業者に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
7	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② I
8	販売業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I
34の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
36の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、統括者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
38	統括者等に対する指示	法69③ 令20② I
39	連鎖販売取引の停止命令等	法69③ 令20② I
43の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
44の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、役務提供事業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
46	役務提供事業者等に対する指示	法69③ 令20② I
47	役務提供事業者等に対する業務の停止命令等	法69③ 令20② I
52の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
54の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、業務提供誘因販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② I
56	業務提供誘因販売業者等に対する指示	法69③ 令20② I
57	業務提供誘因販売業取引の停止命令	法69③ 令20② I
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20② I
66①～④	報告及び立入検査	法69③ 令20② I
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20② I
12の2	誇大広告に該当するか否かを判断するため、販売業者等に対する資料の提出要求	法69③ 令20② II
14	販売業者等に対する指示	法69③ 令20② II
15	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20② II

I 一(32) 法律名：特定商取引に関する法律(S51法57)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅱ
66①～④	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅱ
<66①～③>	報告及び立入検査 ※法66⑥において準用	法69③ 令20②Ⅱ
21の2	禁止行為に該当するか否かを判断するため、販売業者に対する資料の提出要求	法69③ 令20②Ⅲ
22	販売業者等に対する指示	法69③ 令20②Ⅲ
23	販売業者等に対する業務の停止命令	法69③ 令20②Ⅲ
60	主務大臣に対する申出	法69③ 令20②Ⅲ
66①②③	報告及び立入検査	法69③ 令20②Ⅲ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(33) 法律名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3	揮発油販売業者の登録	法23 令1②	法定		
4①	揮発油販売業者の登録の申請受理	法23 令1②	法定		
5	揮発油販売業者登録簿の登録及び通知	法23 令1②	法定		
<5>	揮発油販売業者登録簿の変更登録及び通知 ※法8②において準用	法23 令1②	法定		
6	揮発油販売業者の登録の拒否等	法23 令1②	法定		
<6>	揮発油販売業者の変更登録の拒否等 ※法8②において準用	法23 令1②	法定		
7②	揮発油販売業者の承継に係る届出受理	法23 令1②	法定		
8①③	揮発油販売業者の変更登録受理	法23 令1②	法定		
9	揮発油販売業者の廃止の届出受理	法23 令1②	法定		
12	揮発油販売業者の登録の消除	法23 令1②	法定		
14②	揮発油販売業者が品質管理者を選任(解任)したと きの届出	法23 令1②	法定		
16の2②	揮発油の分析の委託	法23 令1②	法定		
12の2	揮発油特定加工業者の登録	法23 令1③	法定		
12の3①	揮発油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1③	法定		
12の4	揮発油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1③	法定		
<12の4>	揮発油特定加工業者登録簿の変更登録及びその 通知※法12の6②において準用	法23 令1③	法定		
12の5	揮発油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1③	法定		
<12の5>	揮発油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の6②において準用	法23 令1③	法定		
12の6① ③	揮発油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1③	法定		
<7②>	揮発油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	法定		

I－(33) 法律名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<9>	揮発油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の8において準用	法23 令1③	法定		
<12>	揮発油特定加工業者の登録の消除 ※法12の8において準用	法23 令1③	法定		
12の9	軽油特定加工業者の登録	法23 令1④	法定		
12の10①	軽油特定加工業者の登録の申請受理	法23 令1④	法定		
12の11	軽油特定加工業者登録簿の登録及びその通知	法23 令1④	法定		
<12の11>	軽油特定加工業者登録簿の変更登録及びその通 知※法12の13②において準用	法23 令1④	法定		
12の12	軽油特定加工業者の登録の拒否等	法23 令1④	法定		
<12の12>	軽油特定加工業者の変更登録の拒否等 ※法12の13②において準用	法23 令1④	法定		
12の13① ③	軽油特定加工業者の変更登録受理	法23 令1④	法定		
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	法定		
<9>	軽油特定加工業者の廃止の変更届出受理 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	法定		
<12>	軽油特定加工業者の変更登録の消除 ※法12の13①③において準用	法23 令1④	法定		
<7②>	軽油特定加工業者の承継に係る届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	法定		
<9>	軽油特定加工業者の廃止の届出受理 ※法12の15において準用	法23 令1④	法定		
<12>	軽油特定加工業者の登録の消除 ※法12の15において準用	法23 令1④	法定		
17の2	揮発油販売業者に対する指示	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の2>	軽油販売業者に対する指示 ※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の2>	灯油販売業者に対する指示 ※法17の9②において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の2>	重油販売業者に対する指示 ※法17の11④において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	
17の6③ ～⑤	揮発油販売業者に対する標準揮発油の表示法の 改善等の指示等	法23 令1⑤ I	法定	○	
<17の6③ ～⑤>	軽油販売業者に対する標準軽油の表示法の改善 等の指示等※法17の7②において準用	法23 令1⑤ I	法定	○	

I－(33) 法律名： 揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<17の6③ ～⑤>	灯油販売者に対する標準灯油の表示法の改善 等の指示等※法17の9②において準用	法23 令1⑤Ⅰ	法定	○	
17の5	揮発油生産業者等に対する指示	法23 令1⑤Ⅱ	法定	○	
<17の5>	軽油生産業者等に対する指示 ※法17の8⑤において準用	法23 令1⑤Ⅱ	法定	○	
<17の5>	灯油生産業者等に対する指示 ※法17の10④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	法定	○	
<17の5>	重油生産業者等に対する指示 ※法17の12④において準用	法23 令1⑤Ⅱ	法定	○	
17の4④	揮発油輸入業者による揮発油輸入の届出	法23 令1⑥	法定		
<17の4④ >	揮発油輸入業者が自動車の燃料以外のものとして 輸入し、輸入後に自動車の燃料として販売又は消 費しようとする場合の届出※法17の4⑤において準用	法23 令1⑥	法定		
17の4⑥	揮発油輸入業者等による変更の届出	法23 令1⑥	法定		
<17の4⑥ >	軽油輸入業者等による変更の届出 ※法17の8②において準用	法23 令1⑥	法定		
<17の4⑥ >	灯油輸入業者等による変更の届出 ※法17の10②において準用	法23 令1⑥	法定		
<17の4⑥ >	重油輸入業者による変更の届出 ※法17の12②において準用	法23 令1⑥	法定		

I 一(33) 法律名：揮発油等の品質の確保等に関する法律(S51法88)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
18②	揮発油の使用の節減のための措置勧告	法23 令1②
20①～③	報告徴収及び立入検査	法23 令1⑤Ⅲ～Ⅴ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(34) 法律名： エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①③～ ⑤	特定事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	法定		事後報告
7の2③	特定事業者からのエネルギー管理統括者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	法定		事後報告
<7の2③>	特定事業者からのエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理 ※法7の3④において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
<7の2③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選任又は解任の届出受理 ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
7の4①～ ③	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	法定		事後報告
<7の4① ～③>	第一種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
8②	第一種特定事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	法定		事後報告
<8②>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理者の選任又は解任の届出受理 ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
13③	第一種指定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理	法92④ 令34①	法定		事後報告
<13③>	第二種特定事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理 ※法18①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
<13③>	特定連鎖化事業者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理 ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
<13③>	特定連鎖化事業者のうち第二種エネルギー管理指定工場等を設置している者からのエネルギー管理員の選任又は解任の届出受理 ※法19の2②において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
17①～④	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定事業者)	法92④ 令34①	法定		事後報告
<17①～ ④>	第二種エネルギー管理指定工場等の指定、指定取消申出の受理、指定取消(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92④ 令34①	法定		事後報告
19①～④	特定連鎖化事業者の指定、エネルギー使用状況届出の受理、特定事業者の指定取消申出の受理、特定事業者の指定取消	法92④ 令34①	法定		事後報告
61①～④	特定荷主の指定、貨物輸送量届出の受理、特定荷主の指定取消申出の受理、特定荷主の指定取消	法92④ 令34①	法定		事後報告
87①②⑧	報告及び立入検査	法92④ 令34①	法定	○	事後報告
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
14①	特定事業者が作成した中長期的な計画の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告

I－(34) 法律名： エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<14①>	特定連鎖化事業者が作成した中長期的な計画の受理 ※法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
15①	特定事業者による定期報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
<15①>	特定連鎖化事業者による定期報告の受理 ※法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
16①～④	合理化計画に係る指示、公表(特定事業者)	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
<16①～ ④>	合理化計画に係る指示、公表(特定連鎖化事業者) ※法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
20③	特定事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
<20③>	特定連鎖化事業者に対する調査を行った登録調査機関からの確認調査結果の報告の受理 ※法20⑥において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
60	荷主に対する指導及び助言	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
62	特定荷主が作成した目標達成計画の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
63①	特定荷主による定期報告の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
64①②	特定荷主に対する勧告、公表	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
87③⑨	報告及び立入検査	法92①②④ 令34④	法定	○	事後報告

I 一(35) 法律名: 資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
37②	報告及び立入検査	法39③ 令32⑤	法定	○	指示 事後報告

I 一(36) 法律名: 商品投資に係る事業の規制に関する法律(H3法66)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
10	許可申請書変更の届出の受理	法42④ 令14②	法定		事後報告
30①	商品投資顧問業者等に対する報告及び立入検査	法42④ 令14②③④	法定	○	指示 事後報告
<30①>	商品投資販売業者等に対する報告及び立入検査 ※法37において準用	法42④ 令14②③④	法定	○	指示 事後報告
31	業務改善命令	法42④ 令14②	法定	○	同意 指示
35	商品投資販売業者に対する指示	法42④ 令14②	法定	○	同意 指示
36	業務の停止命令等	法42④ 令14②	法定	○	同意 指示

I－(37) 法律名： 計量法(H4法51)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40①	特定計量器の製造事業の届出の受理	法169 令43①	法定		
42①	届出製造事業者の変更の届出の受理	法169 令43①	法定		
<42①>	届出修理事業者の変更の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	法定		
44	特定計量器の製造時の検査に係る届出製造事業者に対する改善命令	法169 令43①	法定		
45①	届出製造事業者の事業廃止の届出の受理	法169 令43①	法定		
<45①>	届出修理事業者の事業廃止の届出の受理 ※法46②において準用	法169 令43①	法定		
46①	特定計量器の修理事業の届出の受理	法169 令43①	法定		
48	特定計量器の修理時の検査に係る届出製造事業者又は届出修理事業者に対する改善命令	法169 令43①	法定		
147①	届出製造事業者等からの報告徴収	法169 令43①	自治	○	
148①	届出製造事業者等への立入検査	法169 令43①	自治	○	
149①	計量器等の提出命令	法169 令43①	自治	○	
※最大需要電力計、電力量計又は無効電力量計の製造又は修理の事業を行う者(当該事業に係る工場若しくは事業場又は事業所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に限る。)に関するもの(令43①)					
127①	適正計量管理事業所の指定	法169 令43②	法定		
127②	適正計量管理事業所の指定申請書の受理	法169 令43②	法定		
127④	適正計量管理事業所の指定申請者に対する検査結果の受理	法169 令43②	法定		
131	適正計量管理事業所に対する適合命令	法169 令43②	法定		
132	適正計量管理事業所の指定取消	法169 令43②	法定		
<62①>	指定を受けた適正計量管理事業所の変更の届出の受理 ※法133において準用	法169 令43②	法定		
<65>	指定を受けた適正計量管理事業所の廃止の届出の受理 ※法133において準用	法169 令43②	法定		

I ー(38) 法律名: ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(H4法53)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
3	募集の届出	通達・訓令等
4	募集の届出(保証委託後)	通達・訓令等

I 一(39) 法律名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
33の2	特定国際種事業の届出の受理	通達・訓令等
33の4①	特定国際種事業を行う者に対する指示	通達・訓令等
33の4②	特定国際種事業を行う者に対する業務の停止命令	通達・訓令等
<30③④>	特定国際種事業の変更及び廃止届出の受理 ※33の5において準用	通達・訓令等
<33①③④>	報告徴収及び立入検査 ※33の5において準用	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I－(40) 法律名： 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(H4法90)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
8①③	労働時間等設定改善実施計画の承認	法14② 令2②	自治		事後報告
<8③>	労働時間等設定改善実施計画の変更の承認 ※法9③において準用	法14② 令2②	自治		事後報告
9①②	労働時間等設定改善実施計画の変更等	法14② 令2②	自治		事後報告
10①～⑤	公正取引委員会との関係(法8の承認をしようとする場合において、公取委に対し意見を述べる等)	法14② 令2②	自治		事後報告
10⑥	公正取引委員会との関係(承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知)	法14② 令2②	自治		事後報告
<10⑥>	公正取引委員会との関係(虚偽の報告をした場合等における承認計画の承認取り消し後の公取委に対する通知) ※法12③において準用	法14② 令2②	自治		事後報告
11②	労働時間等の設定の改善を促進するために必要な協力の要請	法14② 令2②	自治		事後報告
12①②	承認事業主に対し、承認計画の実施状況についての報告徴収等	法14② 令2②	自治		事後報告

I ー(41) 法律名: 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7の6	容器包装多量利用事業者からの定期報告の受理	法43⑤ 令12④	法定	○	指示 事後報告
39	特定事業者に対する報告徴収	法43⑤ 令12④	法定	○	指示 事後報告
40	特定事業者に対する立入検査	法43⑤ 令12④	法定	○	指示 事後報告

I 一(42) 法律名：中心市街地の活性化に関する法律(H10法92)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の認定	通達・訓令等
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(特定商業施設等整備事業に限る。)の変更認定等	通達・訓令等
40④⑤	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の認定	通達・訓令等
41①②③	特定民間中心市街地活性化事業計画(中小小売商業高度化事業に限る。)の変更認定等	通達・訓令等
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(特定商業施設等整備事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	通達・訓令等
50	認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し行う、特定民間中心市街地活性化事業(中小小売商業高度化事業に限る。)の実施状況についての報告の徴収	通達・訓令等

I 一(43) 法律名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
52	報告の徴収	法56 令7①	法定	○	指示 事後報告
53①	立入検査	法56 令7①	法定	○	指示 事後報告

I 一(44) 法律名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対する助言	法47④ 法20の4③ 命令	法定	○	事後報告

I 一(44) 法律名：地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告	法47④ 温室ガス命令23
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47④ 温室ガス命令23
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47④ 温室ガス命令23

I－(45) 法律名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法18)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	経営革新計画の承認	法38 令12①	自治		事後報告
10①②	経営革新計画の変更等	法38 令12①	自治		事後報告
34①	経営革新計画に基づく調査	法38 令12①	自治	○	事後報告
35	報告の徴収	法38 令12①	自治	○	事後報告
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	法38 令13①	法定	○	事後報告
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更等	法38 令13①	法定	○	事後報告
34②	異分野連携新事業分野開拓計画に基づく調査	法38 令12①	法定	○	事後報告
35	報告の徴収 ※認定異分野連携新事業分野開拓計画の実施状況に係るものに限る	法38 令13①	法定	○	事後報告

I ー(45) 法律名: 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法
18)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
8	特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認(エンジェル税制対象企業及び個人投資家の要件(租税特別措置法37の13、37の13の2及び41の19による課税の特例を受ける為の要件)の確認)	通達・訓令等

I－(46) 法律名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39の2① ⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告
39の3① ②④～⑥	中小企業承継事業再生計画の変更等	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告(①②④) 指示(⑤⑥)
39の4② ③	特定許認可等に基づく地位の承継等	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告
73①	認定事業者等に対する計画の実施状況についての報告徴収	法76 規則47⑤	法定	○	事後報告

I－(46) 法律名：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5①	事業再構築計画の認定	通達・訓令等
6①	事業再構築計画の変更の認定	通達・訓令等
6②	事業再構築計画の認定の取消し	通達・訓令等
6③	事業再構築計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
7①	経営資源再活用計画の認定	通達・訓令等
8①	経営資源再活用計画の変更の認定	通達・訓令等
8②	経営資源再活用計画の認定の取消し	通達・訓令等
8③	経営資源再活用計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
9①	経営資源融合計画の認定	通達・訓令等
10①	経営資源融合計画の変更の認定	通達・訓令等
10②	経営資源融合計画の認定の取消し	通達・訓令等
10③	経営資源融合計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
11①	資源生産性革新計画の認定	通達・訓令等
12①	資源生産性革新計画の変更の認定	通達・訓令等
12②	資源生産性革新計画の認定の取消し	通達・訓令等
12③	資源生産性革新計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
14①	事業革新新商品生産設備導入計画の認定	通達・訓令等
15①	事業革新新商品生産設備導入計画の変更の認定	通達・訓令等
15②	事業革新新商品生産設備導入計画の認定の取消し	通達・訓令等
15③	事業革新新商品生産設備導入計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
16①	資源制約対応製品生産設備導入計画の認定	通達・訓令等

I 一(46) 法律名：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
17①	資源制約対応製品生産設備導入計画の変更の認定	通達・訓令等
17②	資源制約対応製品生産設備導入計画の認定の取消し	通達・訓令等
17③	資源制約対応製品生産設備導入計画の変更の指示又は認定の取消し	通達・訓令等
21①	株式の併合に関する特例に係る認定	通達・訓令等
21の3①	全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例に係る認定	通達・訓令等
41①	中小企業再生支援業務を行う者の認定	通達・訓令等
44	認定支援機関に対する改善命令	通達・訓令等
45	認定支援機関の認定の取消し	通達・訓令等
73①	報告の徴収	通達・訓令等
73②	認定支援機関に対する業務実施状況に関する報告の徴収	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I-(47) 法律名: アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3①②	製造の許可	法43 令4① I	法定		
7②	製造事業者の地位承継届出の受理	法43 令4① I	法定		
8①②	変更の許可等	法43 令4① I	法定		
9②	製造事業者による業務報告の徴収	法43 令4① I	法定		
10	業務改善命令	法43 令4① I	法定	○	
11①	廃止の届出	法43 令4① I	法定		
13①	必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4① I	法定		
14	製造事業者名簿の閲覧等	法43 令4① I	法定		
40①②	報告及び立入検査(製造事業者に係るものに限り)	法43 令4① I	法定	○	
4Ⅲ	試験研究製造の承認の申請受理	法43 令4① Ⅱ	法定		
40①②	報告及び立入検査 ※40①(4Ⅲの承認を受けた者に係るものに限り)、 40②(承認試験研究製造者に係るものに限り)	法43 令4① Ⅱ	法定	○	
9③	製造業者からの亡失等の報告の徴収	法43 令4①Ⅲ	法定		
<9③>	輸入業者からの亡失等の報告の徴収 ※法20において準用	法43 令4①Ⅲ	法定		
<9③>	販売事業者からの亡失等の報告の徴収 ※法25において準用	法43 令4①Ⅲ	法定		
<9③>	許可使用者からの亡失等の報告の徴収 ※法30において準用	法43 令4①Ⅲ	法定		
13①	製造事業者の相続人による必要な行為の継続の申請の受理(相続人の申請に係るものに限り)	法43 令4①Ⅳ	法定		
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限り)	法43 令4①Ⅳ	法定		
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限り)	法43 令4①Ⅳ	法定		
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものに限り)	法43 令4①Ⅳ	法定		
15	酒母等の移出の承認	法43 令4①Ⅴ	法定		
16①②	輸入の許可	法43 令4①Ⅵ	法定		

I－(47) 法律名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
19①	輸入事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①VI	法定		
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<8①②>	変更の許可等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<10>	業務改善命令 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定	○	
<11①>	廃止の届出 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
<12>	許可の取消し等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定	○	
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (輸入事業者に係るものに限る) ※法20において準用	法43 令4①VI	法定		
40①②	報告及び立入検査 (輸入事業者に係るものに限る)	法43 令4①VI	法定	○	
17ただし書	試験研究輸入の承認	法43 令4①VII	法定		
40①②	報告及び立入検査 ※40①(法第17条ただし書の承認を受けた者に係るものに限る)②(承認輸入者に係るものに限る)	法43 令4①VII	法定	○	
21①②	販売の許可	法43 令4①VIII	法定		
24①	販売事業者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①VIII	法定		
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<8①②>	変更の許可等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<10>	業務改善命令 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定	○	
<11①>	廃止の届出 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①VIII	法定		

I－(47) 法律名： アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40①②	報告及び立入検査 ※販売事業者に係るものに限る	法43 令4①Ⅷ	法定	○	
22①ただし書	譲渡の承認	法43 令4①Ⅸ	法定		
26①②	使用の許可	法43 令4①Ⅹ	法定		
29①	許可使用者の相続人による必要な行為の継続の申請受理(相続人の申請に係るものを除く)	法43 令4①Ⅹ	法定		
<7②>	製造事業者の地位承継届出の受理 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<8①②>	変更の許可等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<9②>	製造事業者による業務報告の徴収 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<10>	業務改善命令 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定	○	
<11①>	廃止の届出 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<14>	製造事業者名簿の閲覧等 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定		
<40①②>	報告及び立入検査 (許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4①Ⅹ	法定	○	
32①②③	担保の提供命令等	法43 令4①Ⅺ	法定		

I ー(47) 法律名：アルコール事業法(H12法36)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
12	許可の取消し等	法43 令4① I
<12>	許可の取消し等(販売事業者に係るものに限る) ※法25において準用	法43 令4①Ⅷ
<12>	許可の取消し等(許可使用者に係るものに限る) ※法30において準用	法43 令4① x

I —(48) 法律名: 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法116)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25③ 令7⑤Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
11①②⑤ ⑥	登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知	法25③ 令7⑤Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
15①②	登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示	法25③ 令7⑤Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
24①～③	食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査	法25③ 令7⑤Ⅲ	法定	○	指示 事後報告

I ー(48) 法律名: 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12法
116)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
17①	登録再生利用事業者の登録の取消し	法25③ 令7⑤Ⅱ

I ー(49) 法律名：電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(H14法62)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9②	新エネルギー等発電設備の認定	通達・訓令等
9④	新エネルギー等発電設備の取消	通達・訓令等
9⑤	新エネルギー等発電設備の変更認定	通達・訓令等
9⑤	新エネルギー等発電設備の廃止届出	通達・訓令等
9⑤	新エネルギー等発電設備の氏名等変更届出	通達・訓令等
12①	新エネルギー等発電設備に係る報告徴収	通達・訓令等
12②	新エネルギー等発電設備に係る立入検査	通達・訓令等

I ー(50) 法律名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
130③	報告の徴収	法134 令21①	法定	○	指示 事後報告
131②	立入検査	法134 令21①	法定	○	指示 事後報告

I ー(51) 法律名：個人情報の保護に関する法律(H15法57)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
32	個人情報取扱事業者に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
33	個人情報取扱事業者に対する助言	令12②④ (告示)
34	個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令	令12②④ (告示)
37,39	認定個人情報保護団体の認定	令12②④ (告示)
40	認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること	令12②④ (告示)
46	認定個人情報保護団体に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
47	認定個人情報保護団体に対する命令	令12②④ (告示)
48	認定個人情報保護団体の認定の取消し	令12②④ (告示)

I —(52) 法律名: 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18	技術基準適合命令	法33 規則36① I	法定	○	指示 事後報告
28②	指導及び助言	法33 規則36① II	法定	○	指示 事後報告
29①	報告徴収(特定特殊自動車の使用者に係るものに 限る)	法33 規則36① III	法定	○	指示 事後報告
29②	立入検査(特定特殊自動車の使用者に係るものに 限る)	法33 規則36① IV	法定	○	指示 事後報告

I —(53) 法律名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
(H17法85)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①②	特定流通業務施設の確認	法24 令7③	自治		事後報告

I ー(53) 法律名：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法85)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①③	総合効率化計画の認定	法24 令7③
4⑤	総合効率化計画の認定に伴う都道府県知事からの意見徴収	法24 令7③
5①②	総合効率化計画の変更等	法24 令7③
21	報告の徴収	法24 令7③

I ー(54) 法律名：中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(H
18法33)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①	特定研究開発等計画の認定	法13 規則7
5①②	特定研究開発等計画の変更等	法13 規則7
12	報告徴収	法13 規則7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
46②	移行期間内に認定又は認可を受けず解散したものとみなされた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
69①	特例民法法人の合併の認可	通達・訓令等
69⑤	合併に係る申請書の受理及び送付(合併前旧主務官庁から合併後旧主務官庁への送付)	通達・訓令等
72②	特例民法法人の合併登記後の届出の受理	通達・訓令等
92	最初の評議員の選任に係る定め認可	通達・訓令等
96①	特定民法法人に対する必要な措置に係る命令	通達・訓令等
96②	特定民法法人に対する解散命令	通達・訓令等
96③	官報掲載	通達・訓令等
97	解散命令を行った特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
104②	公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する行政庁による意見聴取への回答	通達・訓令等
105	公益社団法人及び公益財団法人の認定及び不認定の通知の受理	通達・訓令等
106②	特定民法法人の解散の登記及び公益社団法人及び公益財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理	通達・訓令等
108②	公益社団法人及び公益財団法人の認定後の行政庁への事務の引継ぎ	通達・訓令等
109②	公益認定に関する登記を怠ることによる認定の取消しの通知の受理	通達・訓令等
109⑤	移行期間満了の日後に認定取消処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
110②	移行期間満了の日後に認定しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託	通達・訓令等
120④	一般社団法人及び一般財団法人の認可に関する行政庁による意見聴取への回答	通達・訓令等
120⑤	一般社団法人及び一般財団法人の認可及び不認可の通知の受理	通達・訓令等
<106②>	特定民法法人の解散の登記及び一般社団法人及び一般財団法人の設立の登記をした旨の届出の受理※121①において準用	通達・訓令等
<110②>	移行期間満了の日後に認可しない処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託※121②において準用	通達・訓令等
<109②>	認可に関する登記を怠ることによる認可の取消しの通知の受理 ※131③において準用	通達・訓令等
<109⑤>	移行期間満了の日後に認可取消処分を受けた特例民法法人に関する解散の登記の嘱託※131⑤において準用	通達・訓令等

民法(M29法89)
 ※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益
 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行
 法律名: に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第
 50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前
 の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることと
 された特例民法法人の監督)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
38②	定款の変更の認可	通達・訓令等
67②	公益法人への命令	通達・訓令等
67③	公益法人の検査	通達・訓令等
72	残余財産の処分の認可	通達・訓令等
77①	解散登記の届出の受理	通達・訓令等
77②	精算人の登記の届出の受理	通達・訓令等
83	清算結了の届出の受理	通達・訓令等
84の2②	都道府県の執行機関への指示	通達・訓令等
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	通達・訓令等
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(56) 法律名: 犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
13	報告	法20 ^⑩ 令27 ^① ～③	法定		指示 事後報告
14 ^①	立入検査	法20 ^⑩ 令27 ^① ～③	法定	○	指示 事後報告
15	指導、助言、勧告等	法20 ^⑩ 令27 ^①	法定	○	同意 指示
16	是正命令	法20 ^⑩ 令27 ^①	法定	○	同意 指示

I－(57) 法律名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(H19法39)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4②	地域産業資源の内容の指定		法定		事前協議 事後報告
6①②④ ⑤	地域産業資源活用事業計画の認定	法17 規則3①	法定	○	事後報告
7	地域産業資源活用事業計画の変更等	法17 規則3①	法定	○	事後報告
11	基準に適合することについて経済産業大臣の確認 (課税の特例の適用条件)	法17 規則3①	法定	○	事後報告
15	認定地域産業資源活用事業を行う者に対する報告 の徴収	法17 規則3①	法定	○	事後報告

I 一(58) 法律名：統計法(H19法53)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の統計調査員の設置に係る事務	通達・訓令等
9	経済産業省生産動態統計調査の実施に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等
9	経済産業省特定業種石油等消費動態統計調査に係る事務 (調査票の配布、受理、整理、審査、保存、経済産業大臣への提出等)	通達・訓令等

I 一(59) 法律名：株式会社日本政策金融公庫法(H19法57)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
17②	指定の公示	法60⑤ 令33①②
24	監督命令	法60⑤ 令33①②
25①	業務の休廃止	法60⑤ 令33①②
59④②	報告及び検査	法60⑤ 令33①～④

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I ー(60) 法律名: 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
(H20法33)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
12①	経済産業大臣の認定(非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例の適用の前提となるもの)	法16 規則19①	法定	○	事後報告

I－(60) 法律名： 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(H20法33)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
12②	経済産業大臣の認定の取消し	通達・訓令等
12②	経済産業大臣の確認(各種報告に係るもの)	通達・訓令等
12②	経済産業大臣の確認(経営承継贈与者の相続が開始した場合に係るもの)	通達・訓令等
12②	経済産業大臣の確認の取消し(経営承継贈与者の相続が開始した場合に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の確認(指導及び助言に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の変更の確認(特定後継者の変更に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の変更の確認(特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画の変更に係るもの)	通達・訓令等
15	経済産業大臣の確認の取消し(第16条第1項の確認(第17条第1項又は第2項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認)に係るもの)	通達・訓令等
12②	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認及び確認の取消し	通達・訓令等
12②	東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対する経済産業大臣の確認に係る報告受理	通達・訓令等

I－(61) 法律名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③	農商工等連携事業計画の認定	法19 命令5⑤	法定	○	事後報告
<4③>	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	法19 命令5⑤	法定	○	事後報告
5①～③	農商工等連携事業計画の変更等	法19 命令5⑤	法定	○	事後報告
14	基準に適合することについての経済産業大臣の確 認(課税の特例の適用条件)	法19 命令5⑤	法定	○	事後報告
17①	認定農商工等連携事業者に対する報告の徴収	法19 命令5⑤	法定	○	事後報告
6①③	農商工等連携支援事業計画の認定	法19 省令4②	法定	○	事後報告
<6③>	農商工等連携支援事業計画の変更の認定 ※7③において準用	法19 省令4②	法定	○	事後報告
7①②	農商工等連携支援事業計画の変更等	法19 省令4②	法定	○	事後報告
17②	認定農商工等連携支援事業者に対する報告の徴収	法19 省令4②	法定	○	事後報告

I－(62) 法律名： 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（H21法80）

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③④	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の認定	法14 規則8①	法定	○	事後報告
<4③④>	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更の認定 ※法5④において準用	法14 規則8①	法定	○	事後報告
5①～③	商店街振興組合等が作成した商店街活性化事業計画の変更等	法14 規則8①	法定	○	事後報告
13①	認定商店街活性化事業者に対する報告の徴収	法14 規則8①	法定	○	事後報告
6①③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の認定	法14 規則8②	法定	○	事後報告
<6③>	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更の認定 ※法7④において準用	法14 規則8②	法定	○	事後報告
7①～③	一般社団法人若しくは一般財団法人等が作成した商店街活性化支援事業計画の変更等	法14 規則8②	法定	○	事後報告
13②	認定商店街活性化支援事業者に対する報告徴収	法14 規則8②	法定	○	事後報告

I 一(63) 法律名：東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(H23法29)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
39①	東日本大震災の被災者等が震災による滅失建物等に代替する建物等を取得した場合の登録免許税免税措置に係る被災代替建物であることの証明	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

I 一(64) 法律名：福島復興再生特別措置法(H24法25)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
46	電気事業法9②(電気工作物の氏名又は名称及び住所の変更の届出)の規定による内閣総理大臣を経由しての届出	法73 電事法令9表 I

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ 地方整備局

移譲対象出先機関実施事務等

― 目次 ―

Ⅱ. 地方整備局関係（９０法律）

（１）砂防法（明治三十年法律第二十九号）	…1
（２）運河法（大正二年法律第十六号）	…2
（３）公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）	…3
（４）公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）	…4
（５）建設業法（昭和二十四年法律第百号）	…5
（６）中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）	…7
（７）測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	…8
（８）水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）	…9
（９）建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）	…10
（１０）建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	…12
（１１）港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	…13
（１２）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）	…14
（１３）官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）	…15
（１４）公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）	…16
（１５）土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	…17
（１６）宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）	…21
（１７）道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	…22
（１８）土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）	…27
（１９）道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	…30
（２０）都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）	…31
（２１）海岸法（昭和三十一年法律第百一十号）	…33
（２２）特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）	…35
（２３）高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	…36
（２４）駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）	…38
（２５）中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）	…39
（２６）地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	…40
（２７）下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	…41
（２８）首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 （昭和三十三年法律第九十八号）	…43
（２９）住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	…45
（３０）宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）	…46
（３１）共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）	…47
（３２）新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）	…48
（３３）不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）	…49
（３４）近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 （昭和三十九年法律第百四十五号）	…51
（３５）河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）	…53

(3 6) 地方住宅供給公社法 (昭和四十年法律第二百二十四号)	…57
(3 7) 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律 (昭和四十一年法律第四十五号)	…58
(3 8) 首都圏近郊緑地保全法 (昭和四十一年法律第一百号)	…59
(3 9) 流通業務市街地の整備に関する法律 (昭和四十一年法律第一百号)	…60
(4 0) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (昭和四十二年法律第百三号)	…62
(4 1) 砂利採取法 (昭和四十三年法律第七十四号)	…63
(4 2) 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)	…64
(4 3) 都市再開発法 (昭和四十四年法律第三十八号)	…66
(4 4) 地方道路公社法 (昭和四十五年法律第八十二号)	…69
(4 5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第百三十六号)	…70
(4 6) 公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第六十六号)	…71
(4 7) 新都市基盤整備法 (昭和四十七年法律第八十六号)	…72
(4 8) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (昭和五十年法律第六十七号)	…74
(4 9) 石油コンビナート等災害防止法 (昭和五十年法律第八十四号)	…76
(5 0) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号)	…77
(5 1) 幹線道路の沿道の整備に関する法律 (昭和五十五年法律第三十四号)	…79
(5 2) 浄化槽法 (昭和五十八年法律第四十三号)	…80
(5 3) 民間都市開発の推進に関する特別措置法 (昭和六十二年法律第六十二号)	…81
(5 4) 集落地域整備法 (昭和六十二年法律第六十三号)	…82
(5 5) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法 (昭和六十三年法律第四十七号)	…83
(5 6) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号)	…84
(5 7) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 (平成四年法律第六十二号)	…85
(5 8) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 (平成六年法律第八号)	…86
(5 9) 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号)	…87
(6 0) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (平成九年法律第四十九号)	…88
(6 1) 環境影響評価法 (平成九年法律第八十一号)	…91
(6 2) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成十年法律第百十七号)	…92
(6 3) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 (平成十一年法律第十八号)	…93
(6 4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成十一年法律第八十一号)	…94
(6 5) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法 (平成十一年法律第百三十一号)	…95
(6 6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律第五十七号)	…96
(6 7) マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成十二年法律第百四十九号)	…97
(6 8) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成十三年法律第二十六号)	…98
(6 9) 都市再生特別措置法 (平成十四年法律第二十二号)	…100

(7 0) マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (平成十四年法律第七十八号)	…101
(7 1) 独立行政法人水資源機構法 (平成十四年法律第百八十二号)	…102
(7 2) 個人情報保護に関する法律 (平成十五年法律第五十七号)	…103
(7 3) 特定都市河川浸水被害対策法 (平成十五年法律第七十七号)	…104
(7 4) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成十六年法律第三十一号)	…105
(7 5) 景観法 (平成十六年法律第百十号)	…107
(7 6) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成十七年法律第五十一号)	…108
(7 7) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年法律第八十五号)	…109
(7 8) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号)	…110
(7 9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号)	…112
(8 0) 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成十九年法律第二十二号)	…114
(8 1) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第三十九号)	…115
(8 2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (平成十九年法律第五十九号)	…116
(8 3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 (平成十九年法律第六十六号)	…117
(8 4) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 (平成二十年法律第三十八号)	…118
(8 5) 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 (平成二十二年法律第四十一号)	…119
(8 6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成二十二年法律第六十七号)	…120
(8 7) 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律 (平成二十三年法律第三十三号)	…121
(8 8) 東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号)	…129
(8 9) 津波防災地域づくりに関する法律 (平成二十三年法律第百二十三号)	…130
(9 0) 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)	…131

Ⅱ－(1) 法律名：砂防法(M30法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4②	指定土地における一定の行為の禁止・制限	職権省令Ⅰ
6②	砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示(砂防設備により特に利益を受ける地方公共団体が2以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合を除く)	職権省令Ⅱ
7	都道府県の管内の公共団体の行政庁に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
8	他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要性が生じた場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
11の2①	砂防設備台帳の調製、保管 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
22	土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
23	指定土地等への立入、障害物の除却等 ※6③による施行	職権省令Ⅲ
18②	費用の追徴	職権省令Ⅳ
29	許可の取消、効力の停止、条件変更、設備変更、原形回復命令等	職権省令Ⅴ
30	更正命令等	職権省令Ⅵ
36	法令による義務の履行命令	職権省令Ⅵ
37	保証金の納付目的又は過料への充用	職権省令Ⅵ
38	私人が負担する費用等の徴収	職権省令Ⅵ
39	職権の行政処分による強制	職権省令Ⅵ
32①	砂防行政についての行政庁への指示(都道府県等)	職権省令Ⅶ
6①	砂防設備の直轄による管理、工事の施行、維持	通達・訓令等
15	直轄工事に要する費用の受益市町村への費用の分担	通達・訓令等
16	原因行為者への費用の分担	通達・訓令等
17	直轄工事に要する費用の受益都道府県への費用の分担	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(2) 法律名：運河法(T2法16)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
1	運河の開設の免許	規則22
2①	工事設計の認可の申請期限の指定	規則22
3②	運河の接続に係る設備共用命令等	規則22
8①	事業の報告の徴収等	規則22
9	運河の維持修繕命令等	規則22
17	免許の取消	規則22

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(3) 法律名：公有水面埋立法(T10法57)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
23②	都道府県知事が埋立工事用でない工作物設置の許可をする際に報告を受けること	規則17
27③	都道府県知事が埋立地の所有権移転等の許可をする際に協議を受けること	規則17
29③	都道府県知事が埋立地の用途変更の許可をする際に協議を受けること	規則17
33②	都道府県知事から違反事実の更生の命令をするときの報告を受けること	規則17
47①	都道府県知事の職権に属する事項(埋立免許)に関する認可 (①50haを超える埋め立て及び②2以上の地方整備局の管轄区域にわたる埋立て等を除く)	規則17

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(4) 法律名：公益信託ニ関スル法律(T11法62)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
2①	公益信託の引受けの許可	政令2① (注)
3	公益信託の監督	政令2① (注)
4①	公益信託の検査、処分の命令	政令2① (注)
5①	公益信託の変更の命令	政令2① (注)
6	公益信託の変更、併合、分割の許可	政令2① (注)
7	受託者の任務を辞する許可	政令2① (注)
8	信託法に規定する裁判所の権限に関する事務	政令2① (注)
9	公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の継続	政令2① (注)

Ⅱ－(5) 法律名：建設業法(S24法55)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
3①	建設業の許可等	規則29
3の2①	建設業の許可の条件及び変更	規則29
5	許可申請書の受理	規則29
7	経營業務管理責任者の認定・営業所専任技術者の認定	規則29
11①～⑤	営業所の所在地等の変更の届出(一般建設業)	規則29
12	建設業者の廃業等の届出(一般建設業)	規則29
13	提出書類の閲覧(一般建設業)	規則29
15	特定建設業許可における営業所の専任技術者の認定	規則29
〈5〉	特定建設業者に係る建設業の許可の申請等 ※17において準用	規則29
〈11①～⑤〉	特定建設業者に係る営業所の所在地等の変更の届出 ※17において準用	規則29
〈12〉	特定建設業者に係る建設業者の廃業等の届出 ※17において準用	規則29
〈13〉	特定建設業者に係る提出書類の閲覧 ※17において準用	規則29
19の5	発注者に対する勧告	規則29
24の6③	下請負人に対する特定建設業者の指導等に係る通報を受けること	規則29
25の27②	建設業者の施工技術の確保に資するための措置	規則29
27③	技術検定合格証明書の交付等	規則29
27の26①②④	経営規模等評価	規則29
27の27	申請者に対する経営規模等評価の結果の通知	規則29
27の28	経営規模等評価の再審査の申立の受理	規則29
27の29①②③	申請者に対する総合評定値の通知	規則29
27の37	建設業者団体の届出	規則29
27の38	建設業者団体に対する報告徴求	規則29

Ⅱ－(5) 法律名：建設業法(S24法55)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
28①③⑦	建設業者への指示及び営業の停止等	規則29
28⑥	都道府県知事が建設業者へ処分をおこなったときの報告を受けること	規則29
29①②、29の2①	建設業者の許可の取り消し	規則29
29の3③	建設工事の施工の差止め命令	規則29
29の4①②	新たに営業を開始することの禁止	規則29
29の5②③④	建設業者監督処分簿の備付け等	規則29
30①	建設業者について、利害関係人から不正事実の申告を受けること	規則29
31①	報告徴収・立入検査	規則29
41①	建設業を営む者及び建設業者団体に対する指導、助言及び勧告	規則29
41②③	立替払等の勧告	規則29
42①②、42の2④	公正取引委員会への措置請求等	規則29

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(6) 法律名：中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9の2⑦	組合員の福利厚生に関する共済事業を行う事業協同組合等が他の事業を行うことの承認	令34①
9の2の3①②	事業協同組合等が組合員以外の者に所有する施設を用いて行っている事業を利用させることができることの認可等	令34①
9の6の2①④	事業協同組合等の共済規程の認可等	令34①
〈9の6の2①④〉	協同組合連合会の共済規程の認可等 ※9の9⑤において準用	令34①
9の7の5①	共済事業を行う事業協同組合等に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等)	令34①
〈9の7の5①〉	共済事業を行う協同組合連合会に対する保険業法の準用(立入検査、業務改善命令等) ※9の9⑤において準用	令34①
9の9④	共済事業を行う一定規模以上の会員数の協同組合連合会が他の事業を行うことの承認	令34①
27の2①	事業協同組合等の設立の認可	令34①
35の2	組合の役員の変更の届出を受けること	令34①
48	組合員が総会を招集することの承認	令34①
51②	定款の変更の認可	令34①
57の5	共済事業を行う組合等の余裕金運用の制限に関する認可	令34①
58の7②③	共済計理人から理事会に提出した意見書写しの提出を受けること等	令34①
58の8	組合に対し共済計理人の解任を命ずること	令34①
62②④	組合の解散の届出等	令34①
66①	組合の合併の認可	令34①
96⑤	組合の解散を命じたとき、解散の登記を嘱託しなければならないこと	令34①
104①②	組合の運営が著しく不当であると思料する組合員等からの不服の申出を受けること等	令34①
105①②	組合員から組合に対する検査の請求を受けること等	令34①
105の2①②	組合から決算関係書類の提出を受けること	令34①
105の3①～④	組合に対する報告の徴収	令34①
105の4①～④	組合に対する立入検査	令34①
106①～③	組合に対する法令等違反に係る措置命令等	令34①
106の2①②④⑤	共済事業を行う組合に対する措置命令等	令34①
106の3	共済事業を行う組合からの共済代理店の設置等の届出を受けること	令34①

Ⅱ－(7) 法律名：測量法(S24法188)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
55の2	測量業者の登録申請書の提出を受けること	規則19
55の5①②	測量業者登録簿への登録等	規則19
55の6①②	測量業者登録の拒否等	規則19
55の7①②	測量業者の登録事項の変更登録申請を受けること	規則19
〈55の5①②〉	測量業者登録簿への変更登録等 ※55の7③において準用	規則19
〈55の6①②〉	測量業者の変更登録の拒否等 ※55の7③において準用	規則19
55の8①②	測量業者から営業経歴書等の提出を受けること	規則19
55の9①②	測量業者から廃業等の届出を受けること	規則19
55の10①	測量業者登録簿からの登録の消除	規則19
〈55の6②〉	測量業者登録簿からの登録の消除の通知 ※55の10②において準用	規則19
55の12①	測量業者登録簿を閲覧に供すること	規則19
55の12②③	測量業者の登録等の書類の写し等を都道府県知事に送付等すること	規則19
56の6	測量業者への助言	規則19
57①②	測量業者の登録の取消し、営業の停止	規則19
〈55の6②〉	測量業者の登録を取り消した場合等の通知 ※57③において準用	規則19
57の2①②	測量業者の登録の取消しに係る聴取を行う場合及び営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合には参考人の意見を聴くこと	規則19
57の3①	測量業を営む者に対する報告徴収、立入検査	規則19

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(8) 法律名：水防法(S24法193)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7③	二以上の都府県に係る水防計画について、関係都府県知事から報告を受けること	規則5
10①	洪水のおそれがあるときの気象庁長官の通知の受理	規則5
10②	国交大臣が指定した河川等に洪水のおそれがあるときの関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
13①	国交大臣が指定した河川の水位情報の関係都道府県への通知等 ※河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
14①③	国交大臣が指定した河川の浸水想定区域の指定及び関係市町村への通知	規則5
16①②④	国交大臣が指定した河川等の水防警報を行うこと及び関係都道府県への通知 ※16条1項について、河川の指定は大臣が行う。地整等に委任していない。	規則5
27②	水防上緊急を要する通信のための電気通信設備の優先的利用	規則5
40	水防協力団体に対する情報提供又は指導若しくは助言	規則5
47①	報告徴収(都道府県)	規則5
47①	報告徴収(水防管理団体)	規則5
48	勧告・助言(都道府県)	規則5
48	勧告・助言(水防管理団体)	規則5

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(9) 法律名： 建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
6の2①、 7の2①	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定	省令80	自治		
77の18③	指定確認検査機関指定時に特定行政庁の意見を聴くこと	省令80	自治		
77の20、 77の21① ～③	指定確認検査機関の指定、指定の公示、名称等の変更の届出受理等	省令80	自治		
77の22① ②④	指定確認検査機関の業務区域の増加等の認可等	省令80	自治		
〈77の18 ③、77の 20〉	指定確認検査機関の業務区域増加認可時に特定行政庁の意見を聴くこと等 ※77の22③において準用	省令80	自治		
77の23①	指定確認検査機関の指定の更新	省令80	自治		
〈77の18 ③、77の 20〉	指定確認検査機関指定更新時に特定行政庁の意見を聴くこと ※77の23②において準用	省令80	自治		
77の24③ ④	確認検査員の選任又は解任の届出受理等	省令80	自治		
77の27① ③	確認検査業務規程の認可、変更命令等	省令80	自治		
77の30① ②	確認検査機関に対する監督命令	省令80	自治		
77の31① ③④	確認検査機関に対する報告徴収・立入検査等	省令80	自治		
77の33	指定確認検査機関に対する配慮	省令80	自治		
77の34① ③	確認検査業務の休止又は廃止の届出受理等	省令80	自治		
77の35① ～③	指定確認検査機関の指定の取消し等	省令80	自治		
〈6の2①〉	指定確認検査機関の指定 ※87①において準用	省令80	自治		
〈6の2 ①、7の2 ①〉	指定確認検査機関の指定 ※87の2①において準用	省令80	自治		
〈6の2 ①、7の2 ①〉	指定確認検査機関の指定 ※88①②において準用	省令80	自治		

Ⅱ－(9) 法律名：建築基準法(S25法201)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9の3①②	特定行政庁の命令に係る国交大臣への通知の受理及び必要な措置の通知	規則12
14①②	勧告、助言又は援助	規則12
16	必要な報告等	規則12
17②④⑨⑪	特定行政庁(都道府県知事)に対する指示等	規則12
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(市町村)への承認	規則12
49②	特別用途地区の制限緩和に係る地方公共団体(都道府県)への承認	規則12
68の2⑤	用途地域の制限緩和に係る市町村への承認	規則12
77の58①②、77 の60	建築基準適合判定資格者の登録	規則12
77の61	建築基準適合判定資格者の死亡等の届出受理	規則12
77の62①②③	建築基準適合判定資格者の登録の消除等	規則12
77の65	手数料の納付	規則12
85の3	伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和に係る市町村への承認	規則12

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(10) 法律名：建築士法(S25法202)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5②	一級建築士免許の交付	規則24Ⅰ
5の2①②	一級建築士の住所等の届出の受理	規則24Ⅱ
8の2	一級建築士の死亡等の届出の受理	規則24ⅡのⅡ
10①～③	一級建築士に対する戒告、聴聞、参考人の意見を聴くこと	規則24Ⅲ
10の2③④	構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等	規則24Ⅳ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(11) 法律名：港湾法(S25法218)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
43の6	開発保全航路の開発等	令22①Ⅰ
〈55の2〉	他人の土地への立入等(開発保全航路に関する工事) ※43の7において準用	令22①Ⅰ
43の8②、③	開発保全航路内の占用許可等	令22①Ⅰ
〈37③〉	国又は地方公共団体の開発保全航路内の占用等に係る協議 ※43の8④において準用	令22①Ⅰ
(43の2)	他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担 ※43の9②において準用	令22①Ⅰ
56の6①②③	開発保全航路に開発等に係る負担金の強制徴収等	令22①Ⅰ
46①	国が負担した港湾施設の譲渡等の認可	令22①Ⅱ
58③	埋立の目的以外の用途使用等に係る協議	令22①Ⅲ
56の4①～⑦⑨	監督処分	令22②
56の5①③④	報告の徴収等(開発保全航路の水域の占有等の許可を受けた者に対する事務)	令22②
56の5②～④	報告の徴収等(港湾運営会社に対する事務)	令22②
52①	国土交通大臣による港湾工事の施行	通達・訓令等
55の2	国土交通大臣が行う港湾工事に伴う調査又は測量を行うための他人の土地への立入	通達・訓令等
53	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた土地又は工作物の港湾管理者への譲渡	通達・訓令等
54	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾管理者への貸付け又は管理委託	通達・訓令等
54の2①	港湾管理者が設立された場合の、国の所有又は管理に属する港湾施設の港湾管理者への譲渡、貸付け又は管理委託	通達・訓令等
55①	国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設の港湾運営会社への貸付け	通達・訓令等
55の3の2①⑦	・港湾広域防災区域内において、国土交通大臣が行う港湾工事によって生じた港湾施設のうち、広域災害応急対策の実施のために必要なもの(港湾広域防災施設)の管理 ・広域災害応急対策実施のための、港湾広域防災区域内における他人の土地の一時使用等	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(12) 法律名：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(S26法97)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
7	公共土木施設の災害復旧事業費の決定	令15②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(13) 法律名：官公庁施設の建設等に関する法律(S26法181)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
8①	庁舎が保安上又は防火上危険であると認める場合の各省各庁の長に対する措置の勧告	規則3
13①②	関係国家機関に対する建築物の位置、規模及び構造並びに保全に関する勧告等	規則3
13③	建築物の保全に関する実地指導	規則3

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(14) 法律名：公営住宅法(S26法193)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
11①②	補助金の交付申請書の受理、交付決定及び通知	規則28①
37①	公営住宅等の用途廃止の承認	規則28②
44①③	公営住宅等の譲渡及び用途廃止の承認	規則28③
45①②	社会福祉法人等による公営住宅の使用等の承認	規則28④
46①	他の地方公共団体への譲渡の承認	規則28⑤
49①	事業主体に対して報告させ、又は実地検査をさせること	規則28⑥
50	国の補助金の返還命令等	規則28⑦
51 I	厚生労働大臣との協議（補助金の交付決定）	規則28⑧
51 II III	厚生労働大臣との協議（譲渡の承認等）	規則28⑨

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(15) 法律名： 土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18①	事業認定申請書の提出を受けること（＊1）	規則26	法定	○	
19①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下（＊1）	規則26	法定	○	
20	事業の認定（＊1）	規則26	法定	○	事後報告
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取（＊1）	規則26	法定	○	
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取（＊1）	規則26	法定	○	
23①②	事業認定に係る公聴会の開催（＊1）	規則26	法定	○	
24①③	事業認定申請書の送付及び縦覧（＊1）	規則26	法定	○	
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等（＊1）	規則26	法定	○	
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取（＊2）	規則26	法定	○	承認
26①③	事業の認定の告示（＊1）	規則26	法定	○	
26の2①	起業地を表示する図面の長期縦覧（＊1）	規則26	法定	○	
28	事業の認定の拒否（＊1）	規則26	法定	○	
32①②	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等（＊1）	規則26	法定	○	
33	手続の保留の告示（＊1）	規則26	法定	○	
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること（＊1）	規則26	法定	○	
131の2	事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略（＊1）	規則26	法定		
〈18①〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈19①②〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈20〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	事後報告

Ⅱ－(15) 法律名： 土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
〈21①②〉	権利、物件及び土砂石れきの管理者及び関係行政機関の意見の聴取（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈22〉	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈23①②〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈24①③〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付及び縦覧（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈25②〉	利害関係人の意見書の送付を受けること等（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈25の2①〉	社会資本整備審議会等の意見の聴取（＊2） ※138において準用	規則26	法定	○	承認
〈26①③〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈26の2①〉	権利、物件及び土砂石れき等を表示する図面の長期縦覧（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈28〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の拒否（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈32①②〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等（＊1）	規則26	法定	○	
〈33〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の告示（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈125①〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること（＊1） ※138において準用	規則26	法定	○	
〈131の2〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略（＊1） ※138において準用	規則26	法定		

（＊1）17①Ⅲに掲げる事業に関するものを除く。

（＊2）17①Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに掲げる事業に関するものを除く。

Ⅱ－(15) 法律名：土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
18①	事業認定申請書の提出を受けること(＊1)	規則26
19①②	事業認定申請書の欠陥の補正及び却下(＊1)	規則26
20	事業の認定(＊1)	規則26
21①②	土地の管理者及び関係行政機関の意見の聴取(＊1)	規則26
22	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取(＊1)	規則26
23①②	事業認定に係る公聴会の開催(＊1)	規則26
24①③	事業認定申請書の送付及び縦覧(＊1)	規則26
25②	利害関係人の意見書の送付を受けること等(＊1)	規則26
25の2①	社会資本整備審議会等の意見の聴取(＊2)	規則26
26①③	事業の認定の告示(＊1)	規則26
26②	事業の認定の告示(都道府県知事から事業認定の告示の報告を受けること等)	規則26
26の2①	起業地を表示する図面の長期縦覧(＊1)	規則26
27①～④⑥⑦	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分	規則26
28	事業の認定の拒否(＊1)	規則26
30②③	事業の廃止又は変更の報告を受けること	規則26
32①②	手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等(＊1)	規則26
33	手続の保留の告示(＊1)	規則26
125①	事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること(＊1)	規則26
131の2	事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略(＊1)	規則26
<18①>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の提出を受けること(＊1) ※138において準用	規則26
<19①②>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の欠陥の補正及び却下(＊1) ※138において準用	規則26
<20>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定(＊1) ※138において準用	規則26
<21①②>	権利、物件及び土砂石れき等の管理者及び関係行政機関の意見の聴取(＊1) ※138において準用	規則26

Ⅱ－(15) 法律名：土地収用法(S26法219)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈22〉	専門的学識及び経験を有する者の意見の聴取(＊1) ※138において準用	規則26
〈23①②〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定に係る公聴会の開催(＊1) ※138において準用	規則26
〈24①③〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業認定申請書の送付及び縦覧(＊1) ※138において準用	規則26
〈25②〉	利害関係人の意見書の送付を受けること等(＊1) ※138において準用	規則26
〈25の2①〉	社会資本整備審議会等の意見の聴取(＊2) ※138において準用	規則26
〈26①③〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示(＊1) ※138において準用	規則26
〈26②〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示(都道府県知事から報告を受けること等) ※138において準用	規則26
〈26の2①〉	権利、物件及び土砂石れき等を表示する図面の長期縦覧(＊1) ※138において準用	規則26
〈27①～④⑥⑦〉	都道府県知事が事業の認定を拒否したとき等の事業の認定に関する処分 ※138において準用	規則26
〈28〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の拒否(＊1) ※138において準用	規則26
〈30②③〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の廃止又は変更の報告を受けること ※138において準用	規則26
〈32①②〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の申立書の提出を受けること及び欠陥の補正等(＊1)	規則26
〈33〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の手続の保留の告示(＊1) ※138において準用	規則26
〈125①〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定を申請する者から手数料納付を受けること(＊1) ※138において準用	規則26
〈131の2〉	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略(＊1) ※138において準用	規則26

(＊1) 17①Ⅲに掲げる事業に関するもの

(＊2) 17①Ⅰ,Ⅱ,Ⅲに掲げる事業に関するもの

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(16) 法律名：宅地建物取引業法(S27法176)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①③	宅地建物取引業の免許及び免許の更新等	規則32①
3の2①	免許に条件を付し、及びこれを変更すること	規則32①
4①	免許申請書の受理	規則32①
6	免許証の交付	規則32①
8①②	宅地建物取引業者名簿への登載	規則32①
9	免許申請事項の変更の届出受理	規則32①
10	宅地建物取引業者名簿等を閲覧に供すること	規則32①
11①	廃業等の届出受理	規則32①
25④⑥⑦	営業保証金供託済の届出、催告、免許取消	規則32①
〈25④〉	事務所新設の場合の営業保証金供託済の届出 ※26②において準用	規則32①
〈25④〉	宅地建物取引業保証協会の弁済業務保証金供託済の届出 ※64の7③において準用	規則32①
〈25④〉	社員の地位を失った場合の営業保証金供託済の届出 ※64の15において準用	規則32①
〈25④〉	宅地建物取引業保証協会の指定の取消し等の場合の営業保証金供託済の届出 ※64の23において準用	規則32①
28②	営業保証金の不足額の供託の届出	規則32①
50②	業務を行う場所の届出	規則32①
64の4②	宅地建物取引業保証協会の社員身分得喪の報告	規則32①
65①②	宅地建物取引業者に対する指示及び業務の停止	規則32①
66①②	宅地建物取引業者の免許の取消し	規則32①
67①	宅地建物取引業者の公告及び免許の取消し	規則32①
69①②	聴聞を行うこと	規則32①
70①③	監督処分公告、報告徴収	規則32①
71	宅地建物取引業者に対する指導、助言及び勧告	規則32①
72①②	宅地建物取引業者に対する報告徴収、立入検査	規則32①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
75⑥	路線認定の協議に係る裁定等	令39②
<75⑥>	境界地における国道の維持、修繕その他の管理に係る協議の裁定 ※13⑤において準用	令39②
13③	都道府県に代わって災害復旧工事を行うこと(指定区間外の国道)	令39②
19②③	境界地の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
19の2②③	共用管理施設の管理の方法の協議に係る裁定	令39②
25①③④	橋等の料金徴収に関する届出等	令39②
26①②③④	橋等に係る検査、措置要求、報告徴収等	令39②
<19②>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定 ※54②において準用	令39②
<7⑥>	境界地の道路の管理に関する費用の協議に係る裁定等 ※54②において準用する19②において準用	令39②
<19の2②>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定 ※54の2②において準用	令39②
<7⑥>	共用管理施設の管理に関する費用の協議に係る裁定等 ※54の2③において準用する19②において準用	令39②
74	国道新設等の認可	令39②
75①	道路管理者に対する措置等の指示 (指定区間外の国道)	令39②
75②Ⅰ③Ⅰ	道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等)	令39②
75②Ⅱ③Ⅱ	道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等)	令39②
76	道路管理者からの報告の受理	令39②
77①②	道路に関する調査	令39②
78	道路行政等に対する勧告等	令39②
79①	社会資本整備審議会への諮問	令39②
<75①>	道路予定区域の道路管理者に対する措置等の指示 (指定区間外の国道) ※91②において準用	令39②
<75②Ⅰ③Ⅰ>	道路予定区域の道路管理者に対する処分等の指示 (都道府県道等) ※91②において準用	令39②
<75②Ⅱ③Ⅱ>	道路予定区域の道路管理者に対する処分等の要求 (都道府県道等) ※91②において準用	令39②

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
12	国道の改築等	令39①
13①	指定区間内の国道の維持・修繕	令39①
18①②	国道の区域決定、供用開始等に係る公示	令39①
19の2①⑤	共用管理施設の管理に係る協議等	令39①
20①②⑥	兼用工作物の管理に係る協議等	令39①
21	他の工作物の管理者に対する工事施工命令等	令39①
22①	工事原因者に対する工事施行命令等	令39①
23①	附帯工事の施工	令39①
24	道路管理者以外の者の行う工事に係る承認等	令39①
24の2①③	駐車場に係る駐車料金の徴収等	令39①
24の3	駐車場に係る駐車料金等の表示	令39①
28①③	道路台帳の調製等	令39①
32①～⑤、33① ②、34、35、36①②	道路占用の許可等	令39①
37①～③	道路の占用の禁止等	令39①
38①②	道路の占有に関する工事の施工等	令39①
39①	占用料の徴収等	令39①
40②	原状回復の指示	令39①
42①	道路の維持又は修繕	令39①
43の2	車両の積載物の落下等の予防措置等	令39①
44①②④	損害予防のための区域の指定等	令39①
44の2①～⑤⑦	違法放置物件に対する措置等	令39①
45①	道路標識等の設置	令39①

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
46①③	通行の禁止等	令39①
47③	限度をこえる車両の通行の禁止等	令39①
47の2①②⑤	限度をこえる車両の通行の許可	令39①
47の2③	限度をこえる車両の通行の許可に係る手数料の徴収	令39①
47の3①②	車両の通行に関する措置	令39①
47の4①②	制限を行う場合の道路標識の設置	令39①
47の5①③～⑥	市町村による歩行安全改築の要請の受理等	令39①
47の6	道路の立体的区域の決定等	令39①
47の7①②	道路一体建物に関する協定の締結等	令39①
47の10①③	道路保全立体区域の指定等	令39①
48②④	道路保全立体区域内の制限	令39①
48の2①②④	自動車専用道路の指定等	令39①
48の5①～④	自動車専用道路との連結許可	令39①
48の7①②	自動車専用道路との連結に係る連結料の徴収	令39①
48の8②、48の9	連結許可に基づく地位承継の届出の受理等	令39①
48の10	連結許可等に条件を付すこと	令39①
48の11②	自動車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①
48の12	違反行為に対する措置	令39①
48の13①～⑤、 48の14①	自転車専用道路の指定等	令39①
48の15④	自転車専用道路の出入りの制限に係る標識の設置	令39①
48の16	違反行為に対する措置	令39①
48の17①	利便施設協定の締結等	令39①

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
48の18①～③	利便施設協定の公告、縦覧等	令39①
54①	境界地の道路の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①
54の2①	共用管理施設の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①
55①②	兼用工作物の管理に関する費用負担に係る協議等	令39①
58①	原因者負担金の徴収	令39①
59③	附帯工事に要する費用の徴収	令39①
60	他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の徴収	令39①
61①②	受益者負担金の徴収	令39①
62	道路の占有に関する工事の費用負担	令39①
66①	他人の土地への立入等	令39①
67の2①～⑤	放置車両の移動等	令39①
68①②	災害時における土地の一時使用等	令39①
69①～③	損失の補償等	令39①
70①③④	道路の新設等に伴う損失補償	令39①
71①～⑤	監督処分	令39①
72①③	監督処分に伴う損失補償等	令39①
〈69②③〉	損失を受けたものとの協議等 ※72②において準用	令39①
73①～③	負担金等の強制徴収等	令39①
87①	許可等に条件を附すること	令39①
91①	道路予定区域の行為許可等	令39①
〈32①～⑤、33①②、34、35、36①②〉	道路予定区域の占用の許可等 ※91②において準用	令39①

Ⅱ－(17) 法律名：道路法(S27法180)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈37①～③〉	道路予定区域の占用の禁止等 ※91②において準用	令39①
〈38①②〉	道路予定区域の占用に関する工事の施工等 ※91②において準用	令39①
〈39①②〉	道路予定区域の占用料の徴収等 ※91②において準用	令39①
〈40②〉	道路予定区域の原状回復の指示 ※91②において準用	令39①
〈44①②④〉	道路予定区域の損害予防のための区域の指定等 ※91②において準用	令39①
〈44の2①～⑤⑧〉	道路予定区域の違法放置物件に対する措置等 ※91②において準用	令39①
〈47の10①③〉	道路予定区域の道路保全立体区域の指定等 ※91②において準用	令39①
〈48②～④〉	道路予定区域の道路保全立体区域内の制限 ※91②において準用	令39①
〈71①～⑤〉	道路予定区域の監督処分 ※91②において準用	令39①
〈72①③〉	道路予定区域の監督処分に伴う損失補償等 ※91②において準用	令39①
〈73①～③〉	道路予定区域の負担金等の強制徴収 ※91②において準用	令39①
〈87①〉	道路予定区域の許可等に条件を附すこと ※91②において準用	令39①
〈92④〉	道路予定区域の不用物件の交換等 ※91②において準用	令39①
〈93〉	道路予定区域の不用物件の使用の申出 ※91②において準用	令39①
91③④	道路予定区域の行為許可に係る損失補償等	令39①
92①④	不用物件の交換等	令39①
93	不用物件の使用の申出	令39①
94①③	不用物件の返還	令39①
95の2①②	公安委員会との調整	令39①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(18) 法律名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	法定		
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更等の認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24	法定		事後報告
55⑧	・都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	法定		事後報告 (図書の送付を受けることについて)
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24	法定		事後報告
71の2①、 71の3④ ⑥⑦⑧⑪	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))	規則24	法定		事後報告 (71の2①)
71の3 ⑭、〈71 の3④⑥ ⑦⑧⑪〉 ※71の3⑮において準用	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))	規則24	法定		事後報告 (71の3⑭)
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24	法定	○	
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24	法定		
123①	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	法定	○	事後報告

Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3⑤	土地区画整理事業を施行すること等	規則24
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24
<65>	評価員の選任等 ※71で準用	規則24
72①	土地区画整理事業の施行の準備等に必要な場合、他人の占有する土地に測量及び調査のため立入ること等	規則24
73④	土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成	規則24
74	土地区画整理事業の施行の準備等のため、登記所等に対し無償で必要な簿書の閲覧等を求めること	規則24
76①③④⑤	土地区画整理事業の施行地区内において土地の形質の変更等を行おうとする者に対する許可等	規則24
79①	事業施行のために必要な施設の設置のための土地の使用	規則24
80	仮換地等の指定後の従前の宅地における工事	規則24
81①②	標識の設置等	規則24
82①②	土地の分割又は合併の手続	規則24
83	登記所への届出	規則24
84①②	関係図書の備付け等	規則24
85①③④⑤	権利の申告の受理等	規則24
85の2①②⑤⑥⑦	住宅先行建設区への換地の申出の受理等	規則24
85の3①④⑤⑥⑦	市街地再開発事業区への換地の申出の受理等	規則24
85の4①②⑤⑥⑦	高度利用推進区への換地の申出の受理等	規則24
86①、87②③	換地計画の決定	規則24
88②③④⑤⑥⑦	換地計画の縦覧等	規則24
90①	換地不交付	規則24
91②	過小宅地の基準の設定	規則24
93①②④⑤	宅地の立体化等	規則24
95⑦	特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24

Ⅱ－(18) 法律名：土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
96③	保留地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24
97③	換地計画の変更	規則24
98①②③	仮換地の指定等	規則24
99②	仮換地の効力発生日の通知	規則24
100①	使用収益の停止	規則24
100の2	仮換地に指定されない土地の管理	規則24
102①②	仮清算金の徴収・交付	規則24
103④	換地処分をした場合において、その旨を公告すること	規則24
106②③④	公共施設の管理の引継等	規則24
107①②	換地処分の登記所への通知等	規則24
108①②	保留地等の処分	規則24
109①②	減価補償金の交付等	規則24
110①③④⑤⑧	清算金の徴収・交付等	規則24
111①②	清算金等の相殺	規則24
112①	清算金の供託	規則24
114③④	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24
116④⑤	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24
117の2③④	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24
120①②	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24
123②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24
135①②	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(19) 法律名：道路整備特別措置法(S31法7)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10①、④～⑦	地方道路公社が行う一般国道等の新設等に係る許可等	規則17Ⅰ
11①、④～⑥	地方道路公社が行う料金の徴収の特例の許可等	規則17Ⅱ
15①、④～⑥	地方道路公社が行う一般国道等の維持等の特例の許可等	規則17Ⅲ
18②～④	有料道路管理者が行う道路の新設等に係る届出受理等	規則17Ⅳ
19②③	有料道路管理者が行う料金の徴収の特例の届出受理等	規則17Ⅴ
20①	地方道路公社への資金の貸付	規則17Ⅵ
21①⑤	地方道路公社が行う一般国道等の工事の廃止の許可等	規則17Ⅶ
21④	有料道路管理者が行う道路の工事の廃止に係る届出受理	規則17Ⅷ
24③	地方道路公社又は有料道路管理者が定める料金徴収の対象等に係る認可	規則17Ⅸ
27①～④	都道府県若しくは市町村である道路管理者の行う工事又は地方道路公社が行う工事に係る検査等	規則17Ⅹ
27⑥	都道府県からの報告の徴収	規則17Ⅺ
38①	共用管理施設等の管理に要する費用に係る分担する金額及び方法の協議【道路管理者としての権限】	規則17Ⅻ
38②、〈9③〉	地方道路公社又は地方公共団体が双方の当事者である費用負担の協議に係る裁定を行うこと ※38③において準用	規則17ⅩⅢ
46①	地方道路公社が管理する国道等に係る監督処分を行うこと	規則17ⅩⅣ
48①	地方道路公社に対し助言、勧告等を行うこと	規則17ⅩⅤ
50⑤	有料道路管理者が管理する道路の地方道路公社への引継ぎの許可をすること	規則17ⅩⅥ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(20) 法律名：都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
30①	都市公園の設置等に係る地方公共団体からの報告を受けること	令33
30②	都市公園の設置等に係る地方公共団体への報告徴求等	令33
31	都市公園の行政又は技術に関する勧告等	令33
	【公園管理者としての権限】	
2の2	都市公園の設置	令33
2の3	都市公園の管理	令33
5①②	公園施設の設置又は管理の許可等	令33
5の2①②	兼用工作物の管理	令33
5の3	公園管理者の権限の代行	令33
6①～③、7	都市公園の占用の許可等	令33
8	許可の条件を付すこと	令33
9	国の行う都市公園の占用の特例許可のための協議	令33
10②	原状回復等の指示	令33
12①	国の設置に係る都市公園における行為許可	令33
〈8〉	許可の条件を付すこと ※12②において準用	令33
12の6	兼用工作物の管理に要する費用の負担に係る協議	令33
13	都市公園の損傷等の原因者の負担	令33
14②	附帯工事に要する費用を負担させること	令33
16	都市公園の保存	令33
17①③	都市公園台帳の作成・保管等	令33
20	都市公園を立体区域とすること	令33

Ⅱ－(20) 法律名：都市公園法(S31法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22①②	公園一体建物に関する協定	令33
25①③	公園保全立体区域の指定	令33
26②④	公園保全立体区域における行為の制限	令33
27①～⑦、⑩	都市公園における監督処分	令33
28①～④	監督処分に伴う損失の補償	令33
〈2の3〉	公園予定区域の管理 ※33④において準用	令33
〈5①②〉	予定公園施設の設置又は管理の許可等 ※33④において準用	令33
〈6①～③、7〉	公園予定区域の占用の許可等 ※33④において準用	令33
〈8〉	許可の条件を付すこと ※33④において準用	令33
〈9〉	国の行う公園予定区域の占用の特例許可のための協議 ※33④において準用	令33
〈10②〉	原状回復等の指示 ※33④において準用	令33
〈12①〉	国の設置に係る公園予定区域における行為許可 ※33④において準用	令33
〈13〉	公園予定区域の損傷等の原因者の負担 ※33④において準用	令33
〈14②〉	附帯工事に要する費用を負担させること ※33④において準用	令33
〈25①③〉	公園予定区域の公園保全立体区域の指定 ※33④において準用	令33
〈26②④〉	公園予定区域の公園保全立体区域における行為の制限 ※33④において準用	令33
〈27①～⑦、⑩〉	都市公園予定区域における監督処分 ※33④において準用	令33
〈28①～④〉	監督処分に伴う損失の補償 ※33④において準用	令33

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(21) 法律名：海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
2①	砂浜の海岸保全施設指定	令14①
2の3④⑤	海岸保全施設の整備案の作成等	令14①
7①、8①	海岸保全区域占用等の許可	令14①
8の2①	行為の制限の対象となる区域等の指定	令14①
10②	国又は地方公共団体が占用等するときの協議	令14①
12①②	許可の取消し又は措置命令等	令14①
12③	措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等	令14①
12④⑤	除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等	令14①
12⑥⑦⑧	保管した施設等の売却及び代金の保管等	令14①
12の2①～③	処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等	令14①
13①②	海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等	令14①
15	海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること	令14①
16①	工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること	令14①
17①	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること	令14①
18①	やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用	令14①
18⑦、〈12の2②③〉	立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ※18⑧において準用	令14①
19	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償	令14①
20①	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査	令14①
21①②	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令	令14①
21③、〈12の2②③〉	措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ※21④において準用	令14①

Ⅱ－(21) 法律名：海岸法(S31法101)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
22①	漁業権の取消等	令14①
22②<漁業法39⑦～⑮>	漁業権の取消等によって生じた当該漁業権者に対する損失補償 ※22③において準用	令14①
30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の管理者との協議	令14①
38の2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること	令14①
27②	国が費用の一部を負担する新設工事等の施行に関する海岸管理者からの協議に対する同意	令14①
37の2①	国土保全上極めて重要な海岸保全区域の管理	令14②
38	報告徴収(都道府県知事、市町村長及び海岸管理者)	令14①
6①	海岸保全施設の直轄工事	通達・訓令等
26②	直轄工事に要する費用の他の都府県への分担	通達・訓令等
26③	直轄工事に要する費用の他の都府県への分担に係る意見聴取	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(22) 法律名：特定多目的ダム法(S32法35)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
31①③	特定多目的ダムの操作規則を定めること等	規則10Ⅰ
32①	危険防止のために通知し、必要な措置をとること	規則10Ⅱ

Ⅱ－(23) 法律名：高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
6	高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、その他管理等	規則9
7①②	高速自動車国道の区域の決定及び供用の開始等	規則9
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9
8①④	兼用工作物の管理者と協議して管理方法を定めること等	規則9
11の2①②⑤	高速自動車国道との連結許可	規則9
11の5②、11の6	連結許可等に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則9
11の7	連結許可等に条件を付すこと	規則9
〈道路法71①～③〉	連結許可等に対する監督処分等 ※11の8において準用	規則9
13①②	特別沿道区域の指定	規則9
14②～⑥	特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等	規則9
15①②	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償	規則9
〈14⑤⑥〉	特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償の協議等 ※15③において準用	規則9
〈13①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域の指定 ※16において準用	規則9
〈14②～⑥〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の違反建築物等に対する措置命令等 ※16において準用	規則9
〈15①②〉	道路供用までの間の特別沿道区域内の土地の所有者等に対する損失補償 ※16において準用	規則9
17②	高速自動車国道の入口等への道路標識設置	規則9
18	高速自動車国道への立入等の違反行為者に対する措置命令	規則9
19①	道路監理員に処分違反者に対する措置命令権限を行わせること	規則9
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9
21①②	国及び都道府県の負担すべき兼用工作物の費用等に係る工作物管理者との協議・決定	規則9
〈8③〉	兼用工作物の管理者と協議して費用を定めること ※21③において準用	規則9

Ⅱ－(23) 法律名：高速自動車国道法(S32法79)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23①	道路に関する調査等	規則9
〈道路法95の2②〉	区画線を設ける場合等の公安委員会との調整 ※24の2において準用	規則9
25①	道路法の適用	規則9
	【道路管理者としての権限】	
7の2①②	共用高速自動車国道管理施設について協議して管理方法を定めること	規則9
20の2	国及び都道府県の負担すべき管理に要する費用等に係る道路管理者との協議・決定等	規則9

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(24) 法律名：駐車場法(S32法106)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
4③④	駐車場整備計画を定めようとする際に意見を述べ、定めた際の通知を受けること	規則5 I

Ⅱ－(25) 法律名：中小企業団体の組織に関する法律(S32法185)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5の7②	協業組合の事業の転換の認可	令12①
5の17①	協業組合の設立認可	令12①
5の22	中小企業等協同組合法の準用により公正取引委員会から措置請求を受けること	令12①
5の23	中小企業等協同組合法の準用により協業組合の役員の変更の届出を受けること等	令12①
95④、100の11	事業協同組合等の協業組合への組織変更の認可、事業協同組合等の株式会社への変更の届出	令12①
9	商工組合を設立する場合等であって、特別の地域を地区とすることの承認	令12②
17の2①②	組合員以外の者に商工組合の事業を利用させることの認可	令12②
〈17の2①②〉	組合員以外の者に商工組合連合会の事業を利用させることの認可 ※33において準用	令12②
42①～⑤	商工組合の設立認可	令12②
47①～③	中小企業等協同組合法の組合の設立等についての規定の準用	令12②
54	中小企業等協同組合法の組合の登記についての規定の準用	令12②
69④	中小企業等協同組合法の解散の命令についての規定の準用	令12②
71	中小企業等協同組合法の組合の監督についての規定の準用	令12②
67、69①～③	商工組合等に対する措置又は解散の命令	令12②
92	商工組合等に対する報告の徴収	令12②
93①	商工組合等に対する立入検査	令12②
96⑧	商工組合の事業協同組合への組織変更の届出	令12②
〈96⑤〉	事業協同組合の商工組合への組織変更の認可 ※97②において準用	令12②

Ⅱ－(26) 法律名：地すべり等防止法(S33法30)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
11①②	地すべり防止工事に関する設計等の承認等	令17①
13	兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること	令17①
14①	工事原因者に地すべり防止工事を施行させること	令17①
15①	地すべり防止工事の附帯工事の施行	令17①
16①	他人の占有する土地への立入等	令17①
18①	地すべり防止区域内の行為の許可等	令17①
20②	国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議	令17①
21①②	許可取り消し、措置命令等(21②Ⅲは除く)	令17①
22①	報告徴収、立入検査等	令17①
23①②	措置命令	令17①
33	兼用工作物の費用負担の協議	令17①
48①②	漁港管理者又は港湾管理者に対する協議	令17①
49	都道府県知事に対する報告徴収	令17②
10	地すべり防止の直轄工事の施行等	通達・訓令等
28③	直轄工事に要する費用の受益都府県への費用の分担	通達・訓令等
28④	直轄工事に要する費用の受益都府県への費用の分担に関する意見聴取	通達・訓令等
34①	原因者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等
35③	附帯工事において原因者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等
36①	受益者に地すべり防止工事の費用を負担させること	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(27) 法律名： 下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2の2⑦	流域別下水道整備総合計画に係る協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23Ⅰ	法定		協議指示
〈2の2⑦〉	流域別下水道整備総合計画の変更に係る協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) ※2の2⑨において準用	規則23Ⅰ	法定		協議指示
2の2⑧	流域別下水道整備総合計画に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。)	規則23Ⅰ	法定		
〈2の2⑧〉	流域別下水道整備総合計画の変更に係る環境大臣への協議(一の整備局の管内に係るものに限る。) ※2の2⑨において準用	規則23Ⅰ	法定		
4②	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る協議	規則23Ⅱ	法定		協議指示
〈4②〉	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る協議 ※4⑥において準用	規則23Ⅱ	法定		協議指示
4③	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23Ⅱ	法定		
〈4③〉	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取	規則23Ⅱ	法定		
4④	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る届出の受理	規則23Ⅲ	法定		
〈4④〉	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る届出の受理 ※4⑥において準用	規則23Ⅲ	法定		
4⑤	公共下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への通知	規則23Ⅲ	法定		
〈4⑤〉	公共下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への通知 ※4⑥において準用	規則23Ⅲ	法定		
25の3②	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る協議	規則23Ⅳ	法定		協議指示
〈25の3②〉	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る協議 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅳ	法定		協議指示
25の3④	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への意見聴取	規則23Ⅳ	法定		
〈25の3④〉	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への意見聴取 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅳ	法定		
25の3⑤	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る届出の受理	規則23Ⅴ	法定		
〈25の3⑤〉	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る届出の受理 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅴ	法定		
25の3⑥	流域下水道管理者が策定する事業計画に係る環境大臣への通知	規則23Ⅴ	法定		
〈25の3⑥〉	流域下水道管理者が策定する事業計画の変更に係る環境大臣への通知 ※25の3⑦において準用	規則23Ⅴ	法定		
37①	指示(下水道管理者)	規則23Ⅵ	法定	○	

Ⅱ－(27) 法律名：下水道法(S33法79)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
37②	指示(都道府県知事)	規則23Ⅵ
39①	報告の徴収	規則23Ⅶ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(28) 法律名： 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18②	施行者(都県)から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること	省令15	法定		
28①	施行者(都県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	法定	○	
29①	施行者(都県)に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと	省令15	法定	○	

Ⅱ－(28) 法律名：首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(S33法98)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定めるとき等)	省令15
〈3の2②〉	経済産業大臣の意見を聴くこと (工業団地造成事業に関する都市計画を定めるとき等) ※4②において準用	省令15

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(29) 法律名：住宅地区改良法(S35法84)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(市町村)	規則18
5①②	住宅地区改良事業の施行者が事業計画を定めるとき等の協議を受けること(都道府県)	規則18
〈公営住宅法44①③、 46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(市町村) ※29①において準用	規則18
〈公営住宅法44①③、 46①〉	改良住宅の処分に係る承認等(都道府県) ※29①において準用	規則18
32	市町村又は都道府県から、住宅地区改良事業に関し専門的知識を有する職員の技術的 援助の求めを受けること	規則18
33①	市町村長(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18
33①	都道府県知事(施行者)に対して、その処分の取消しその他必要な措置を求めること	規則18
34	市町村に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18
34	都道府県に対する住宅地区改良事業の施行等に関する報告徴収、勧告等	規則18
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(市町村)	規則18
36	改良住宅の処分に係る承認等をしようとするときの厚労大臣との協議(都道府県)	規則18

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(30) 法律名： 宅地造成等規制法(S36法191)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3③	都道府県知事が宅地造成工事規制区域を指定するときに報告を受けること	規則31	法定		
〈3③〉	都道府県知事が造成宅地防災区域を指定するときに報告を受けること ※20③において準用	規則31	法定		

Ⅱ－(31) 法律名：共同溝の整備等に関する特別措置法(S38法81)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
3②③	都道府県公安委員会の意見をきくこと (国交大臣の共同溝整備道路の指定に対し意見を述べる時)	令9
4	共同溝整備道路における許可等の制限	令9
5①④	関係公益事業者の意見を求めること等 (共同溝の建設について)	令9
6①	共同溝整備計画の作成	令9
7①～④	共同溝の占用予定者に意見書の提出を求めること等	令9
8	共同溝の建設廃止等	令9
11①②	共同溝管理規程を定めること等	令9
12①②、14①	共同溝の占用の許可	令9
17	共同溝の占用許可に基づく権利義務の譲渡の認可	令9
18①	公益物件敷設の届出を受けること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9
19	工事の中止等を命ずること (共同溝の占用の許可を受けた公益事業者)	令9
20、21	共同溝に関する負担金の徴収	令9
<道路法73>	共同溝に関する負担金の強制徴収 ※25において準用	令9

Ⅱ－(32) 法律名： 新住宅市街地開発法(S38法134)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
22①	住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	法定		
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	法定		
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	法定	○	
41①	施行者である住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	法定	○	
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	法定	○	
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	法定		
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	法定	○	

Ⅱ－(33) 法律名：不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
23①	不動産鑑定業者の登録申請書の受理	規則42①Ⅰ
24	不動産鑑定業者の登録	規則42①Ⅱ
25	不動産鑑定業者の登録の拒否	規則42①Ⅲ
〈24〉	不動産鑑定業者の変更登録 ※27④において準用	規則42①Ⅱ
〈25〉	不動産鑑定業者の変更登録の拒否 ※27④において準用	規則42①Ⅲ
26③	不動産鑑定業者の登録換えの通知	規則42①Ⅳ
27②	不動産鑑定業者の変更登録申請書の受理	規則42①Ⅴ
28	事業実績概要書等の受理	規則42①Ⅵ
29①	廃業等の届出の受理	規則42①Ⅶ
30	不動産鑑定業者の登録の消除	規則42①Ⅷ
31①②	不動産鑑定業者登録簿等の供覧等	規則42①Ⅸ
32②	登録申請手数料の徴収	規則42①Ⅹ
41	不動産鑑定業者に対する監督処分	規則42①Ⅺ
43①～③	不動産鑑定業者に対する聴聞等	規則42①Ⅻ
44	不動産鑑定業者に対する監督処分公告	規則42①ⅩⅢ
45①	不動産鑑定業者に対する報告の徴求及び立入検査	規則42①ⅩⅣ
46	不動産鑑定業者に対する助言及び勧告	規則42①ⅩⅤ
17①③	不動産鑑定士の登録等	規則43①Ⅰ
18	不動産鑑定士の変更の登録	規則43①Ⅱ
19①	不動産鑑定士の死亡等の届出の受理	規則43①Ⅲ
20①	不動産鑑定士の登録の消除	規則43①Ⅳ

Ⅱ－(33) 法律名：不動産の鑑定評価に関する法律(S38法152)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
40①～③	不動産鑑定士に対する懲戒処分	規則43①V
42	不動産鑑定士が行った不当な鑑定評価等に対する措置要求の受理	規則43①VI
43①～③	不動産鑑定士に対する聴聞等	規則43①VII
43④	土地鑑定委員会への意見聴取	規則43①VIII
44	不動産鑑定士に対する懲戒処分の公告	規則43①IX
50	不動産鑑定士等の団体に対する報告徴収及び助言等	規則43①X

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(34) 法律名： 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
24②	施行者から工業団地造成事業に関する施行計画の届出を受理すること(府県が施行)	省令15	法定		
38①	施行者(府県)に対し必要な措置を講ずべきことを求めること	省令15	法定	○	
39①	施行者に対し報告等を求め、必要な勧告等を行うこと(府県が施行)	省令15	法定	○	

Ⅱ－(34) 法律名：近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(S39法145)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5の2②	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画の決定等に同意しようとする場合)	省令15
〈5の2②〉	経済産業大臣の意見を聴くこと(工業団地造成事業について都市計画の決定等に同意しようとする場合) ※6②において準用	省令15

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(35) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53③Ⅰ
79①	指定区間内の一級河川の管理を都道府県が行おうとするときの認可	令53③Ⅱ
79②	都道府県知事が、管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事等を行おうとする場合に係る協議・同意	令53③Ⅲ
	【河川管理者としての権限】	
6①Ⅲ	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理を行う必要がある区域の指定	令53①
6②	高規格堤防特別区域の指定	令53①
6③	樹林帯区域の指定	令53①
6④	6条1項3号の区域、高規格堤防特別区域、樹林帯区域の指定等に係る公示	令53①
6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議	令53①
6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議	令53①
12①	河川台帳の調製、保管	令53①
14①②	ダム等の操作規則の制定	令53①
15	操作規則の制定等に係る他の河川管理者に対する協議	令53①
16の2①③～⑥	河川整備計画の制定	令53①
〈16の2③～⑥〉	河川整備計画の変更 ※16の2⑦において準用	令53①
16の3①	市町村長が工事を施行する際の協議	令53①
17①②	兼用工作物の工事等の協議	令53①
18	工事原因者の工事の施行等の指示	令53①
19	附帯工事の施行	令53①
20	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認	令53①
21①③④	工事の施行に伴う損失の補償	令53①
22①～⑥	洪水時等における緊急措置	令53①

Ⅱ－(35) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈22④⑤〉	洪水時等における緊急措置に係る損失補償の協議 ※22の2⑥、57③、58の6③、76②、89⑨において準用	令53①
22の2①～③⑤	高規格堤防の他人の土地における原状回復措置等	令53①
23、40①	流水の占用の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
24	河川区域内の土地の占用の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
25	河川区域内の土地における土石等の採取の許可	令53①
26①④⑤、40①	河川区域内の土地における工作物の新築等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
27①⑤	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
28	竹木の流送等の許可	令53①
29①	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	令53①
30①②	ダム等の工作物の完成検査	令53①
31①	工作物の用途廃止の届出	令53①
31②	原状回復命令	令53①
32④	流水占用、土地占用及び土石等採取の許可に係る都道府県知事への通知	令53①
33③	許可に基づく地位の承継の届出を受けること	令53①
34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
35①②	許可又は承認に係る関係行政機関の長との協議	令53①
36①⑤	許可又は承認に係る関係地方公共団体の長の意見の聴取	令53①
37	工作物に関する工事の施行	令53①
38	水利使用の申請があった場合の関係河川使用者への通知(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
39	関係河川使用者の意見の申出を受けること(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
40②	公益性が著しく大きい水利使用の許可に係る社会資本整備審議会の意見の聴取	令53①
42②～④	損失の補償に係る裁定(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①

Ⅱ－(35) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
43①⑥	損失防止施設の設置に係る確認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
44①	ダム設置に係る河川の従前の機能の維持に係る措置に関する指示(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
46①	ダムの操作状況の通報を受けること	令53①
47①②④	ダムの操作規程の承認(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
49	ダムの操作に関する記録の提出を求めること	令53①
50②	管理主任技術者の選任の届出を受けること	令53①
52	洪水調節のための指示	令53①
53①③	渇水時における水利使用の調整に関する必要な情報の提供	令53①
53の2①～③	渇水時における水利使用の特例の承認	令53①
54①④	河川保全区域の指定	令53①
54②	河川保全区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①
55①	河川保全区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
56①③	河川予定地の指定	令53①
57①②	河川予定地における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
58の2①②	河川立体区域の指定	令53①
58の3①④	河川保全立体区域の指定	令53①
58の3②	河川保全立体区域の指定に係る関係都道府県知事の意見の聴取	令53①
58の4①	河川保全立体区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
58の5①③	河川予定立体区域の指定	令53①
58の6①②	河川予定立体区域における行為の許可(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
63①②	他の都府県の費用の負担	令53①
66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議	令53①

Ⅱ－(35) 法律名：河川法(S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
67	原因者負担金の請求	令53①
68②	附帯工事に要する費用の請求	令53①
70①	受益者負担金の請求	令53①
70の2①②	特別水利使用者負担金の請求	令53①
74①②③⑤	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収	令53①
75①～⑦	監督処分(許可・承認の取消し・変更等)(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
76①③	監督処分に伴う損失補償(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
77①	河川監理員の任命、権限行使	令53①
78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査	令53①
88	許可を受けたものとみなされるものからの届出を受けること	令53①
89①～③⑤⑥⑧	調査、工事等のための立入り等	令53①
90①	許可等に条件を付すこと(特定水利使用の一部に係るものを除く)	令53①
95	河川の使用等に関する国との協議	令53①
91①	廃川敷地等の管理	通達・訓令等
92	廃川敷地等の交換	通達・訓令等
99	地方公共団体への河川管理の委託	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(36) 法律名： 地方住宅供給公社法(S40法124)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
5②	定款の変更の認可 (地方公社)	規則36	法定		事後報告
9	設立の認可 (地方公社)	規則36	法定		同意
12④	監事からの意見を受けること	規則36	法定		事後報告
26②	業務方法書の変更の認可	規則36	法定		事後報告
36②	解散の認可 (地方公社)	規則36	法定		同意
37の4	清算人の就職の届出の受理	規則36	法定		事後報告
38の2③ ④	裁判所に対し地方公社の解散及び清算に関し意見を述べること	規則36	法定		事後報告
38の3	清算終了の届出の受理	規則36	法定		事後報告
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
41	監督上必要な命令をすること (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
42①	業務等の停止等を命ずること (地方公社)	規則36	法定	○	事後報告
42②	認可を取り消すこと (地方公社)	規則36	法定		事後報告
<12④>	監事からの意見を受けること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		事後報告
<27>、43 ③	事業計画及び資金計画の承認等(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		
<32①>	地方公社の提出する財産目録、貸借対照表及び損益計算書の受理(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定		
<40①>	業務等の報告を求め、又は立入検査等を行うこと (共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告
<41>	監督上必要な命令をすること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告
<42①>	業務等の停止等を命ずること(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	規則36	法定	○	事後報告

Ⅱ－(37) 法律名：交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(S41法45)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
5①③	特定交通安全施設等整備事業実施計画の作成等	令5

Ⅱ－(38) 法律名：首都圏近郊緑地保全法(S41法101)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5②	環境大臣及び経済産業大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則6

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(39) 法律名： 流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
26①	処分計画について協議し同意すること (施行者:都道府県)	規則27	法定		
26②	施行計画の届出受理 (施行者:都道府県)	規則27	法定		
43	都道府県又は市町村に対する技術的援助	規則27	法定	○	
44②	必要な措置を講ずべきことを求めること (施行者:都道府県)	規則27	法定	○	
44④	承認の処分の取り消し又は変更 (地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業)	規則27	法定		
46②	行政機関の長への協議 (都道府県が定める処分計画への同意しようとするとき)	規則27	法定		

Ⅱ－(39) 法律名：流通業務市街地の整備に関する法律(S41法110)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
46①	農林水産大臣及び経済産業大臣への協議 (流通業務地区等に係る都市計画の決定等への同意しようとするとき)	規則27

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(40) 法律名：近畿圏の保全区域の整備に関する法律(S42法103)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
6②	環境大臣からの意見聴取 (近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7
6③	経済産業大臣からの意見聴取 (鉱区について近郊緑地特別保全地区に関する都市計画の決定等に同意しようとする場合)	規則7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(41) 法律名：砂利採取法(S43法74)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	令5②
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	令5②
	【河川管理者としての権限】	
33	砂利採取業を行なう者に対する報告徴収	16
34③	河川区域等の区域において砂利の採取を業として行なう者の事務所等への立入検査	16

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(42) 法律名： 都市計画法(S43法100)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
59①② ⑥、60 ①、60の 2②、61	都市計画事業を施行することの認可等（＊） （国が施行する都市計画事業を除く）	規則59の3 ①	法定		事後報告
62①	都市計画事業の認可等の告示等（＊） （国が施行する都市計画事業を除く）	規則59の3 ①	法定		事後報告 （都道府県から図書の 写しの送付を受ける 事務について）
63①	事業計画の変更認可（＊） （国が施行する都市計画事業を除く）	規則59の3 ①	法定		事後報告
72③	土地等の収用又は使用に係る告示（＊） （国が施行する都市計画事業を除く）	規則59の3 ①	法定		事後報告
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助 言等を行うこと（＊）	規則59の3 ①	法定	○	事後報告
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等（＊） （国が施行する都市計画事業を除く）	規則59の3 ①	法定		事後報告
82①	立入検査（＊） （国が施行する都市計画事業を除く）	規則59の3 ①	法定		事後報告

（＊）都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務を除く。

Ⅱ－(42) 法律名：都市計画法(S43法100)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
5③	協議を受け、同意すること (都道府県の都市計画区域指定)	規則59の3①
6⑤	必要な報告を求めること (都道府県の基礎調査の結果)	規則59の3①
18③④	協議を受け、同意すること (国の利害に重大な関係がある都道府県の都市計画の決定)	規則59の3①
20①	図書の写しの送付を受けること (都道府県又は市町村の都市計画の決定)	規則59の3①
23①～③、⑤	農林水産大臣への協議、経済産業大臣及び環境大臣への意見聴取等 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する都市計画等の決定若しくは変更に同意しようとするとき)	規則59の3①
24①②④	必要な措置をとるべきことを指示すること等 (都道府県又は都道府県知事を通じて市町村に対し)	規則59の3①
59①②⑥、60①、 60の2②、61	都市計画事業を施行することの認可等 (＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
63①	事業計画の変更認可 (＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
72③	土地等の収用又は使用に係る告示 (＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
80①②	国の機関以外の施行者に対し報告徴収、勧告、助言等を行うこと (＊)	規則59の3①
81①②③	許可の取り消し、変更等の命令等 (＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
82①	立入検査 (＊) (国が施行する都市計画事業を除く)	規則59の3①
87の2③④	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の決定)	規則59の3①
〈87の2③④〉	協議を受け、同意すること (指定都市の都市計画の変更) ※21②において準用	規則59の3①

(＊) 都道府県又は市町村が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(43) 法律名： 都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2の2⑥	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が市街地再開発事業を施行する必要があることを認めること	規則40	法定		
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40	法定		事後報告
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	法定		事後報告
〈19①〉	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40	法定		事後報告
〈19①〉	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市のみが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等の認可等) ※58③④において準用	規則40	法定		事後報告
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40	法定		事後報告
〈50の8〉	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開発会社の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40	法定		事後報告
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40	法定		事後報告
〈51①〉	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の事業計画変更) ※56①において準用	規則40	法定		事後報告
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	法定		事後報告 (図書の送付を受ける ことについて)
〈55①〉	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用	規則40	法定		事後報告 (図書の送付を受ける ことについて)
58①	施行規程及び事業計画の認可等 ((地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))に係るもの)	規則40	法定		事後報告
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))に係るもの)	規則40	法定		

Ⅱ－(43) 法律名： 都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社(市のみ が設立したものを除く。)に係るもの)	規則40	法定		
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社(市のみが設立 したものを除く。)に係るもの)	規則40	法定		
〈99の3 ③〉	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる 場合の承認 ※118の28②において準用	規則40	法定		
120③	地方公共団体の分担金の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	法定		
124①	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40	法定	○	事後報告
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構以外に係るもの)	規則40	法定	○	事後報告
126②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40	法定	○	事後報告
133①	管理規約の認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除 く。)施行に係る認可)	規則40	法定		

Ⅱ－(43) 法律名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
124②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構に係るもの)	規則40

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(44) 法律名：地方道路公社法(S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣としての権限】	
5②	定款変更認可	規則22
9①	道路公社設立認可	規則22
9③	国交大臣から総務大臣への協議 (道路公社設立認可時)	規則22
12⑤	監査結果の意見提出を受けること	規則22
22②	業務方法書変更認可	規則22
31	道路公社余裕金を運用できる有価証券の指定等	規則22
34③	道路公社解散認可	規則22
34⑥	都道府県知事から国交大臣への事前協議 (解散認可)	規則22
35の4	清算中に就職した清算人からの届出を受けること	規則22
36の2③④	裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)	規則22
36の3	清算終了の届出を受けること	規則22
38①	報告徴収、立入検査	規則22
39	監督命令	規則22
41①	設立団体が二以上である道路公社の行うことができる業務の認可	規則22
	【道路管理者としての権限】	
5④	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意	規則22
9②	定款を作成する場合の基本計画についての同意	規則22

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(45) 法律名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(S45
法136)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
40の2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること	規則41③	法定	○	事後報告
48④	報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書等の作成等)	規則41③	法定	○	事後報告 指示
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	規則41③	法定	○	事後報告 指示
49の2	必要な指導、助言及び勧告	規則41③	法定	○	事後報告 指示

Ⅱ－(46) 法律名：公有地の拡大の推進に関する法律(S47法66)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
19②	報告徴収、立入検査(土地開発公社)	令9の2

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(47) 法律名： 新都市基盤整備法(S47法86)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定		
13①②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定		
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定		
45①	協議及び同意(都道府県知事が処分計画を定める 場合)	規則45	法定		
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ず べきことを求めること	規則45	法定	○	
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	法定	○	

Ⅱ－(47) 法律名：新都市基盤整備法(S47法86)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
63	経済産業大臣の意見を聴くこと	規則45

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(48) 法律名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<土地区画整理法9③>	都府県知事から、個人施行の認可をしたときに、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※36において準用	規則51の2	法定		事後報告
<土地区画整理法21③>	都府県知事から、住宅街区整備組合の設立認可をしたとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2	法定		事後報告
<土地区画整理法39④>	都府県知事から、住宅街区整備組合の定款変更等の認可をしたとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※51において準用	規則51の2	法定		事後報告
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		事後報告
<土地区画整理法55⑧>	・都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都府県知事から、市町村施行の住宅街区整備事業の認可をしたときに、当該住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※57において準用	規則51の2	法定		事後報告 (図書の送付を受けることについて)
<土地区画整理法55⑫>	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の変更認可 ※57において準用	規則51の2	法定		事後報告
58①、59⑪	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		事後報告
59④	施行規程等の縦覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		事後報告
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	法定		
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2	法定	○	
99	技術的援助の求めを受けること	規則51の2	法定	○	

Ⅱ－(48) 法律名：大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2
〈土地区画整理法124～126〉	是正の要求 ※96において準用	規則51の2

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(49) 法律名： 石油コンビナート等災害防止法(S50法84)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
33②	計画作成の協議を受けること (地方公共団体の長が行う緑地等の設置)	省令4	法定		

Ⅱ－(50) 法律名：エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6	工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対して必要な指導及び助言をすること	令34④
14①	特定事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること	令34④
〈14①〉	特定連鎖化事業者からエネルギーの使用の合理化の目標に関する中長期的な計画の提出を受けること ※19の2①において準用	令34④
15①	特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告	令34④
〈15①〉	特定連鎖化事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量等の定期の報告 ※19の2①において準用	令34④
16①～④	特定事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等	令34④
〈16①～④〉	特定連鎖化事業者に対し、エネルギーの使用の合理化に関する計画を作成し、これを提出すべき旨の指示をすること等 ※19の2①において準用	令34④
20③	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定事業者)	令34④
〈20③〉	登録調査機関から確認調査の結果の報告を受けること(特定連鎖化事業者) ※20⑥において準用	令34④
60	荷主に対し貨物輸送事業者に行わせる措置の実施について必要な指導及び助言をすること	令34④
62	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる目標達成のための計画の提出を受けること	令34④
63①	特定荷主から貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギー使用状況等について報告を受けること	令34④
64①②	特定荷主に対し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること等	令34④
87③	特定事業者に対する報告徴収、立入検査	令34④
87⑨	特定荷主に対する報告徴収、立入検査	令34④
76の8①	建築物調査機関の登録	令34③
〈31①〉	登録建築物調査機関に対する適合命令 ※76の10において準用	令34③
〈42〉	登録建築物調査機関の登録更新 ※76の10において準用	令34③

Ⅱ－(50) 法律名：エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
〈44〉	登録建築物調査機関の事業所の変更に係る届出受理 ※76の10において準用	令34③
〈45①〉	調査業務規程の作成等の届出受理 ※76の10において準用	令34③
〈46〉	登録建築物調査機関の業務の休廃止に係る届出受理 ※76の10において準用	令34③
〈48〉	登録建築物調査機関に対する改善命令 ※76の10において準用	令34③
〈49〉	登録建築物調査機関の登録取消等 ※76の10において準用	令34③
〈50〉	登録建築物調査機関の登録取消等の公示 ※76の10において準用	令34③
87⑫	登録建築物調査機関に対する報告徴収、立入検査	令34③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(51) 法律名：幹線道路の沿道の整備に関する法律(S55法34)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
5①	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること	令14
13の6①	情報提供又は指導及び助言 (沿道整備推進機構)	令14
	【道路管理者としての権限】	
5③	都道府県知事から協議を受けること (沿道整備道路としての指定)	令14
5④	都道府県知事に対し要請すること (沿道整備道路としての指定)	令14
7①②	必要な措置を講ずること (道路交通騒音の減少等のための措置)	令14
7の2①③④	道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等 (沿道整備道路)	令14
8①	沿道整備協議会を組織すること	令14
12①②	緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等	令14
13①②	必要な助成等の措置等 (防音上有効な構造とするために行う工事)	令14
13の6②	必要な協力を行うこと (沿道整備推進機構)	令14

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(52) 法律名：浄化槽法（S58法43）

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
13①、14①②、15	浄化槽の型式の認定	省令4 (＊1)
14③	浄化槽の型式の認定の変更	省令4 (＊1)
16	浄化槽の型式の認定の更新	省令4 (＊1)
18①～③	浄化槽の型式の認定の取消し	省令4 (＊1)
19	浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等	省令4 (＊1)
53①	報告徴収等(浄化槽製造業者)	省令4 (＊1)
42①	浄化槽設備免状の交付(交付の決定を除く)	省令25 (＊2)
42③	浄化槽設備士免状の返納の命令	省令25 (＊2)

(＊1)浄化槽の型式の認定に関する省令、(＊2)浄化槽設備士に関する省令

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(53) 法律名：民間都市開発の推進に関する特別措置法(S62法62)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
14の3	事業用地適正化計画の認定	規則12
14の5①	事業用地適正化計画の変更の認定	規則12
14の6	認定事業者からの報告徴収	規則12
14の7	一般承継人等が認定事業者の地位を承継することの承認	規則12
14の10	認定事業者に対する改善命令	規則12
14の11①	計画の認定の取消し	規則12
14の12	認定事業者に対する勧告	規則12

Ⅱ－(54) 法律名：集落地域整備法(S62法63)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4⑤	都道府県知事から集落地域整備基本方針を定めたときの報告を受けること	令14
〈4⑤〉	都道府県知事から集落地域整備基本方針を変更したときの報告を受けること ※4⑥において準用	令14

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(55) 法律名：大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
3①②、4①②	宅地開発事業計画の認定	規則12
5①	宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取	規則12
6①	宅地開発事業計画の認定の通知	規則12
7①	宅地開発事業計画の変更認定	規則12
〈3②、4①②、5①、6①〉	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等 ※7②において準用	規則12
8	届出の受理(宅地造成の開始)	規則12
9	宅地造成工事の完了の確認	規則12
11	届出の受理(造成宅地の処分)	規則12
12①②	報告徴求等(宅地開発事業の実施状況)	規則12
13	認定事業者の地位の承継の承認	規則12
14	改善命令(認定事業者)	規則12
15①②	認定の取消し(宅地開発事業計画)	規則12
〈6①〉	宅地開発事業計画の認定取消しの通知 ※15③において準用	規則12

Ⅱ－(56) 法律名：資源の有効な利用の促進に関する法律(H3法48)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
16	特定再利用事業者に対する助言等	令32
17①～③	特定再利用事業者に対する勧告、命令等	令32
35	指定副産物事業者に対する指導及び助言	令32
36①～③	指定副産物事業者に対する勧告、命令等言	令32
37①	特定再利用事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32
37⑤	指定副産物事業者に対する報告徴取、立入検査等	令32

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(57) 法律名：産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(H4法62)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
4①、5、6①③、7①	整備計画の認定等	令7
8①	整備計画の変更の認定等	令7
9①②	認定事業者に対する報告の徴取等	令7
10①	認定計画の認定の取消等	令7
11⑤	特定周辺整備地区の区域及び施設整備方針の通知の受理	令7

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(58) 法律名：水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(H6法
8)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
14①	計画水道事業者に対し費用を負担させること	省令②Ⅱ
16①～③	負担金を督促し、及び強制的に徴収すること	省令②Ⅱ
	【河川管理者としての権限】	
4④	水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理	省令①
5⑦⑧⑩	都道府県計画の作成に関し協議を受けること等	省令①
7①②④⑧⑨⑩	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①
9①④	協議会の設置等	省令①
10②③	水道原水水質記録の提出を受けること等	省令①

Ⅱ－(59) 法律名：電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【道路管理者としての権限】	
3①～④	電線共同溝を整備すべき道路の指定等	令15
4①～④、10	電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請等	令15
5②～⑤	電線共同溝の建設等	令15
6②	電線共同溝の占用予定者の地位承継の届出の受理	令15
8①②	電線共同溝の増設等	令15
〈4①～④、6②〉	電線共同溝の増設完了後の占用の許可の申請等 ※8③において準用	令15
〈5②～⑤〉	電線共同溝の増設等 ※8③において準用	令15
9	道路占用許可等の制限	令15
11①	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	令15
12①	電線共同溝の占用に係る変更の許可	令15
14②	電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理	令15
15①	電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認	令15
16②	電線共同溝の占有者に対する工事の中止命令等	令15
17①	公益上やむを得ないときの措置命令等	令15
17②④	措置命令等に係る損失補償	令15
〈道路法69②③〉	措置命令等に係る損失補償 ※17③において準用	令15
18	電線共同溝管理規程の制定	令15
20②	原状回復に係る必要な指示	令15
21	国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例	令15
〈道路法73①～③〉	負担金等の強制徴収等 ※25において準用	令15
26	電線共同溝の占用許可の取消等	令15

Ⅱ－(60) 法律名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
62③	模範定款例を定めること	規則136	法定		
119⑥	地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行する必要があると認めること	規則136	法定		
128①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が土地の所有者等に防災街区整備事業の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<128①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が土地所有者等が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※129②において準用	規則136	法定		事後報告
143①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業組合の設立等の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が組合が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※157②において準用	規則136	法定		事後報告
171①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が株式会社に防災街区整備事業の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付) ※172②において準用	規則136	法定		事後報告
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が事業会社の合併等について認可をしたときに送付) ※175②において準用	規則136	法定		事後報告
179①	事業計画において定めた設計概要の認可 (都道府県が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	法定		事後報告
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県施行の事業に係る設計概要の認可をしたとき)	規則136	法定		事後報告
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付)	規則136	法定		事後報告
<179①>	地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の変更の認可 ※184において準用	規則136	法定		事後報告
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県施行の事業に係る設計概要変更の認可をしたとき) ※184①において準用	規則136	法定		事後報告
<183①>	施行規程等を表示する図書の受理 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたときに送付) ※184①において準用	規則136	法定		事後報告
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付 (国土交通大臣が都道府県に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき) ※184において準用	規則136	法定		事後報告

Ⅱ－(60) 法律名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県知事が市町村に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき) ※184において準用	規則136	法定		事後報告
188①	施行規程等の認可及び変更の認可 (地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	法定		事後報告
<140①③④>	地方住宅供給公社から認可申請があったときの市町村への事業計画の送付等 ※188③④において準用	規則136	法定		
<140⑥>	事業計画の修正の申告を受けること等 ※188③④において準用	規則136	法定		
<143①>	地方住宅供給公社に認可をしたときに都道府県等に施行規程等を表示する図書を送付すること ※188③④において準用	規則136	法定		事後報告
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が施行規程等の認可をしたときに送付) ※188③④において準用	規則136	法定		事後報告
204①④	権利変換計画の認可等(機構施行事業を除く)	規則136	法定		
236③	特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く)	規則136	法定		
264③	分担金の協議に係る裁定等(機構施行事業を除く)	規則136	法定		
268①	報告の徴求等 (都道府県又は市町村に対するもの)	規則136	法定	○	
277①	管理規約の認可(機構施行事業を除く)及び都道府県施行に関する協議同意	規則136	法定		
304	再審査請求の裁決等	規則136	法定		

Ⅱ－(60) 法律名：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
(H9法49)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
30の2④⑦	従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の認可等 (独立行政法人都市再生機構)	規則136
268②	勧告、助言又は援助(都市再生機構)	規則136
272①②	是正の要求等 (都道府県、市町村又は都市再生機構に対するもの)	規則136

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(61) 法律名：環境影響評価法(H9法81)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
39②	都市計画に定められる第二種事業について届出を受けること	39②
40②	環境影響評価書等の送付を受けること等	40②
42③	環境の保全について審査すること	42③

Ⅱ－(62) 法律名：地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
20の4③	地方公共団体実行計画協議会に対し必要な助言を行うこと	命令
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告の受理	命令23
21の3①	権利利益の保護に係る請求を受けること	命令23
21の8①	情報の提供を受けること	命令23

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(63) 法律名： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(H11法
18)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9①	経営革新計画の承認	令12②
10①②	経営革新計画の変更の承認・取り消し	令12②
34①	中小企業者の経営の状況を把握するための調査	令12②
35	経営革新のための事業を行う者からの報告の徴収	令12②
11①	異分野連携新事業分野開拓計画の認定	令13②
12①～③	異分野連携新事業分野開拓計画の変更の認定等	令13②
34②	異分野連携新事業分野開拓の状況を把握するための調査	令13②
35	異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う者からの報告の徴収	令13②

Ⅱ－(64) 法律名：住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法81)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9①	住宅性能評価機関の登録	規則125
10①②③	住宅性能評価機関の登録の公示等	規則125
〈9①〉	住宅性能評価機関の登録更新 ※11②において準用	規則125
12②	登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理	規則125
16①	評価業務規程の作成等の届出受理	規則125
16③	不適当な評価業務規程に係る変更命令	規則125
20	登録住宅性能評価機関に対する適合命令	規則125
21	登録住宅性能評価機関に対する改善命令	規則125
22①	登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等	規則125
23①③	登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出受理等	規則125
24①～③	登録住宅性能評価機関の登録取消等	規則125

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(65) 法律名：産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
39の2①④⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定等	規則47⑥
39の3①②④	中小企業承継事業再生計画の変更の認定等	規則47⑥
39の3⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定の取り消し	規則47⑥
39の4②③	認定中小企業承継事業再生事業者から承継事業者が事業を承継したことの報告を受けること等	規則47⑥
73①	報告徴収	規則47⑥

Ⅱ－(66) 法律名：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(H12法57)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
27①	緊急調査の実施	通達・訓令等
27②	緊急調査の都道府県知事への通知	通達・訓令等
28①	他人の占有する土地への立ち入り等	通達・訓令等
29①	緊急調査により得られた土砂災害緊急情報の都道府県等への通知	通達・訓令等
29②	緊急調査により得られた随時情報の都道府県等への提供	通達・訓令等

Ⅱ－(67) 法律名： マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法
149)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
45①	マンション管理業登録申請書の受理	規則103
46①②	マンション管理業者登録簿への登録等	規則103
47	マンション管理業者登録簿への登録拒否	規則103
48①②	マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等	規則103
49	マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること	規則103
50①	廃業等の届出受理(マンション管理業者)	規則103
51	登録の消除(マンション管理業者)	規則103
81	必要な指示(マンション管理業者)	規則103
82	業務停止命令(マンション管理業者)	規則103
83	登録の取消し(マンション管理業者)	規則103
84	監督処分公告(マンション管理業者)	規則103
85	報告徴収(マンション管理業を営む者)	規則103
86①	立入検査(マンション管理業を営む者)	規則103
59①	管理業務主任者の登録	規則104
60①④⑤⑥	管理業務主任者証の交付申請の受理等	規則104
61①	管理業務主任者証の有効期間の更新	規則104
62①	管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理	規則104
64①②	指示及び事務の禁止(管理業務主任者)	規則104
65	登録の取消し(管理業務主任者)	規則104
66	登録の消除(管理業務主任者)	規則104
67	報告徴収(管理業務主任者)	規則104

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(68) 法律名： 高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
52、53 ①、54、 55	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの認可等	規則39	法定		事後報告
56①	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの変更認可	規則39	法定		事後報告
〈54、55〉	事業の変更認可に係る通知等 ※56②において準用	規則39	法定		
58①	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認	規則39	法定		事後報告
65	必要な助言及び指導を行うよう努めること	規則39	法定		
66	報告徴収	規則39	法定	○	事後報告
67②③	事業の認可に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等	規則39	法定		
68	改善命令	規則39	法定	○	事後報告
69①	事業の認可の取消し	規則39	法定		事後報告
〈55〉	事業の認可の取消しに係る通知 ※69②において準用	規則39	法定		
70①	事業廃止の届出を受けること	規則39	法定		事後報告

Ⅱ－(68) 法律名：高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
51①	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認	規則39

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(69) 法律名：都市再生特別措置法(H14法22)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
51②	都市計画の決定等に係る協議及び同意(市町村)	規則29 I
58②	国道の新設等に係る認可(市町村)	規則29 II

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(70) 法律名：マンションの建替えの円滑化等に関する法律(H14法78)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
101	マンション建替え事業に係る技術的援助	規則61

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(71) 法律名：独立行政法人水資源機構法(H14法182)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
18①	特定施設の操作に関する国土交通大臣の指揮	令16
	【河川管理者としての権限】	
17⑤	水資源の開発又は利用のための施設の管理に係る機構への委託	通達・訓令等

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(72) 法律名：個人情報の保護に関する法律(H15法57)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
32	個人情報取扱事業者に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
33	個人情報取扱事業者に対する助言	令12②④ (告示)
34	個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令	令12②④ (告示)
37,39	認定個人情報保護団体の認定	令12②④ (告示)
40	認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること	令12②④ (告示)
46	認定個人情報保護団体に対する報告の徴収	令12②④ (告示)
47	認定個人情報保護団体に対する命令	令12②④ (告示)
48	認定個人情報保護団体の認定の取消し	令12②④ (告示)

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(73) 法律名：特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
4③	流域水害対策計画の策定の同意をすること	規則33②
32①	都市洪水想定区域の指定等	規則33②
34①	測量又は調査のための土地の立入等	規則33②
	【河川管理者としての権限】	
4①④～⑨	流域水害対策計画の策定等	規則33①
5①	流域水害対策計画の実施等	規則33①
6①③	雨水貯留浸透施設の整備等	規則33①
25②③	保全調整池における行為の届出に係る通知を受けること	規則33①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(74) 法律名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
30②	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者)	規則82①
32⑤	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)	規則82①
32⑥	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)	規則82①
32⑧	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設の管理者等)	規則82①
33①	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)	規則82①
<30②>	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者) ※33②において準用	規則82①
<32⑤>	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者) ※33②において準用	規則82①
<32⑥>	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者) ※33②において準用	規則82①
<32⑧>	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者) ※33②において準用	規則82①
38②	水域保安管理者選任等の届出(特定港湾管理者)	規則82①
40③	水域保安規程の承認等(特定港湾管理者)	規則82①
<32⑥>	水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者) ※40④において準用	規則82①
<32⑧>	水域保安規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者) ※40④において準用	規則82①
41①	水域保安規程に相当する規定の承認(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)	規則82①
<32⑥>	水域保安規程に相当する規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する40④において準用	規則82①
<32⑧>	水域保安規程に相当する規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する40④において準用	規則82①
<7④>	埠頭保安管理者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設の管理者) ※30③において準用	規則82②
32⑨⑩	埠頭保安規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設の管理者等)	規則82②
34①②	改善勧告、措置命令(重要国際埠頭施設の管理者等)	規則82②

Ⅱ－(74) 法律名：国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設の管理者等)	規則82②
〈7④〉	埠頭保安管理者に相当する者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者) ※33②において準用する30③において準用	規則82②
〈32⑨⑩〉	埠頭保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等) ※33②において準用	規則82②
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)	規則82②
〈7④〉	水域保安管理者の解任を命ずること(特定港湾管理者) ※38③において準用	規則82②
〈32⑨⑩〉	水域保安規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者) ※40④において準用	規則82②
〈7④〉	水域保安管理者に相当する者の解任を命ずること(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する38③において準用	規則82②
〈32⑨⑩〉	水域保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者) ※41②において準用する40④において準用	規則82②
42①②	改善勧告、措置命令(特定港湾管理者)	規則82②
43	報告徴収(特定港湾管理者等)	規則82②

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(75) 法律名：景観法(H16法110)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
65①②	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等	規則32
72⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(景観地区工作物制限条例)	規則32
76⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(地区計画等形態意匠条例)	規則32
78①②	勧告、助言又は援助(市町村長)	規則32

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(76) 法律名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法
51)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
18	技術基準適合命令	規則36② I
28②	特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指導及び助言	規則36② II
29①	特定特殊自動車の使用者に対する報告徴収	規則36②Ⅲ
29②	特定特殊自動車の使用者に対する立入検査等	規則36②IV

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(77) 法律名： 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
(H17法85)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4①③⑤	総合効率化計画の認定等	令7②	法定		同意 事後報告
5①②	総合効率化計画の変更の認定、取り消し	令7②	法定		同意 事後報告
21	認定総合効率化事業者に対する報告徴収	令7②	法定	○	指示 事後報告
4⑥⑦	総合効率化計画の認定に係る港湾管理者との協議等	令7②	法定		事後報告
〈4⑥⑦〉	総合効率化計画の変更に係る港湾管理者との協議等 ※5③において準用	令7②	法定		事後報告
6②	港湾管理者から港湾流通拠点地区を指定したときに通知を受けること等	令7②	法定		事後報告

**一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社
Ⅱ－(78) 法律名： 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に
伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
46②	移行期間満了による解散の登記の嘱託	95
67②	合併契約に係る理事の定める手続きの承認	95
69①	合併の認可	95
69②	合併に係る申請書の受理	95
69④	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書の受理	95
69⑤	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書及び意見書の送付	95
72②	合併に係る登記の届出の受理	95
92	最初の評議員の選任に係る定めめの認可	95
94⑥	定款変更の認可	95
96①	必要な措置に係る命令	95
96②	解散命令	95
96③	解散命令の官報掲載	95
97	解散命令による解散の登記の嘱託	95
104②	移行認定に係る意見聴取への回答	95
105	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	95
106②	移行認定による解散及び設立登記の届出の受理	95
108②	行政庁への事務の引き継ぎ	95
109②	移行認定登記を怠ったことによる処分の通知の受理	95
109⑤	移行認定登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	95
110②	移行期間満了後の不認定処分による解散の登記の嘱託	95
120④	移行認可に係る意見聴取への回答	95
120⑤	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	95
121①	移行認可による解散及び設立登記の届出の受理	95
121②	移行期間満了後の不認可処分による解散の登記の嘱託	95
131③	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる処分の通知の受理	95
131⑤	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	95

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社
 法律名： 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に
 伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50
 号)第38条の規定による改正前の民法(M29法89)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
38②	定款の変更の認可	政令2①
67②	公益法人への命令	政令2①
67③	公益法人の検査	政令2①
72	残余財産の処分の認可	政令2①
77①	解散登記の届出の受理	政令2①
77②	精算人の登記の届出の受理	政令2①
83	清算結了の届出の受理	政令2①
84の2②	都道府県の執行機関への指示	政令2①
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	政令2①
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	政令2①

Ⅱ－(79) 法律名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(H18法91)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
	【国土交通大臣の権限】				
9②	旅客施設の建設等に係る届出の受理	規則26①	法定		事後報告
9③	旅客施設に関し必要な措置を取るべきことの命令	規則26①	法定	○	事後報告
25⑫	移動等円滑化基本構想に対する助言	規則26②	法定	○	
29①②③⑤	公共交通特定事業計画の認定等	規則26①	法定		
38②③	公共交通特定事業の実施要請に応じない旨の通知の受理及び実施すべき旨の勧告	規則26①	法定	○	事後報告
38④	移動等円滑化のために必要な措置を取るべき旨の命令	規則26①	法定	○	事後報告
53①	公共交通事業者等に対する報告の徴求、立入検査等	規則26②	法定	○	指示 事後報告

Ⅱ－(79) 法律名： 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(H18法91)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
	【国土交通大臣の権限】	
32③	国道に係る道路特定事業の同意	規則26①
	【道路管理者及び公園管理者としての権限】	
10①、③～⑤	道路管理者の基準適合義務等	規則26③
31①④～⑦	道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③
〈31④～⑦〉	市町村による道路特定事業計画の策定及び実施等	規則26③
32①	市町村による道路特定事業の共同実施	規則26③
34①③～⑤	都市公園特定事業計画の策定及び実施等	規則26③
36④⑤⑥	交通安全特定事業計画の作成に関し意見を述べること等	規則26③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(80) 法律名：犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
9①	疑わしい取引の届出の受理	令29③
13	宅地建物取引業者に対する報告の徴収	令29①
14①	宅地建物取引業者に対する立入検査	令29①
15	宅地建物取引業者に対する指導等	令29①
16	宅地建物取引業者に対する是正命令	令29①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(81) 法律名： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進
に関する法律(H19法39)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
6①②④	地域産業資源活用事業計画の認定等	規則3⑥
7①②	地域産業資源活用事業計画の変更の認定、取り消し等	規則3⑥
〈6②④〉	地域産業資源活用事業計画の変更申請等 ※7③において準用	規則3⑥
15	地域産業資源活用事業計画の実施状況の報告の徴求	規則3⑥

Ⅱ－(82) 法律名：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(H19法59)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5⑧	地域公共交通総合連携計画の送付を受けたとき、市町村に対し必要な助言をすること	規則45③
6⑥	地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすること	規則45③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(83) 法律名： 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律
(H19法66)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①
5	住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①
7②	住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理	規則42①
〈7②〉	住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 ※16において準用	規則42①
9②	住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認	規則42①
〈9②〉	住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しの承認 ※16において準用	規則42①
12①	住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理	規則42①
13	住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①
28①	報告徴収・立入検査(保険法人に対するもの)	規則42②③

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(84) 法律名： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進
に関する法律(H20法38)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
4①③	農商工等連携事業計画の認定	命令5⑥
〈4③〉	農商工等連携事業計画の変更の認定 ※5④において準用	命令5⑥
5①～③	農商工等連携事業計画の変更認定、取り消し等	命令5⑥
17①	認定農商工等連携事業者に対する報告徴収	命令5⑥

排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のため
Ⅱ－(85) 法律名：の低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律
(H22法41)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
5①	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可	規則15①
<5①>	低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議 ※6②において準用	規則15①
7①②	監督処分	規則15②
9①②⑥⑦	水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①
<9①>	水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港湾) ※9⑤において準用	規則15①
10②	捨て又は放置してはならないものの指定(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①
11①～⑦	工事その他の行為の中止を命ずること等	規則15②
12①	報告徴収、立入検査	規則15②
13①～③	負担金等及び延滞金を徴収すること等	規則15①
14①	許可の条件を付すこと	規則15①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等
 II－(86) 法律名：及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22法
 67)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
7①④⑤	研究開発・成果利用事業計画の認定等 ※8④において準用する場合を含む	省令5⑤
8①②	研究開発・成果利用事業計画の変更等	省令5⑤
8③	研究開発・成果利用事業計画の認定取消	省令5⑤
21②	報告の徴収	省令5⑤

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23法33)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
6①	特定災害復旧等道路工事の施行	令11
砂防法8	他の工事等の行為により砂防工事を施行する必要がある場合の工事施行又は砂防設備の維持をなすことの指示 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法15	管内の公共団体による砂防工事に関する費用の一部負担の請求 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法16	原因者による砂防工事に関する費用の負担の請求 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法17	受益公共団体による砂防工事に関する費用の一部負担の請求 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法22	土地・森林所有者に対する土石、砂礫等の供給命令 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法23①	指定土地等への立入、障害物の除却等 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法30	更正命令等 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法36	法令による義務の履行命令 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
砂防法38①	私人が負担する費用等の徴収 (4②特定災害復旧等砂防工事に係る権限の代行)	規則
海岸法2①	砂浜の海岸保全施設指定 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法2の3④⑤	海岸保全施設の整備案の作成等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法7①、8①	海岸保全区域占用等の許可 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法8の2①	行為の制限の対象となる区域等の指定 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法10②	国又は地方公共団体が占用等するときの協議 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12①②	許可の取消し又は措置命令等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12③	措置を命ずべき者を確知できないとき、当該措置を自ら行うこと等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12④⑤	除却に係る海岸保全施設以外の施設又は工作物の保管等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12⑥⑦⑧	保管した施設等の売却及び代金の保管等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法12の2①～③	処分又は命令により損失を受けた者に対する損失補償等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法13①②	海岸管理者以外の者の施行する工事の設計及び実施計画についての承認等 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法15	海岸保全施設が道路、水門、物揚場等の効用を兼ねるとき、当該他の工作物の管理者に工事施行等させること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法16①	工事原因者に海岸保全施設等に関する工事又は維持を施行させること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
海岸法17①	必要が生じた附帯工事を海岸保全施設に関する工事とあわせて施行すること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法18①	やむを得ない必要があるときの土地等の立入及び一時使用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法18⑦、〈12 の2②③〉	立入又は一時使用により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ※18⑧において準用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法19	海岸保全施設の新設又は改良に伴う損失補償 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法20①	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告徴収・立入検査 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法21①②	海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する措置命令 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法21③、〈12 の2②③〉	措置命令により損失を受けた者に対する損失補償に係る協議、損失補償等 ※21④において準用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法22①②〈漁 業法39⑦～⑮〉	漁業権の取消等及び当該漁業権者に対する損失補償 ※22③において準用 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法30	海岸保全施設が他の工作物の効用を兼ねるときの管理費用負担に関する他の工作物の 管理者との協議 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法38の2	許可又は承認に、海岸の保全上必要な条件を付すること (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法31①	原因者による海岸工事に関する費用の負担の請求 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法32③	海岸工事の附帯工事に要する費用の負担の請求 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法33①	受益公共団体による海岸工事に関する費用の負担の請求 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
海岸法35①③	負担金等の督促及び強制徴収 (7③特定災害復旧等海岸工事に係る権限の代行)	令15
地すべり等防止 法11①②	地すべり防止工事に関する設計等の承認等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法13	兼用工作物において地すべり防止工事を施行させること (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法14①	工事原因者に地すべり防止工事を施行させること (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法15①	地すべり防止工事の附帯工事の施行 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法16①	他人の占有する土地への立入等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法18①	地すべり防止区域内の行為の許可等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法20②	国又は地方公共団体の地すべり防止区域内の行為の協議 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法21①②	許可取り消し、措置命令等(21②Ⅲは除く) (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
地すべり等防止 法22①	報告徴収、立入検査等 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法23①②	措置命令 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法33	兼用工作物の費用負担の協議 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法34①、36①	原因者負担金及び受益者負担金の請求 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法35③	附帯工事に要する費用の請求 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法30	受益都府県による地すべり防止工事に関する費用の負担の請求 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
地すべり等防止 法38①③	負担金等の督促及び強制徴収 (8②特定災害復旧等地すべり防止工事に係る権限の代行)	令20
河川法6①Ⅲ④	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条1項に掲げる区域と一体として管理 を行う必要がある区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6①Ⅲ④〉	河川区域のうち、堤外の土地の区域のうち河川法6条2項に掲げる区域と一体として管理 を行う必要がある区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法6②④	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6②④〉	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法6③④	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6③④〉	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法6⑤	6条1項3号の区域の指定に係る港湾管理者等への協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
河川法6⑥	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法6⑥〉	樹林帯区域の指定に係る農林水産大臣等への協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法15	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法15〉	高規格堤防特別区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法17①②	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法17①②〉	樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法18	工事原因者の工事の施行等の指示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
〈河川法18〉	工事原因者の工事の施行等の指示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法19	附帯工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法19〉	附帯工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法20	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法20〉	河川管理者以外の者が河川工事等を行う場合の承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法21	工事の施行に伴う損失の補償 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法21〉	工事の施行に伴う損失の補償 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法24、25、26 ①	河川区域内の土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法24、25、 26①〉	河川区域内の土地の占用、土石等の採取、工作物の新築等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法26④ただし書⑤	特定樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法26④⑤〉	特定樹林帯区域の指定及び公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法27①	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法27①〉	河川区域内の土地における土地の掘削等の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法27⑤	土地の掘削等の不許可区域の公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法27⑤〉	土地の掘削等の不許可区域の公示 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法30①②	ダム等の工作物の完成検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法30①②〉	ダム等の工作物の完成検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法31①②	工作物の用途廃止の許可、原状回復命令 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法31①②〉	工作物の用途廃止の許可、原状回復命令 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法32④	許可及び監督処分に係る事項の通知 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
河川法34①	許可に基づく権利の譲渡に係る承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法34①〉	許可に基づく権利の譲渡に係る承認 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法37	工作物に関する工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法37〉	工作物に関する工事の施行 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法54①④	河川保全区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法54①④〉	河川保全区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法55①	河川保全区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法55①〉	河川保全区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法56①③	河川予定地の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法56①③〉	河川予定地の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法57①	河川予定地における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法57①〉	河川予定地における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法57②、〈河川法22④⑤〉	河川予定地における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法57③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法57②、 〈河川法22④⑤〉〉	河川予定地における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法57③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の2①②	河川立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の2① ②〉	河川立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の3①④	河川保全立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の3① ④〉	河川保全立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の4①	河川保全立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の4①〉	河川保全立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
河川法58の5①③	河川予定立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の5①③〉	河川予定立体区域の指定 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の6①	河川予定立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の6①〉	河川予定立体区域における行為の許可 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法58の6②、 〈河川法22④⑤〉	河川予定立体区域における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法58の6③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法58の6②、 〈河川法22④⑤〉〉	河川予定立体区域における行為制限に係る損失補償及びその協議 ※河川法58の6③において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法63④	他の受益都府県による河川管理に関する費用の負担の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法63④〉	他の受益都府県による河川管理に関する費用の負担の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法66	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法66〉	兼用工作物の管理に要する費用負担に係る協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法67	原因者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法67〉	原因者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法68②	附帯工事に要する費用の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法68②〉	附帯工事に要する費用の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法70①	受益者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法70①〉	受益者負担金の請求 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法74①③	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法74①③〉	負担金、流水占用料等の督促、強制徴収 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75①②	監督処分(許可・承認の取消し・変更等) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈河川法75①②〉	監督処分(許可・承認の取消し・変更等) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75③	監督処分(簡易代執行) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法75③〉	監督処分(簡易代執行) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75④⑤	監督処分(簡易代執行による工作物の保管及び公示) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法75④⑤〉	監督処分(簡易代執行による工作物の保管及び公示) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法75⑥～⑧	監督処分(簡易代執行による工作物の売却・廃棄・費用充当) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法75⑥～⑧〉	監督処分(簡易代執行による工作物の売却・廃棄・費用充当) (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法76①、〈河川法22④⑤〉	監督処分に伴う損失補償及びその協議※河川法76②において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法76①、 〈河川法22④⑤〉〉	監督処分に伴う損失補償及びその協議※河川法76②において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法77①	河川監理員の任命、権限行使 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法77①〉	河川監理員の任命、権限行使 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法78①	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法78①〉	許可を受けた者等からの報告徴収・立入検査 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法89①	調査、工事等のための立入り等 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法89①〉	調査、工事等のための立入り等 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法89⑧、〈河川法22④⑤〉	調査、工事等のための立入り等に係る損失補償及びその協議 ※河川法89⑨において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法89⑧、 〈河川法22④⑤〉〉	調査、工事等のための立入り等に係る損失補償及びその協議 ※河川法89⑨において準用 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法90①	許可等に条件を付すこと (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法90①〉	許可等に条件を付すこと (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25

**東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復
Ⅱ－(87) 法律名：旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23
法33)**

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
河川法91①	廃川敷地等の管理 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法91①〉	廃川敷地等の管理 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法92	廃川敷地等の交換 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法92〉	廃川敷地等の交換 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
河川法95	河川の使用等に関する国との協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行)	令25
〈河川法95〉	河川の使用等に関する国との協議 (10③特定災害復旧等河川工事に係る権限の代行) ※河川法100①において準用	令25
急傾斜地法7①②④	急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可等 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法8	許可取り消し、措置命令等及び簡易代執行 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法9③	急傾斜地崩壊防止工事の施行等の勧告 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法10①②	急傾斜地崩壊防止工事の施行等の改善命令 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法11①	立入検査 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法13①②	都道府県以外の者の施行する急傾斜地崩壊防止工事に係る届出及び通知 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法17①	他人の占有する土地への立入等 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則
急傾斜地法26	報告徴収 (11②特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事に係る権限の代行)	規則

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(88) 法律名：東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
48②Ⅰ、③Ⅱ	協議を受け、同意すること (市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画区域に関する事項の記載)	令12①
48②Ⅱ、③Ⅲ	協議を受け、同意すること (市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第十八条第三項に規定する都市計画に関する事項の記載)	令12①
49⑤Ⅰ、⑥	協議を受け、同意すること (市町村又は市町村及び都道府県による復興整備計画への都市計画法第五十九条第一項及び第二項の国土交通大臣の認可に関する事項の記載)	令12①
54⑨	被災関連市町村等が復興整備計画に住宅地区改良事業に関する事項を記載しようとするときにおいて、協議を受けること	令12①
56②③	協議を受け、同意すること (復興整備計画に記載する国土交通省が行う地籍調査に関する事項の記載)	令12①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(89) 法律名：津波防災地域づくりに関する法律(H23法123)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
7①	基礎調査のための土地の立入り等	規則33

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅱ－(90) 法律名：福島復興再生特別措置法(H24法25)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
22②	居住制限者に賃貸又は転貸するために整備した公営住宅を用途廃止する場合において、その報告を受けること	令7①

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ 地方環境事務所

移譲対象出先機関実施事務等

－目次－

Ⅲ. 地方環境事務所関係（３７法律）

（１）公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）	…1
（２）農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）	…2
（３）中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	…3
（４）自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）	…5
（５）下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	…8
（６）大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）	…9
（７）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）	…10
（８）水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）	…12
（９）農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）	…13
（１０）自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）	…14
（１１）瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）	…16
（１２）化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百十七号）	…17
（１３）エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	…18
（１４）自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）	…19
（１５）絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）	…20
（１６）特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）	…22
（１７）特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）	…23
（１８）容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）	…24
（１９）特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）	…25
（２０）地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百十七号）	…26
（２１）ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）	…27
（２２）産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百十一号）	…28
（２３）食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第一百十六号）	…29
（２４）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）	…30
（２５）土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	…31
（２６）使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	…32
（２７）鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）	…33
（２８）個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）	…37
（２９）遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）	…38

(30) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年法律第七十八号)	…39
(31) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成十七年法律第五十一号)	…40
(32) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成十八年法律第五十号)	…41
(33) 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成二十年法律第八十三号)	…43
(34) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成二十二年法律第六十七号)	…44
(35) 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 (平成二十三年法律第百十号)	…45
(36) 東日本大震災復興特別区域法 (平成二十三年法律第百二十二号)	…46
(37) 福島復興再生特別措置法 (平成二十四年法律第二十五号)	…47

Ⅲ－(1) 法律名： 公益信託ニ関スル法律(T11法62)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
2①	公益信託の引受けの許可	政令2①	法定		
3	公益信託の監督	政令2①	法定		
4①	公益信託の検査、処分命令	政令2①	法定		
5①	公益信託の変更命令	政令2①	法定		
6	公益信託の変更、併合、分割の許可	政令2①	法定		
7	受託者の任務を辞する許可	政令2①	法定		
8	信託法に規定する裁判所の権限に関する事務	政令2①	法定		
9	公益信託終了時に帰属権利者がいない場合の信託の 継続	政令2①	法定		

Ⅲ－(2) 法律名： 農薬取締法（S23法82）

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
13①	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（農薬の登録等の規定の施行に必要な限度）	法13の4② 省令Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
13③	農薬製造者等に対する報告徴収、立入検査（法律第13条第1項に定めるもの以外で法の施行に必要な限度）	法13の4② 省令Ⅱ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(3) 法律名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9の2⑦	共済事業を行う事業協同組合等に対する共済事業等を除くその他の事業の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈9の2⑦〉	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)に対する共済事業等を除くその他の事業の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
9の2の3 ①②	共済事業を行う事業協同組合等の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈9の2の3 ①②〉	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の、組合員以外への所有施設を利用した事業に係る認可又は認可の取消し ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
9の6の2 ①④	事業協同組合等の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈9の6の2 ①④〉	共済事業を行う協同組合連合会(預金の受け入れ等を行うものを除く)の共済規定の認可、変更の認可又は廃止の認可 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈保険業 法305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈法9の7 の5①、 保険業法 305〉	特定保険募集人等に対する立入検査 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈保険業 法306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈法9の7 の5①、 保険業法 306〉	特定保険募集人等に対する措置命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈保険業 法307① Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の7の5①において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
〈法9の7 の5①、 保険業法 307①Ⅲ〉	処分違反等による特定保険募集人等に対する登録取消し又は業務停止命令 ※ 法9の9⑤において準用	法111① I、④ 令34①VI	自治		
9の9④	特定共済組合連合会の共済事業等を除くその他の事業の承認	法111① I、④ 令34①VI	自治		
27の2①	事業協同組合等の設立の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
35の2	役員の氏名等の変更届出の受理	法111① I、④ 令34①VI	自治		

Ⅲ－(3) 法律名： 中小企業等協同組合法(S24法181)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
48	組合員による役員総会の招集の承認	法111① I、④ 令34①VI	自治		
51②	定款の変更の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
57の5	余裕金の運用の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
58の7② ③	共済計理人の意見書の受理及び意見書に係る意見徴収	法111① I、④ 令34①VI	自治		
58の8	組合に対する共済計理人解任命令	法111① I、④ 令34①VI	自治		
62②④	解散届出の受理又は火災共済協同組合等の解散決議の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
66①	組合の合併の認可	法111① I、④ 令34①VI	自治		
96⑤	活動を開始しない組合等に対して解散命令を行った場合の登記の嘱託	法111① I、④ 令34①VI	自治		
104①②	組合等の業務等に対する不服申し出の受理等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105①②	組合員等による、組合の業務等への検査請求の受理等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105の2① ②	貸借対象表等の提出受理(子会社がある場合には連結して報告。)	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105の3① ②③④	報告の徴収等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
105の4① ②③④	組合及び組合の子法人等への会計検査又は立入検査	法111① I、④ 令34①VI	自治		
106①② ③	法令等違反に係る措置命令、解散命令、解散命令に係る官報への掲載	法111① I、④ 令34①VI	自治		
106の2① ②④⑤	共済事業に係る措置命令、認可取消し等	法111① I、④ 令34①VI	自治		
106の3	共済事業を行う組合の共済代理店の設置等に係る届出受理	法111① I、④ 令34①VI	自治		

Ⅲ一(4) 法律名：自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10⑥	事業申請内容の変更に係る同意及び認可 ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 I
10⑨	軽微な変更に係る届出受理	法69 規則20 I
10⑩	事業の執行及び事業内容の変更の認可に係る条件設定	法69 規則20 I
12①②	事業の承継に係る同意及び承認	法69 規則20 II
13	事業の休止及び廃止に係る届出受理	法69 規則20 III
14②	事業認可の失効及び取消しに係る届出受理	法69 規則20 IV
17①	事業に係る報告徴収及び立入検査	法69 規則20 V
20③	特別地域における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為又は森林の整備及び保全のために行う木竹の損傷を除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 VI
20⑥	特別地域における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69 規則20 VI
20⑦	特別地域における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69 規則20 VI
20⑧	特別地域における、木竹の植栽又は家畜の放牧の届出受理(大臣が指定する地域内での大臣が指定する植栽又は放牧を除く。)	法69 規則20 VI
21③	特別保護地区における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為を除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 VII
21⑥	特別保護地区における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69 規則20 VII
21⑦	特別保護地区における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69 規則20 VII
22③	海域公園地区における、行為の許可(非常災害のために必要な応急措置行為又は1、4、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 VIII
22⑥	海域公園地区における、規制開始時点で着手済みの規制対象行為に係る届出受理	法69 規則20 VIII
22⑦	海域公園地区における、非常災害のために応急措置として行った許可の必要な行為に係る届出受理	法69 規則20 VIII
23③ VII	特別地域及び海域公園地域内の利用調整地区へのやむを得ない事由があると認める場合の立入り許可	法69 規則20 ix
24①	利用調整地区への立入りの認定	法69 規則20 X
24②	利用調整地区への立入りの認定に係る申請受理	法69 規則20 X

Ⅲ一(4) 法律名：自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈24②〉	監督者の監督下での利用者の立入りに係る申請受理 ※ 法24条⑧において準用	法69 規則20 X
24④	立入認定証の交付	法69 規則20 X
〈24④〉	監督者の監督下での利用者への立入認定証の交付 ※ 法24条⑧において準用	法69 規則20 X
24⑤	立入認定証の再交付	法69 規則20 X
〈24⑤〉	監督者の監督下での利用者への立入認定証の再交付 ※ 法24条⑧において準用	法69 規則20 X
24⑦	監督者の監督下での利用者の立入りに係る認定	法69 規則20 X
27⑤	指定認定機関の認定関係事務が全部若しくは一部休止した場合又は全部若しくは一部が実施困難となった場合の関係事務の実施	法69 規則20 X I
30①	指定認定機関への報告徴収及び立入検査	法69 規則20 X II
32	許可に係る条件の設定 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20 X III
33①	普通地域における、行為の届出受理(海域内での1、3、5及び7号に掲げる行為で漁具の設置その他漁業をおこなうために必要とされるものを除く) ※ 掲げられた行為に限る	法69 規則20 X IV
33②	普通地域における、届出行為の禁止、制限又は必要な行為執行命令	法69 規則20 X IV
33④	普通地域における、処分までの期間延長及び期間延長の通知	法69 規則20 X IV
33⑥	普通地域における、届出行為の着手に係る期間の短縮	法69 規則20 X IV
34①	許可条件に違反した者若しくは処分に違反した者又はこれらの者から権利を承継した者に対する現状回復等命令等 ※ 地方環境事務所長の許可に係るものに限る	法69 規則20 X V
34②	原状回復等に係る対象者が確知できない場合の代執行及び代執行の公示	法69 規則20 X V
35①	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する報告徴収	法69 規則20 X VI
35②	許可者又は処分を受けた者若しくは必要な措置の執行命令を受けた者に対する立入検査	法69 規則20 X VI
39②	国立公園における地方公共団体の行う生態系維持回復事業計画の確認	法69 規則20 X VII
39③	国立公園における国及び地方公共団体以外の者の行う生態系維持回復事業計画の認可	法69 規則20 X VII

Ⅲ一(4) 法律名：自然公園法(S32法161)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
39⑥	軽微な内容の変更を除く、生態系維持回復事業内容の変更に係る確認又は認可	法69 規則20 X VII
39⑨	生態系維持回復事業内容の軽微な変更に係る届出受理	法69 規則20 X VII
40	生態系維持回復事業者への事業認定の取消し(法42に規定する報告をしなかった、又は虚偽の報告を行った者に限る。)	法69 規則20 X VIII
42	生態系維持回復事業者への報告徴収	法69 規則20 X IX
62①②	国立公園若しくは国定公園の指定、公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国立公園の公園事業の決定に関する実地調査及び土地の所有者等への意見聴取等	法69 規則20 X X
67③	環境大臣以外の国の機関との協議 ※ 規則第1条ロ～ホに掲げる行為に係るものに限る	法69 規則20 X X I
68①	国の機関が行う、許可の必要な行為に係る協議 ※ 地方環境事務所の許可に係るものの一部に限る	法69 規則20 X X II
68③	国の機関が行う、届出の必要な行為に係る通知の受理	法69 規則20 X X II
68④	国の機関に対する、必要な措置に係る協議	法69 規則20 X X II

(備考)

国立公園の管理・運営に関する事務等については、国と地方が協議会を設置し、同協議会の提案を踏まえた計画の策定や事業の実施を可能とする協働型管理の仕組みを創設することを前提に移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。
(自然公園法に基づく事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(5) 法律名： 下水道法(H33法79)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
4③	国土交通大臣が公共下水道管理者の定める事業計画を認可、又は、認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅰ	法定		
25の3④	国土交通大臣が流域下水道管理者の定める事業計画の認可をする前に、国交大臣に対し意見を述べること	法40② 省令Ⅱ	法定		
〈25の3 ④〉	国土交通大臣が流域下水道管理者の認可を受けた計画の変更を認可する前に、国交大臣に対し意見を述べること ※ 法25の3⑦において準用	法40② 省令Ⅱ	法定		
39②	終末処理場の維持管理に関し、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴すること	法40② 省令Ⅲ	法定	○	事後報告

Ⅲ－(6) 法律名： 大気汚染防止法(S43法97)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
26①	ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告徴収又は立入検査	法30の3 規則20	法定	○	指示 事後報告
28①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法30の3 規則20	法定		

Ⅲ－(7) 法律名： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
〈8⑤〉	石綿が含まれる一般廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法9の10⑧において準用	法24の5 規則20 I	法定	○	事後報告
〈15⑤〉	石綿が含まれる産業廃棄物等の無害化処理の認定申請があった場合の告示に関する都道府県及び市町村の長への通知及び意見聴取期間の指定 ※ 法15の4の4③において準用	法24の5 規則20 V	法定	○	事後報告
18②	再生利用認定業者等に対する報告徴収	法24の5 規則20 X	法定	○	指示 事後報告
19②	再生利用認定業者等に対する立入検査	法24の5 規則20 X I	法定	○	指示 事後報告
24の3①	緊急時における事業者等への報告徴収及び立入検査	法24の5 規則20 X IV	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(7) 法律名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45法137)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
10①	一般廃棄物の輸出の確認 ※ 法第10条第1項の確認に係る規則第6条の27第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20Ⅱ
〈10①〉	産業廃棄物の輸出の確認 ※ 法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る規則第12条の12の25第1項第2号、第4号及び第8号から第10号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の7第1項において読み替えて準用する法第10条第1項の確認に係る当該事項と同一である場合に限る ※ 法15の4の7①において準用	法24の5 規則20Ⅷ
15の4の5①④	産業廃棄物の輸入許可、許可に係る条件の付与 ※ 法第15条の4の5第1項の許可に係る第12条の12の20第1項第2号、第5号及び第9号から第11号までに掲げる事項が、過去になされた法第15条の4の5第1項の許可に係る当該事項と同一である場合に限る	法24の5 規則20Ⅵ
19の5①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する措置命令 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅱ
19の6①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した事業者等に対する措置命令 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅱ
19の8 ①	産業廃棄物保管基準等に適合しない保管を行った場合等における当該産業廃棄物を輸入した者等に対する行政代執行 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅲ
19の8 ②③④	行政代執行に要した費用の請求 ※ 地方環境事務所長がした輸入の許可に係るものに限る	法24の5 規則20Ⅹ Ⅲ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(8) 法律名： 水質汚濁防止法(S45法138)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
22①	特定事業場の設置者等に対する報告徴収又は立入検査	法27の2 規則12	法定	○	指示 事後報告
22②	指定地域における報告徴収	法27の2 規則12	法定	○	指示 事後報告
24①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法27の2 規則12	法定		

Ⅲ－(9) 法律名： 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(S45法139)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
13①	農用地への立入調査	法16の2② 省令本則	法定	○	指示 事後報告
14①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法16の2② 省令本則	法定		

Ⅲ－(10) 法律名：自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
〈17②〉	特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法25⑤において準用	法44 規則37①V
〈17②〉	野生動植物保護地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法26④において準用	法44 規則37①VI
〈17②〉	海域特別地区における行為の許可に係る条件の設定 ※ 法27④において準用	法44 規則37①VII
17③	原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37①I
〈18①〉	自然環境保全地域の区域内における行為の中止、原状回復又は措置の命令 ※ 法30において準用	法44 規則37①X
20	原生自然環境保全地域において、許可を受けて行為を行う者に対する報告徴収	法44 規則37①II
〈21①②〉	自然環境保全地域の区域内において、許可又は届出の必要な行為を国の機関等が行う場合の協議と同意、国の機関等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理 ※ 法30において準用	法44 規則37①X
21②	原生自然環境保全地域内において国等が行った非常災害のために必要な応急措置として行った行為についての通知受理	法44 規則37①III
24②	自然環境保全地域における地方公共団体が行う保全事業の一部の執行に係る同意	法44 規則37①IV
25④	特別地区における行為の許可	法44 規則37①V
25⑦	特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37①V
25⑨	特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37①V
26③VII	野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等に係る許可	法44 規則37①VI
27③	海域特別地区における行為の許可	法44 規則37①VII
27⑥	海域特別地区内において非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出受理	法44 規則37①VII
27⑧	海域特別地区内において規制開始時点で着手済みの許可の必要な行為に係る届出受理	法44 規則37①VII
28①	普通地区における行為の届出受理	法44 規則37①VIII
28②	普通地区における届出のあった行為に対する禁止、制限又は措置の命令	法44 規則37①VIII
28③	普通地区における届出のあった行為への命令に係る期間の延長及びその通知	法44 規則37①VIII

Ⅲ－(10) 法律名：自然環境保全法(S47法85)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
28⑤	普通地区における届出のあった行為の着手に係る期間の短縮	法44 規則37①Ⅷ
29①	許可又は届出の必要な行為を行う者に対する報告徴収又は立入検査	法44 規則37①Ⅸ
30の3②③⑥⑨	生態系維持回復事業の確認若しくは認定、届出事項の変更の確認若しくは認定又は軽微な変更に係る届出受理	法44 規則37①ⅩⅠ
30の4	生態系維持回復事業の認定の取消し	法44 規則37①ⅩⅡ
30の5	生態系維持回復事業の認定を受けた者に対する報告徴収	法44 規則37①ⅩⅢ
31①②	自然環境保全地域の指定等に係る実地調査及び土地の所有者等に対する意見聴取	法44 規則37①ⅩⅣ
43②	国の機関の保全事業の執行に係る事前協議	法44 規則37①ⅩⅤ

(備考)

自然環境の保全に関する事務等については、国と地方が連携する仕組みの創設を前提に、移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。
(自然環境保全法に基づく事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(11) 法律名： 瀬戸内海環境保全特別措置法(S48法110)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
12の6②	指定物質排出者に対する報告徴収	法22 規則11	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(12) 法律名: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(S48法117)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
43①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する報告徴収(立入検査等権限の行使に係るものに限る。)	法54 省令本則Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
44①	製造又は輸入しようとしている新規化学物質が予定されている取扱方法等からみて環境汚染等が生じるおそれがないとの確認を受けた者等に対する立入検査等	法54 省令本則Ⅱ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(13) 法律名： エネルギーの使用の合理化に関する法律(S54法49)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
6	エネルギーを使用して事業を行う者に対する指導及び助言	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
14①	特定事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
〈14①〉	特定連鎖化事業者が作成したエネルギーの使用の合理化に係る中長期的な計画の受理 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
15①	特定事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
〈15①〉	特定連鎖化事業者からのエネルギー使用の状況等に係る定期報告の受理 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
16①②③	特定事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
〈16①②③〉	特定連鎖化事業者に対する合理化計画の作成、変更又は実施の指示 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
16④	指示に従わない特定事業者の公表	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
〈16④〉	指示に従わない特定連鎖化事業者の公表 ※ 法19の2①において準用	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
20③	登録調査機関による特定事業者の確認調査結果報告の受理	法92①④ 令34④	法定		事後報告
〈20③〉	登録調査機関による特定連鎖化事業者の確認調査結果報告の受理 ※ 法20⑥において準用	法92①④ 令34④	法定		事後報告
60	貨物事業における、荷主に対する指導及び助言	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
62	特定荷主の貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する計画の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
63①	特定荷主のエネルギー使用状況及び合理化のための措置状況に関する定期報告の受理	法92②④ 令34④	法定		事後報告
64①	特定荷主に対する輸送事業におけるエネルギー使用合理化措置の勧告	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
64②	勧告に従わなかった荷主の公表	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告
87③	特定事業者又は特定連鎖化事業者に対する報告徴収又は立入検査(特定連鎖化事業者について、加盟者に行う場合は、当該加盟者の承諾が必要。)	法92①④ 令34④	法定	○	事後報告
87⑨	特定荷主に対する報告徴収又は立入検査	法92②④ 令34④	法定	○	事後報告

Ⅲ－(14) 法律名：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(H4法70)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
45①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法44① 令15①	法定		

Ⅲ－(15) 法律名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
8	希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43 I
10①②④	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可又は許可に係る条件の設定	法55 規則43 II
10⑤⑥⑦	許可証又は従事者証の交付又は再発行	法55 規則43 II
10⑩	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可及びその条件設定のための農林水産大臣との協議	法55 規則43 II
11①	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令	法55 規則43 III
11②	命令違反者等への許可取消し	法55 規則43 III
11③	特定国内種事業に係る、繁殖の目的で行う特定国内希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等に係る許可を受けた者への業務改善等の措置命令又は許可取消しに係る農林水産大臣との協議	法55 規則43 III
18	陳列の禁止に違反して、希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対する措置命令	法55 規則43 IV
19①	特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受をした者等に対する報告徴収又は立入検査	法55 規則43 V
30①③	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業の届出受理、届出事項変更の届出受理、事業廃止の届出受理	法55 規則43 VI
30②	加工品に係る特定国内種事業の届出受理	法55 規則43 VI
〈30③〉	加工品に係る特定国内種事業の届出事項変更又は事業廃止に係る届出受理 ※ 法30⑤において準用	法55 規則43 VI
32①	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業者のうち規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43 VII
〈32①〉	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示 ※ 法32③において準用	法55 規則43 VII
32②	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業者のうち規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令	法55 規則43 VII
〈32②〉	加工品に係る特定国内種事業者のうち、規定遵守の指示に違反した者に対する業務停止命令 ※ 法32③において準用	法55 規則43 VII
33①	(加工品に係る特定国内種事業を除く) 特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査	法55 規則43 VIII
〈33①〉	加工品に係る特定国内種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33②において準用	法55 規則43 VIII
〈33①〉	特定国際種事業者に対する報告徴収、立入検査 ※ 法33の5において準用	法55 規則43 VIII
33の4①	特定国際種事業者のうち、規定に違反した者に対する規定遵守の指示	法55 規則43 IX

Ⅲ－(15) 法律名：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
(H4法75)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
35	土地の所有者又は占有者に対する助言又は指導	法55 規則43 X
37④⑤⑦	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の申請受理、許可又は許可に係る条件の設定 ※ 掲げられた行為に係るものに限る	法55 規則43 X I
〈37⑤⑦〉	立入制限地区内への立入許可申請の受理又は許可に係る条件の設定 ※ 法38⑤において準用	法55 規則43 X I
37⑧⑩	規制開始時点に着手済みであった、許可の必要な行為等に係る届出受理	法55 規則43 X I
38④Ⅲ	立入制限地区内への立入許可	法55 規則43 X II
39①⑤	監視地区内での建築物その他の工作物の新築等行為の届出受理、行為着手までの期間の短縮	法55 規則43 X III
39②	届出行為に対する禁止、制限又は必要な措置命令	法55 規則43 X III
39③④	届出行為へ命令を行うまでの期間の変更及び期間変更に係る理由等の通知	法55 規則43 X III
40①	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為又は届出の必要な行為を行う者に対する実施行為に対する指示	法55 規則43 X IV
40②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為に違反したもの等に対する原状回復命令又は措置命令	法55 規則43 X IV
41①②	管理地区内での建築物その他の工作物の新築等、許可の必要な行為等を行う者に対する報告徴収、又は立入検査	法55 規則43 X V
42①②	生息地等保護区の指定等に係る実地調査及び土地所有者等からの意見徴収	法55 規則43 X VI
47④	保護増殖事業者に対する報告徴収	法55 規則43 X VII
49	野生動植物の種の個体の生息等の定期的な調査及びその結果の活用	法55 規則43 X VIII
54②	国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等(譲渡し等に係るものを除く)をしようとするときの協議等	法55 規則43 X IX
54③	国の機関が管理地区の指定時にすでに許可の必要な行為を行っている場合等の通知の受理	法55規則43 X IX

(備考)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する事務等については、国と地方が連携する仕組みの創設を前提に、移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(16) 法律名： 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(H4法108)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
7	輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき等の届出の受理	法20② 省令本則Ⅰ
12①	輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき等の届出の受理	法20② 省令本則Ⅱ
〈12①〉	輸入移動書類に係る廃棄物の処分を行ったとき等の届出の受理 ※ 法12②において準用	法20② 省令本則Ⅱ
15①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する報告徴収	法20② 省令本則Ⅲ
16①②	特定有害廃棄物等の輸出した者、輸入した者等に対する立入検査	法20② 省令本則Ⅳ

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(17) 法律名： 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(H6法9)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18①	水道水源特定事業場から排出水を排出する者等に対する報告徴収、立入検査	法26の2規則17	法定	○	指示 事後報告
22①	関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること	法26の2規則17	法定		

Ⅲ－(18) 法律名: 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H7法112)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39	特定容器の製造若しくは販売又は特定包装を利用する事業者に対する報告徴収	法43②⑤ 施行令12⑤	法定	○	指示 事後報告
40①	特定事業者に対する立入検査	法43②⑤ 施行令12⑤	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(19) 法律名： 特定家庭用機器再商品化法(H10法97)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
52	小売業者等に対する報告徴収	法55①、56 令7②	法定	○	指示 事後報告
53①	小売業者等に対する立入検査	法55①、56 令7②	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(20) 法律名： 地球温暖化対策の推進に関する法律(H10法117)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
20の4③	地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体実行計画協議会への助言	法47①④ 命令(注1) 本則	法定	○	
21の2①	温室効果ガス算定排出量の報告受理	法47①④命 令(注2)本 則	法定		指示 事後報告
21の3①	権利利益の保護に係る請求の受理	法47①④命 令(注2)本 則	法定		指示 事後報告
21の8①	特定排出者からの情報提供の受理	法47①④命 令(注2)本 則	法定		指示 事後報告

Ⅲ－(21) 法律名： ダイオキシン類対策特別措置法(H11法105)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
34①	特定施設設置者への報告徴収、立入検査	法40の2 規則17	法定	○	指示 事後報告
36①	関係地方公共団体の長への資料提出、説明要求	法40の2 規則17	法定		

Ⅲ－(22) 法律名： 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(H11法131)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
39の2①④	中小企業承継事業再生計画の認定、申請の受理	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の2⑤⑥	中小企業承継事業再生計画の認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
〈39の2⑥〉 39の3④	中小企業承継事業再生計画の変更認定に関する特定許認可等を行った行政庁との協議(同意必要)又は情報の提供 ※ 法39の3⑦において準用	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の3①	認定中小企業承継事業再生事業者の計画変更の認定	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の3②	計画の軽微な変更の届出受理	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
39の3⑤⑥	認定中小企業承継事業再生事業者の計画に従っていない場合等の計画変更指示又は認定取消し	法75X、76規則47⑦	法定	○	指示 事後報告
39の4②③	認定中小企業承継事業再生計画による事業承継の報告の受理及び報告内容の関係行政庁への通知	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告
73①	認定事業者等に対する認定計画等に係る報告徴収(中小企業承継事業再生計画に係るものに限る。)	法75X、76規則47⑦	法定	○	事後報告

Ⅲ－(23) 法律名： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12
法116)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受理	法25①Ⅱ③ 令7②Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
11①②⑤ ⑥	登録再生利用事業者の登録、登録又は変更申請の受付、廃止届出の受理、都道府県知事への通知	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
15①	登録再生利用事業者の料金の届出受理	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
15②	登録再生利用事業者の料金の変更指示	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
17①	登録の取消し	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅱ	法定		指示 事後報告
24①③	食品関連事業者、認定事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅱ③ 令7②Ⅲ	法定	○	指示 事後報告
24②	登録再生利用事業者に対する報告徴収又は立入検査	法25①Ⅲ③ 令7②Ⅲ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(24) 法律名：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13法65)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
17	事業者等への報告の徴収	法22の2 規則11	法定	○	指示 事後報告
18①	事業者等への立入検査	法22の2 規則11	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(25) 法律名： 土壤汚染対策法(H14法53)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
3①	調査機関の指定及び更新	法63 省令27Ⅰ	法定		
35	指定調査機関の変更届出の受理	法63 省令27Ⅱ	法定		
36③	指定調査機関に対する業務執行又は業務改善命令	法63 省令27Ⅲ	法定	○	指示 事後報告
37①	指定調査機関の業務規程の届出又は変更届出の受理	法63 省令27Ⅳ	法定		
39	指定調査機関に対する適合命令	法63 省令27Ⅴ	法定	○	指示 事後報告
40	指定調査機関の業務廃止届出の受理	法63 省令27Ⅵ	法定		
42	指定調査機関に対する指定の取消し	法63 省令27Ⅶ	法定		指示 事後報告
43	指定調査機関の指定等の公示	法63 省令27Ⅷ	法定	○	
54⑤	指定調査機関等に対する報告徴収及び立入検査	法63 省令27Ⅸ	法定	○	指示 事後報告
54①	土壤汚染状況調査に係る土地の所有者等に係る報告の徴収又は立入検査	法63 施行規則78	法定	○	指示 事後報告
56①	関係地方公共団体の長への資料提出又は説明要求	法63 施行規則78	法定		

Ⅲ－(26) 法律名： 使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14法87)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
130③	自動車製造業者等に対する報告徴収	法133①、 134 令21②	法定	○	指示 事後報告
131②	自動車製造業者等に対する立入検査	法133①、 134 令21②	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(27) 法律名: 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
〈9④⑦〉	指定猟法禁止区域(国で指定するものに限る。以下同じ。)内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 法15⑪において準用	法80の2 規則80 I	法定		
9⑧⑨⑪	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 I	法定		
10①	許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 II	法定	○	指示 事後報告
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 II	法定		指示 事後報告
〈10②〉	指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可条件違反者に対する許可取消し ※ 法15⑪において準用	法80の2 規則80 II	法定		指示 事後報告
15④⑥⑦⑨	指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可、許可に係る条件設定、許可証の再交付、許可証返納の受理	法80の2 規則80 III	法定		
15⑩	指定猟法による鳥獣の捕獲等許可条件違反者に対する措置命令	法80の2 規則80 III	法定	○	指示 事後報告
37①②	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		
37④⑤	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可に係る期間又は条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		

Ⅲ－(27) 法律名: 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
37⑥⑦⑨	危険猟法許可証の交付又は再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		
37⑩	無許可で危険猟法により鳥獣の捕獲等をした者又は 許可条件違反者への措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定	○	指示 事後報告
37⑪	危険猟法による鳥獣の捕獲等に係る許可の取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X	法定		指示 事後報告
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた 者等に対する報告徴収 ※ 国指定鳥獣保護区に係るものを除く	法80の2 規則80 X I	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(27) 法律名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
9①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等(国指定鳥獣保護区内、希少鳥獣、かすみ網使用のものに限る。以下同じ。)の許可及び許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80Ⅰ
9②⑤	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請の受理、許可に係る条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80Ⅰ
9④⑦	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る期間の設定、許可証の交付 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80Ⅰ
9⑧⑨⑪	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等に係る従事者証の交付、許可証又は従事者証の再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80Ⅰ
9⑬	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の結果報告の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80Ⅰ
10①	許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等を行った者又は条件違反者に対する措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80Ⅱ
10②	鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等に係る違反者に対する許可取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80Ⅱ
25②④⑤	適法捕獲等証明書の交付申請の受理、証明書の再交付、返納の受理	法80の2 規則80Ⅳ
25⑥	適法捕獲等証明書添付せずに、鳥獣等又は鳥獣の卵を輸出しようとした者への措置命令	法80の2 規則80Ⅳ
25⑦	適法捕獲等証明書の効力取消し	法80の2 規則80Ⅳ
26③④	特定輸入鳥獣が規定に適合して輸入されたものであることを表示する標識の交付等	法80の2 規則80Ⅴ
28の2⑤	国指定鳥獣保護区における保全事業に係る都道府県との協議及び同意	法80の2 規則80Ⅵ
29⑦⑧⑩	国指定特別保護地区の区域内での鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可、許可申請書の受理、許可条件の設定	法80の2 規則80Ⅶ
30①	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の許可を受けた者への実施方法に係る指示	法80の2 規則80Ⅷ
30②	国指定特別保護地区における、無許可で鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為をした者等への行為中止命令、原状回復命令又は措置命令	法80の2 規則80Ⅷ
30③	国指定特別保護地区における、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為の現状回復に係る代執行及びその公示	法80の2 規則80Ⅷ
31①②	国指定鳥獣保護区の指定等にかかる、他人の土地に対する実地調査及び関係者からの意見聴取	法80の2 規則80Ⅸ

Ⅲ－(27) 法律名：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14法88)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
37①②	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37④⑤	危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者に対する許可に係る期間又は条件の設定 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37⑥⑦⑨	危険猟法許可証の交付又は再交付、返納の受理 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37⑩	無許可で危険猟法により鳥獣の捕獲等をした者又は許可条件違反者への措置命令 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
37⑪	危険猟法による鳥獣の捕獲等に係る許可の取消し ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X
75①	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等に対する報告徴収 ※ 国指定鳥獣保護区に係るもの	法80の2 規則80X I
75②	国指定特別保護地区において、許可を受けて鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれのある行為をした者への立入検査又は影響調査	法80の2 規則80X I
75③	国指定鳥獣保護区の立入検査	法80の2 規則80X I

(備考)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務等については、国と地方が連携する仕組みの創設を前提に、移譲の例外となる事務等とすることも含めて、今後、個別に検討。
(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事務等は、地方分権推進計画(平成10年閣議決定)において「国の直接執行事務」に区分。)

Ⅲ－(28) 法律名： 個人情報の保護に関する法律(H15法57)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
32	個人情報取扱事業者に対する報告の徴収	令12②④ (告示)	法定		
33	個人情報取扱事業者に対する助言	令12②④ (告示)	法定		
34	個人情報取扱事業者に対する勧告及び命令	令12②④ (告示)	法定		
37,39	認定個人情報保護団体の認定	令12②④ (告示)	法定		
40	認定個人情報保護団体の廃止の届出を受けること	令12②④ (告示)	法定		
46	認定個人情報保護団体に対する報告の徴収	令12②④ (告示)	法定		
47	認定個人情報保護団体に対する命令	令12②④ (告示)	法定		
48	認定個人情報保護団体の認定の取消し	令12②④ (告示)	法定		

Ⅲ－(29) 法律名： 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(H15法97)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
30	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等からの報告徴収	法36①、36の2 規則44	法定	○	指示 事後報告
31①	遺伝子組換え生物等の使用等をしている者等に対する立入検査等	法36①、36の2 規則44	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(30) 法律名: 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(H16法78)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
5①②④	特定外来生物の飼養等をしようとする者に対する許可、許可申請の受理、又は許可条件の設定	法29①、29の2 規則36Ⅰ	法定		
6①	飼養等許可者に対する措置命令	法29①、29の2 規則36Ⅱ	法定	○	指示 報告徴収
6②	飼養等許可者に対する許可の取消し	法29①、29の2 規則36Ⅱ	法定		指示 報告徴収
10①	飼養等許可者に対する報告徴収又は立入検査	法29①、29の2 規則36Ⅲ	法定	○	指示 事後報告
13①	特定外来生物の防除に係る他人の土地若しくは水面への立ち入り又は捕獲等	法29①、29の2 規則36Ⅳ	法定	○	
13②	他人の土地等への立入等に係る所有者への意見聴取	法29①、29の2 規則36Ⅳ	法定	○	
18①②③	特定外来生物の防除に係る公示事項に適合することの確認又は認定と、その後の公示	法29①、29の2 規則36Ⅴ	法定		
19	国及び地方公共団体以外の者で、認定を受けて特定外来生物の防除を行う者に対する報告徴収	法29①、29の2 規則36Ⅵ	法定	○	指示 事後報告
20①②	確認等を受けて特定外来生物の防除を行う者の防除中止等通知の受理及びその確認等の取消し	法29①、29の2 規則36Ⅶ	法定		
20③	防除が公示された事項に即して行われていないと認められるとき等に係る認定の取消し	法29①、29の2 規則36Ⅶ	法定		指示 報告徴収

Ⅲ－(31) 法律名： 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(H17法51)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
18	使用者に対する特定特殊自動車の技術基準適合命令	法32①Ⅰ、 33 規則36③Ⅰ	法定	○	指示 事後報告
28②	業として特定特殊自動車を使用するものに対する指導及び助言	法32①Ⅱ、 33 規則36③Ⅱ	法定	○	指示 事後報告
29①②	特定特殊自動車使用者に対する報告徴収及び立入検査	法32①Ⅰ、 33 規則36③Ⅲ、Ⅳ	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(32)

法律名：

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
46②	移行期間満了による解散の登記の嘱託	法95	法定		
67②	合併契約に係る理事の定める手続きの承認	法95	法定		
69①	合併の認可	法95	法定		
69②	合併に係る申請書の受理	法95	法定		
69④	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書の受理	法95	法定		
69⑤	合併後の主務官庁が異なる場合における合併に係る申請書及び意見書の送付	法95	法定		
72②	合併に係る登記の届出の受理	法95	法定		
92	最初の評議員の選任に係る定め認可	法95	法定		
94⑥	定款変更の認可	法95	法定		
96①	必要な措置に係る命令	法95	法定		
96②	解散命令	法95	法定		
96③	解散命令の官報掲載	法95	法定		
97	解散命令による解散の登記の嘱託	法95	法定		
104②	移行認定に係る意見聴取への回答	法95	法定		
105	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	法95	法定		
106②	移行認定による解散及び設立登記の届出の受理	法95	法定		
108②	行政庁への事務の引き継ぎ	法95	法定		
109②	移行認定登記を怠ったことによる処分の通知の受理	法95	法定		
109⑤	移行認定登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	法95	法定		
110②	移行期間満了後の不認定処分による解散の登記の嘱託	法95	法定		
120④	移行認可に係る意見聴取への回答	法95	法定		
120⑤	移行認定申請受付通知書及び移行認定処分通知書の受理	法95	法定		

Ⅲ－(32)

法律名：

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
121①	移行認可による解散及び設立登記の届出の受理	法95	法定		
121②	移行期間満了後の不認可処分による解散の登記の嘱託	法95	法定		
131③	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる処分の通知の受理	法95	法定		
131⑤	不正の手段により受けた認可の取り消し又は、移行認可登記を怠ったことによる解散の登記の嘱託	法95	法定		

民法(M29法89)

法律名：

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
38②	定款の変更の認可	政令2①(※1)	法定		
67②	公益法人への命令	政令2①(※1)	法定		
67③	公益法人の検査	政令2①(※1)	法定		
72	残余財産の処分の認可	政令2①(※1)	法定		
77①	解散登記の届出の受理	政令2①(※1)	法定		
77②	精算人の登記の届出の受理	政令2①(※1)	法定		
83	清算結了の届出の受理	政令2①(※1)	法定		
84の2②	都道府県の執行機関への指示	政令2①(※1)	法定		
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	政令2①(※1)	法定		
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	政令2①(※1)	法定		

Ⅲ－(33) 法律名： 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(H20
法83)

条項	事務内容	出先機関の 長が実施し ている根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
11①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する報告徴収	法16② 省令本則	法定	○	指示 事後報告
12①	愛がん動物用飼料の製造業者等に対する立入検査等	法16② 省令本則	法定	○	指示 事後報告

Ⅲ－(34) 法律名： 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (H22法67)

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠	権限移譲後		
			事務の区分	大臣並行権限	国の関与
7①④	研究開発・成果利用事業の申請の受理、認定	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
7⑤	研究開発・成果利用事業の認定に係る都道府県との協議(同意が必要)	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
〈7⑤〉	研究開発・成果利用事業の変更認定に係る都道府県との協議(同意が必要) ※ 法8④において準用	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
8① 〈7④〉	研究開発・成果利用事業の変更申請の受理、変更認定 ※ 法8④において準用	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
8②	研究開発・成果利用事業の軽微な変更の届出の受理	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告
8③	研究開発・成果利用事業の認定取消し	法22①、23省令5⑥	法定	○	指示 事後報告
21②	認定研究開発・成果利用事業者に対する報告徴収	法22①、23省令5⑥	法定	○	事後報告

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（H23法110）

Ⅲ－(35) 法律名：

条項	事務内容	出先機関の長が実施している根拠
16	水道施設等における廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査に係る報告の受理	法57 政令3
17① 18③	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定	法57 政令3
18①②	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請の受理	法57 政令3
18④	特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の指定の申請を行った者等に対する報告徴収及び立入検査	法57 政令3
31③	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の作成及び管理	法57 政令3
31④	除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳の閲覧に係る事務	法57 政令3
49②	指定廃棄物の保管を行う者に対する報告徴収	法57 政令3
49③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3
49④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する報告徴収	法57 政令3
50②	指定廃棄物の保管を行う者に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3
50③	特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3
50④	除染特別地域に係る除染等の措置等を行った者等に対する立入検査、除去土壌等の収去（試験の用に供するのに必要な限度）	法57 政令3

（備考）

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(36) 法律名：東日本大震災復興特別区域法(H23法122)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
49⑤	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る復興整備協議会の会議における協議及び同意	法88 令12
49⑥	国立公園における許可又は届出に関する事項に係る協議及び同意	法88 令12

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。

Ⅲ－(37) 法律名：福島復興再生特別措置法(H24法25)

条項	事務内容	出先機関の長が 実施している根拠
44②	国立公園に係る協議を要する行為等に関する協議	法73

(備考)

特定広域連合等への事務等の移譲により不都合が生じる場合には、その解決に向けて、今後、個別に検討。